

令和7年度

包括外部監査報告書

下水道事業の財務に関する事務の執行

及び経営に係る事業の管理について

岐阜市包括外部監査人

公認会計士 山田直孝

目 次

第 1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査の対象部署	2
5	外部監査の対象期間	2
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
8	外部監査人を補助した者	3
9	指摘・意見の件数	3
10	利害関係	3
第 2	岐阜市下水道事業について	4
1	下水道事業の概要	4
2	組織の概要	20
3	公営企業会計の適用状況	25
4	財務の概要	27
5	現状と課題	52
第 3	監査の結果及び意見（総合意見）	55
1	経営戦略	55
2	キャッシュ・フローの状況	80
3	人員体制	84
4	下水汚泥資源の肥料への活用	86
5	不明水対策・有収率	91
6	地震災害への備え	93
第 4	監査の結果及び意見（個別事項）	98
1	料金収入	98
2	固定資産管理	109
3	情報セキュリティ	126
4	ソフトウェア及び DX 推進	128
5	退職給付引当金	134
6	賞与引当金	137
7	貸倒引当金	139
8	契約・入札管理	146
9	雨水処理負担金及び一般会計補助金	193

(本報告書における記載内容の注意事項)

➤ 本報告書に記述している「指摘」及び「意見」について

「指摘」とは、財務に関する事務の執行において①法令・条例・規則等に抵触するもの、②有効性・効率性・経済性の観点から著しく問題があるもので改善を求めるものである。

「意見」とは、①「指摘」には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの、②その他改善が望ましいものをいう。

➤ 端数処理

本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減算した場合、合計金額と一致しないことがある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。パーセンテージ比率は表示単位未満を四捨五入している。

➤ 報告書の数値等の出典

本報告書の数値等は、原則として岐阜市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合、原則として数値等の出典は明示していない。本報告書の数値等のうち、岐阜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

➤ 報告書の数値等の正確性

本報告書中に監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件（テーマ）

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 事件（テーマ）を選定した理由

岐阜市は、「岐阜市行財政改革プラン（令和2年～6年度）」において、重点取組事項として、公営企業の経営健全化の推進を掲げているが、下水道事業会計の総資産は1,000億円超であり、収益も60億円超と、一般会計予算規模と比しても多額で、また近年の決算では、営業損失の計上を余儀なくされる厳しい状況となっている。

下水道は、市民生活の営みに深く関係する重要なライフラインであり、これに関連する下水道事業の予算金額も大きい。

また、岐阜市の下水道事業は、地方公営企業法の適用を受け地方公営企業として経営している事業である。

そのため、受益者負担及び独立採算を原則とした事業運営が求められ、経済的、効率的かつ安定した事業運営がなされているかは、市民の重要な関心事となっている。

加えて、岐阜市の下水道管は昭和40年代後半から平成10年代後半に整備の多くが行われている。今後、耐用年数である50年を経過する管渠の増加が見込まれており、破損による閉塞や道路の陥没などが危惧される場所である。さらに、下水処理場については、市内4つのプラントのうち、北部プラント及び南部プラントが供用開始から既に50年以上が経過するなど、岐阜市の下水道事業の継続にあたっては、計画的な施設の更新、施設規模の最適化や災害に対する強靱化が求められている。

このように下水道事業は、岐阜市にとって重要性の高い施策であり、当該事業を対象として監査を実施することは大きな意義があると判断し、「下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」をテーマとして選定した。

4 外部監査の対象部署

岐阜市上下水道事業部

5 外部監査の対象期間

令和6年度（自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、令和5年度以前に遡り、また、一部令和7年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自 令和7年7月1日 至 令和8年2月3日

7 外部監査の方法

（1）監査の主な視点

① 合规性の視点

下水道事業に関する財務事務は、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、岐阜市が定める条例その他の法令等及びその趣旨に従い適切に行われているか。

② 有効性・効率性・経済性等の視点

下水道事業に係る財務事務が、有効性・効率性・経済性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

（2）主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則、規程等の確認
- ② 関連資料の閲覧
- ③ 担当者への状況聴取
- ④ 質問書の回答入手及び内容分析
- ⑤ 管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合

8 外部監査人を補助した者

公認会計士・税理士	矢野	厚登
公認会計士・税理士	富	孝史
公認会計士・税理士	古川	有樹
公認会計士・税理士	弓削	幸恵
公認会計士	河邊	丹理
公認会計士試験合格者	水野	善裕

9 指摘・意見の件数

23 件（内訳：指摘 2 件、意見 21 件）

10 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 岐阜市下水道事業について

1 下水道事業の概要

(1) 下水道事業

下水道とは、雨水及び汚水を運搬するために必要な施設と、これらを浄化処理等し、河川や海に戻すための施設や仕組み全体のことをいう。

(2) 下水道事業者としての役割

下水道法では下水道事業者の役割としてその目的を「流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。」(下水道法第1条)と規定している。

(3) 岐阜市下水道事業の沿革

岐阜市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地 490ha を対象として着工した。昭和12年7月には下水処理場(現中部プラント)が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となった。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成した。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに741haの整備が完了した。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始、汚水中継施設として則武ポンプ場が平成2年4月に稼働を開始した。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始、汚水中継施設として須賀ポンプ場が昭和61年4月に稼働を開始した。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和 59 年には旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第 1 処理分区及び東部第 2 処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成 7 年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成 19 年には住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成 3 年 4 月に東部第 1・東部第 2 処理分区、平成 4 年 3 月に芥見処理分区、平成 9 年 3 月に日置江処理分区、平成 23 年 3 月に北東部処理分区の供用を開始した。また、平成 18 年 1 月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成 7 年 4 月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の 4 つの処理分区が編入された。

汚水処理に伴い永続的に発生する下水汚泥を有効活用する取り組みとして、平成 6 年から汚泥焼却灰から製造した焼成れんがの販売（現在製造、販売共に終了）を開始したが、平成 20 年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成 21 年度末に完成した。また、3 県 1 市（愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画や、岐阜県が策定した木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画を受け、全プラントで高度処理を導入している。

このほか、市街地の浸水被害を解消するため雨水事業により市内各排水区において雨水渠の整備を進めており、中部排水区では昭和 57 年 4 月に伊奈波貯留槽、平成 26 年 11 月に梶川町貯留槽が開始、また北部排水区では平成 16 年から雄総排水ポンプ場に着工し、平成 19 年度末に完成した。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和 6 年度）

下水道事業の沿革

年 度	事 項
昭和 9 年 7 月	分流式下水道着工
昭和 12 年 7 月	下水処理場（現中部プラント）処理開始
昭和 18 年 3 月	中部処理区完成
昭和 26 年 12 月	戦災復興事業復旧完了
昭和 37 年 9 月	北部処理区整備事業着工
昭和 41 年 7 月	北部プラント一次処理開始
昭和 43 年 5 月	北部プラント二次処理開始
昭和 45 年 9 月	南部処理区整備事業着工
昭和 48 年 6 月	南部プラント処理開始
昭和 57 年 4 月	伊奈波貯留槽稼働開始
昭和 59 年 10 月	東部第 1 処理分区・東部第 2 処理分区流域公共下水道着工
昭和 61 年 4 月	須賀ポンプ場稼働開始
平成元年 11 月	芥見処理分区流域公共下水道着工
平成 2 年 4 月	則武ポンプ場稼働開始
平成 3 年 4 月	東部第 1 処理分区・東部第 2 処理分区流域公共下水道供用開始
平成 4 年 3 月	芥見処理分区流域公共下水道供用開始
平成 6 年 6 月	焼成れんがの販売開始（現在製造、販売共に終了）
平成 7 年 3 月	日置江処理分区流域公共下水道着工
平成 9 年 3 月	日置江処理分区流域公共下水道供用開始
平成 10 年 7 月	北西部処理区整備事業着工
平成 16 年 2 月	北西部プラント処理開始
平成 18 年 1 月	柳津東、柳津西、佐波、高桑処理分区編入
平成 19 年 3 月	北東部処理分区流域公共下水道着工
平成 20 年 3 月	雄総排水ポンプ場完成
平成 22 年 3 月	りん回収施設建設完成
平成 23 年 3 月	北東部処理分区流域公共下水道供用開始
平成 26 年 11 月	梶川町貯留槽稼働開始

※岐阜市上下水道事業部ホームページ公開資料等を監査人が加工

(4) 下水道処理区域

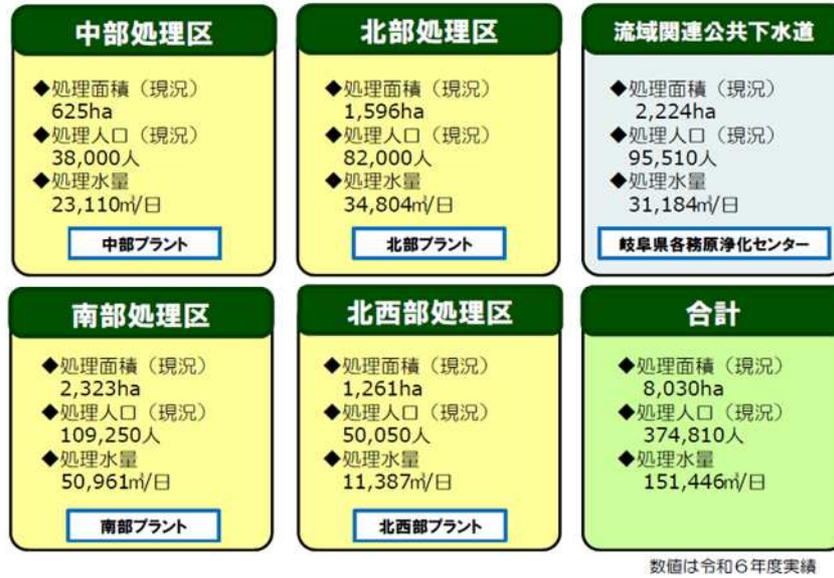
① 区域図



出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

② 下水道の区域

令和6年度時点で岐阜市下水道事業の区域区分として、4プラントの運営と岐阜県が運営している各務原浄化センターがあり、処理面積8,030haとなっている。



出典：岐阜市の上下水道事業の概要

③ 下水道施設の概要

岐阜市の下水道施設の概要は、以下のとおりであり、処理場4施設、ポンプ場2施設、管渠延長は2,257 kmである。

i) 処理場



出典：岐阜市上下水道事業経営戦略（令和7～16年度）



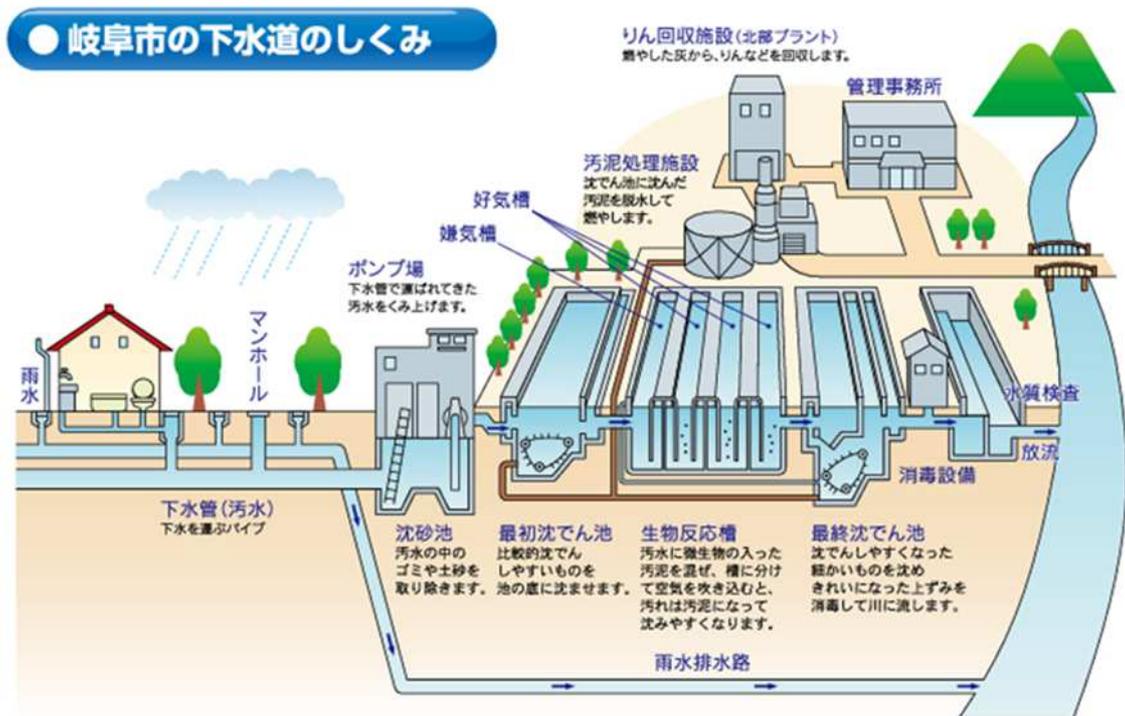
中部プラント見学時写真（令和7年11月6日撮影）

ii) ポンプ場

則武ポンプ場	須賀ポンプ場
	
◆ <u>運転開始</u> 平成2年	◆ <u>運転開始</u> 昭和61年
◆ <u>計画揚水量</u> 2.3 m ³ /分	◆ <u>計画揚水量</u> 16.3 m ³ /分

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略（令和7～16年度）

④ 岐阜市の下水道のしくみ



出典：岐阜市の下水道

主に日常生活等から排出される汚水は、排水設備を通して公共下水道に流入し、岐阜市では、中部・北部・南部・北西部の4プラントのほか、岐阜県各務原浄化センターで、それぞれの区域から集まってくる汚水を24時間処理している。

集まってきた汚水は、何段階もの工程を経て法律で定められた水質基準以下に処理され、きれいな水となって河川へ、そして伊勢湾へ流れていく。岐阜市の下水道は、美しく豊かな自然環境を守り、また、衛生的で快適な暮らしを支えている。

出典：岐阜市の下水道

(5) 下水道事業の状況

公共下水道の管理については、下水道法第3条により規定されている。

公共下水道には単独公共下水道と流域関連公共下水道があり、ともに設置・維持などの管理は市町村が行う（下水道法第3条第1項）。

現在、単独公共下水道として第29次変更事業計画（令和7年3月）による中部、北部、南部及び北西部処理区の6,087ha、流域関連公共下水道として第11次変更事業計画（令和3年2月）による東部第1・第2、芥見、北東部、日置江、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の2,673ha、合計8,760haについて事業を進めている。

令和6年度末の処理面積は、単独公共下水道5,805haと流域関連公共下水道2,225haの、あわせて8,030haとなっている。

① 下水道事業の概況

排水戸数と年間1戸当たりの排水量の関係では、核家族化の進行等や下水道の整備により、排水戸数は増加しているが、人口減少や節水型社会の進展及び世帯人員の減少等により1戸当たりの排水量は減少傾向である。



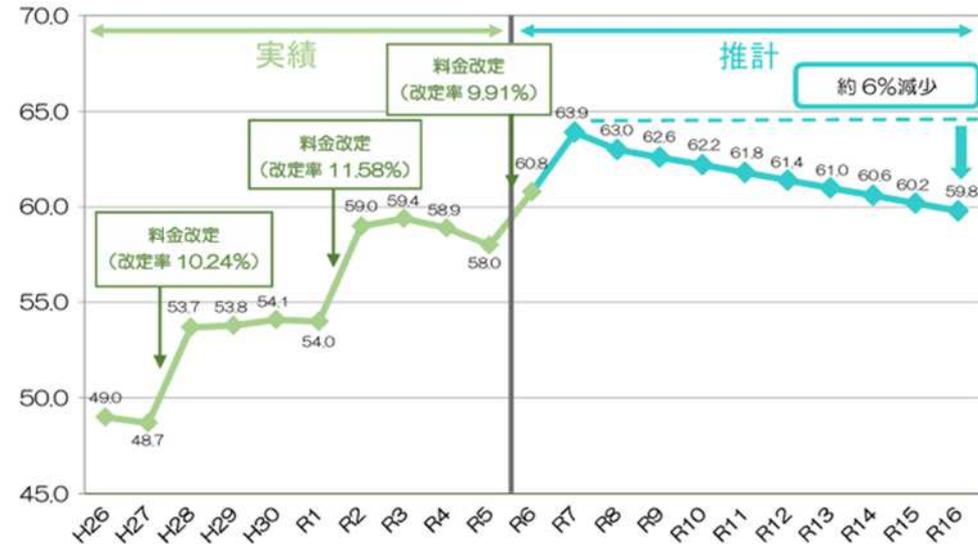
	平成30年度	令和5年度	令和6年度	令和16年度	R6-R16増減
排水戸数	約15.8万戸	約16.6万戸	約16.7万戸	約17.5万戸	5%UP
排水量	約4,420万m³	約4,220万m³	約4,200万m³	約3,940万m³	6%DOWN

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略（令和7～16年度）

また料金収入実績と将来の見通しについては、過去 10 年間の実績は、平成 28 年度、令和 2 年度、令和 6 年度の料金改定により、一時的に料金収入が増加したが、人口減少等に伴う排水量の減少により、料金収入の減少が続く見通しである。

○料金収入の実績と推計

料金収入（億円）



出典：岐阜市上下水道事業経営戦略（令和 7～16 年度）

② 下水道普及状況

i) 令和 7 年 3 月 31 日現在の普及状況

令和 7 年 3 月 31 日現在の普及状況は下記のとおりである。

区分	数量	普及数量	率(%)	備考	
普及率	行政人口 (人)	397,670	374,810	94.3	行政区域内人口に対する処理人口の率
水洗化率	処理人口 (人)	374,810	326,410	87.1	処理人口に対する水洗化人口の率
	処理戸数 (戸)	193,360	167,527	86.6	処理戸数に対する水洗化戸数の率
整備率	計画決定面積 (ha)	9,150	8,030	87.8	処理区域の都市計画決定面積に対する処理面積の率
	事業計画面積 (ha)	8,760	8,030	91.7	事業計画面積に対する処理面積の率

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和 6 年度）

ii) 年度別推移

令和6年度現在、処理区域内の普及率は94.3%と平成16年度の84.4%に比べ大幅に普及が進んでいる。

区分 年度	行政区域内 (A)				処理区域内 (B)				水洗化 (C)			普及率	水洗化率
	面積	世帯数	人口	指数	面積	戸数	人口	指数	戸数	人口	指数	(B/A)	(C/B)
	ha	世帯	人		ha	戸	人		戸	人		%	%
16	19,512	158,625	410,493	100.0	6,814	143,550	346,640	100.0	126,161	300,020	100.0	84.4	86.6
17	20,289	163,814	422,087	102.8	7,332	150,940	363,440	104.8	131,075	310,530	103.5	86.1	85.4
18	20,289	165,811	422,593	102.9	7,511	155,780	371,070	107.0	135,086	316,670	105.5	87.8	85.3
19	20,289	166,909	421,759	102.7	7,557	158,540	372,790	107.5	137,858	319,100	106.4	88.4	85.6
20	20,289	167,943	420,891	102.5	7,563	159,700	373,710	107.8	140,280	323,660	107.9	88.8	86.6
21	20,289	169,116	419,847	102.3	7,588	161,840	373,210	107.7	142,402	324,800	108.3	88.9	87.0
22	20,289	170,356	419,306	102.1	7,632	163,200	374,740	108.1	143,567	326,180	108.7	89.4	87.0
23	20,289	171,713	418,498	102.0	7,701	165,630	376,700	108.7	145,450	327,530	109.2	90.0	86.9
24	20,289	172,111	416,750	101.5	7,740	167,520	378,860	109.3	147,299	329,840	109.9	90.9	87.1
25	20,289	173,006	415,113	101.1	7,793	169,770	380,180	109.7	148,571	329,940	110.0	91.6	86.8
26	20,360	174,490	414,382	100.9	7,864	174,530	382,090	110.2	150,201	329,990	110.0	92.2	86.4
27	20,360	175,371	412,589	100.5	7,896	175,760	381,350	110.0	151,622	330,000	110.0	92.4	86.5
28	20,360	177,102	412,254	100.4	7,971	179,300	384,630	111.0	153,525	330,500	110.2	93.3	85.9
29	20,360	178,392	410,297	100.0	7,985	181,680	383,520	110.6	155,788	330,540	110.2	93.5	86.2
30	20,360	179,872	408,970	99.6	8,000	183,810	383,260	110.6	157,815	330,760	110.2	93.7	86.3
元	20,360	179,872	408,109	99.4	8,004	185,470	382,890	110.5	159,168	330,630	110.2	93.8	86.4
2	20,360	183,288	406,407	99.0	8,008	187,530	381,770	110.1	160,994	329,740	109.9	93.9	86.4
3	20,360	183,506	402,965	98.2	8,020	189,010	379,200	109.4	163,165	328,930	109.6	94.1	86.7
4	20,360	185,365	401,294	97.8	8,023	190,780	377,800	109.0	164,506	327,980	109.3	94.1	86.8
5	20,360	186,907	399,492	97.3	8,027	192,230	376,080	108.5	166,338	327,380	109.1	94.1	87.1
6	20,360	188,687	397,670	96.9	8,030	193,360	374,810	108.1	167,527	326,410	108.8	94.3	87.1

注；指数は16年度を100とした人口に対しての数値である。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

iii) 県庁所在地及び人口30万人以上都市の普及状況

令和5年度末現在、県庁所在地及び人口30万人以上の都市の普及状況では、岐阜市は下水道普及率94.1%となっており、全国平均の81.4%よりは上回っているものの、東京都、横浜市、大阪市、西宮市など100%を達成している自治体も多い。

順位	都市名	普及率	人口	順位	都市名	普及率	人口	順位	都市名	普及率	人口
		%	千人			%	千人			%	千人
1※	東京都	100.0	9,674	30※	広島市	95.5	1,175	59※	青森市	81.8	265
1※	横浜市	100.0	3,754	31※	所沢市	95.2	343	60※	佐賀市	81.4	227
1※	大阪市	100.0	2,762	32※	さいたま市	95.1	1,346	61※	水戸市	80.5	268
1※	西宮市	100.0	481	33※	岐阜市	94.1	399	62※	松江市	79.3	195
1※	尼崎市	100.0	457	34※	秋田市	93.5	295	63※	市川市	79.0	494
1※	豊中市	100.0	406	35※	長崎市	93.3	393	64※	鹿児島市	78.5	593
7※	吹田市	99.9	382	36※	船橋市	91.8	649	65※	福山市	76.3	456
8※	福岡市	99.7	1,595	37※	長野市	91.2	363	66※	郡山市	75.1	313
8※	明石市	99.7	307	38※	熊本市	91.0	729	67※	鳥取市	74.9	180
10※	川崎市	99.6	1,548	39※	姫路市	90.9	524	68※	富山市	74.8	405
10※	高槻市	99.6	346	40※	柏市	90.6	436	69※	豊田市	74.6	416
12※	名古屋市	99.4	2,292	41※	千葉市	90.5	981	70※	高崎市	74.0	367
12※	八王子市	99.4	560	42※	盛岡市	90.2	278	71※	浜松市	72.8	787
14※	札幌市	99.3	1,954	43※	宮崎市	89.3	395	72※	前橋市	71.8	329
15※	京都市	99.1	1,375	44※	川越市	89.1	353	73※	豊橋市	71.5	367
15※	東大阪市	99.1	478	45※	松戸市	89.0	499	74※	大分市	70.2	473
15※	町田市	99.1	431	46※	奈良市	88.9	348	75※	一宮市	69.8	378
18※	北九州市	98.7	916	47※	川口市	88.8	607	75※	春日井市	69.8	306
19※	仙台市	98.6	1,061	48※	静岡市	88.3	676	77※	岡山市	68.1	696
20※	堺市	98.5	815	49※	福井市	88.2	255	78※	山口市	67.8	186
21※	横須賀市	98.3	381	50※	久留米市	88.1	301	79※	福島市	67.4	266
21※	那覇市	98.3	313	51※	岡崎市	88.0	383	80※	高知市	66.4	314
23※	金沢市	98.1	443	52※	山形市	87.2	237	81※	松山市	66.2	498
24※	枚方市	97.8	393	53※	宇都宮市	84.8	514	82※	高松市	62.2	418
25※	神戸市	97.7	1,495	54※	新潟市	84.6	764	83※	いわき市	55.0	305
26※	相模原市	97.5	717	55※	越谷市	84.3	343	84※	津市	47.5	270
27※	旭川市	97.3	318	56※	甲府市	82.5	184	85※	和歌山市	38.7	355
28※	大津市	97.0	343	57※	倉敷市	82.1	474	86※	徳島市	28.6	246
29※	藤沢市	96.1	445	58※	四日市市	81.9	307				
注;普及率、人口は令和5年度地方公営企業年鑑による数値。									全国平均		81.4%
人口は行政区域内人口。									岐阜県平均		78.2%
※印は法適用企業。											

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

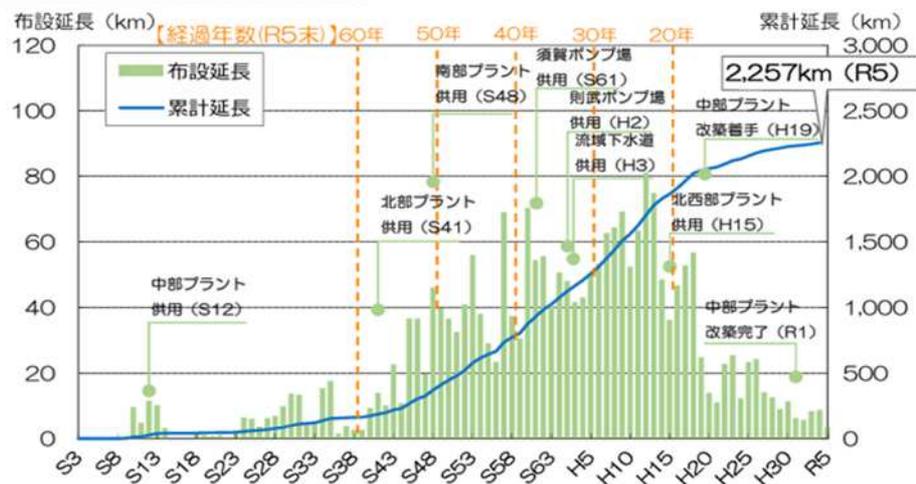
③ 施設の老朽化について

下水道施設の老朽化の状況として、下水処理場について北部プラントと南部プラントがともに供用開始から 50 年以上経過し老朽化が進行している。下水管渠については、令和 5 年度末時点で法定耐用年数の 50 年を経過する管渠延長の割合は、総延長の 16% (367 km) にのぼる。また管渠の更新を行わない場合、令和 25 年度末には総延長の 56% (1,253 km) となると試算されている。これから多くの下水管渠が法定耐用年数を超えていくことが推測されている。

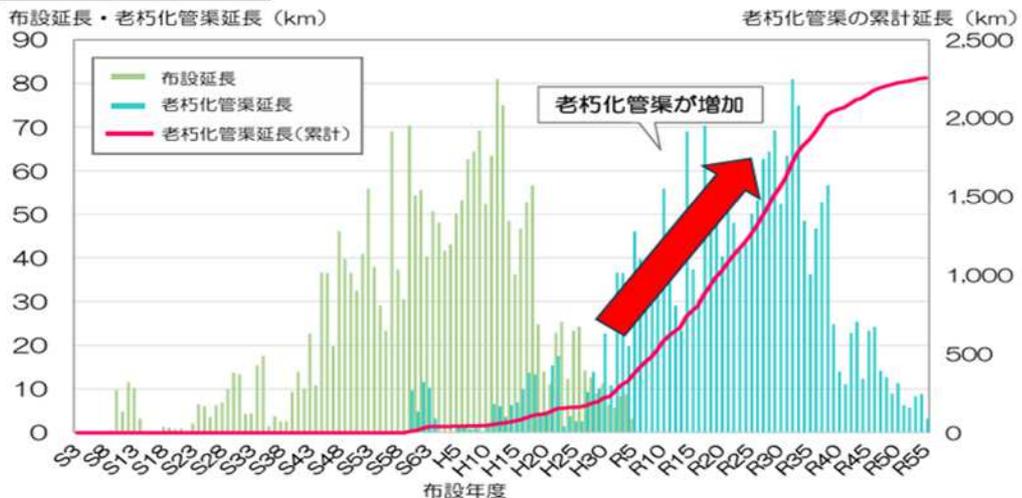
○管渠老朽化率

	平成30年度実績	令和5年度実績	令和16年度目標
管渠老朽化率	16%	16%	33%

○年度別管渠布設延長及び累計延長



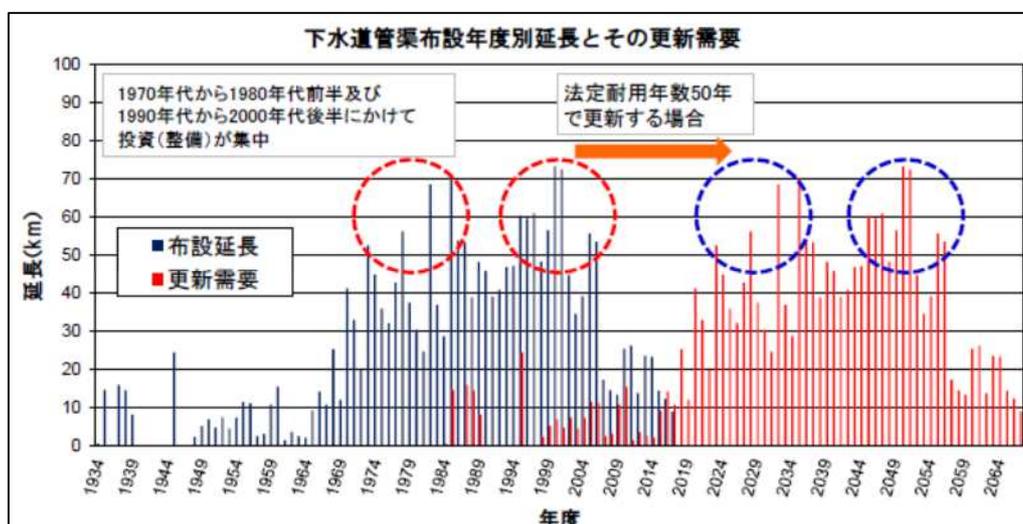
○老朽化管渠延長の推移



出典：岐阜市上下水道事業経営戦略（令和 7～16 年度）

※補足 上記の棒グラフは昭和 3 年から令和 5 年までの布設延長の実績を 50 年（グラフ上は右側）へスライドして老朽化管渠延長を予測している。

また、岐阜市の上下水道事業の概要報告書には、平成 29 年度末現在、管渠施設として管渠は総延長約 2,185km に及びそのうち 50 年経過管(老朽管)は約 220km (10.1%) となっている。このまま管渠の更新を行わない場合、令和 19 年度末には 50 年経過管が 1,022km (46%) になると予測されている。



出典：岐阜市の上下水道事業の概要

※補足 上記の棒グラフは 1934 年から 2018 年までの布設延長の実績を 50 年（グラフ上は右側）へスライドして更新需要を予測している。

④ 耐震化の現状と見通し

下水道施設の令和 5 年度末の耐震化率は、処理場で 58%、ポンプ場で 50%と平成 30 年度末と比べ、変化はなく、耐震化未実施の施設が存在している。

下水管渠については、総延長 2,257 km（令和 5 年度末）のうち、耐震化済延長は 1,038 kmで、令和 5 年度末の耐震化率は、重要な幹線等で 45%と平成 30 年度末と比べ、上昇している。

令和 16 年度末の耐震化率の目標は、処理場で 58%、ポンプ場で 50%、重要な幹線等で 47%、重要施設に接続する下水管渠で 54%としている。

○下水道施設の耐震化の状況

	平成30年度実績	令和5年度実績	令和16年度目標
処理場の耐震化率	58%	58%	58%
ポンプ場の耐震化率	50%	50%	50%
重要な幹線等の耐震化率	43%	45%	47%
重要施設に接続する下水管渠の耐震化率	—	24%	54%

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略（令和 7～16 年度）

⑤ 下水道の老朽化及び耐震化対策進捗状況

昭和 12 年度に処理を開始した中部プラントは、老朽化に伴い令和元年度に全面改築工事が完了したところである。

土木施設の法定耐用年数は 50 年と規定されているが、北部プラント、南部プラントは処理開始より 50 年程度経過しており、今後、再構築に取り組む必要がある。

中部プラント、北西部プラントはそれぞれ耐震性能を確保できているが、それ以外の施設は耐震化に取り組む必要がある。

また、下水道管の法定耐用年数は 50 年と規定されているが、管渠については布設から 50 年を超過する管渠の増加が予測されるため、計画的な更新が必要である。

重要な幹線等は、その半分程度が耐震化されているが、引き続き耐震化に取り組む必要がある。

区 分		事 業 計 画	令和 6 年度迄の実績	進捗率
事業費	管 渠	142,170 百万円	140,720 百万円	99.0 %
	ポ ン プ 場	3,258 百万円	3,250 百万円	99.8 %
	プ ラ ン ト	66,419 百万円	64,545 百万円	97.2 %
	計	211,847 百万円	208,516 百万円	98.4 %

注；雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

注：令和 7 年 3 月 31 日現在

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和 6 年度）

⑥ 有収率の現状と将来の見通し

i) 有収率

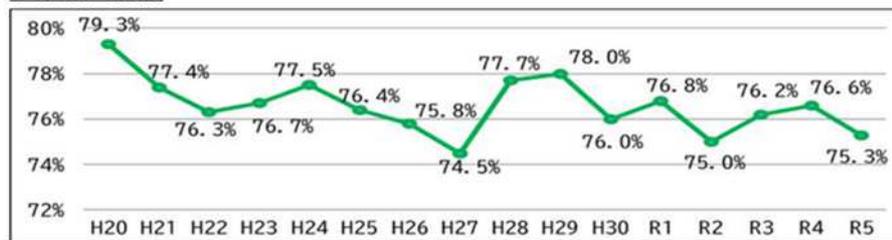
有収率は、下水管渠等の老朽化により不明水量が多いことから、低位になっている。

不明水は下水道事業の採算性を圧迫するとともに、雨天時に増加する突発的な流入は、処理場における適正な汚水処理を阻害する恐れがある。

○有収率

	平成 30 年度実績	令和 5 年度実績	令和 16 年度目標
有収率	76.0%	75.3%	↑

○有収率の実績



出典：岐阜市上下水道事業経営戦略（令和 7～16 年度）

ii) 年度別料金及び水量等の推移

下水道の整備や世帯数の増加によって、利用戸数は増加しているが、料金収入につながる有収水量は減少傾向である。

今後、市の総人口の減少が見込まれていることから、有収水量の減少傾向は継続していくと見込まれる。

区分 年度	下水料金		排水量(有収水量)		月平均利用戸数		年間1戸当たり			
	(円)	指数	(m ³)	指数	(戸)	指数	下水料金		排水量	
							(円)	指数	(m ³)	指数
平成 27	5,257,079,549	100.0	43,986,921	100.0	154,038	100.0	34,128	100.0	286	100.0
28	5,795,767,205	110.2	44,033,465	100.1	155,708	101.1	37,222	109.1	283	99.0
29	5,812,967,683	110.6	44,097,906	100.3	157,711	102.4	36,858	108.0	280	97.9
30	5,838,411,415	111.1	44,209,458	100.5	159,786	103.7	36,539	107.1	277	96.9
令和 元	5,871,504,347	111.7	44,091,736	100.2	161,653	104.9	36,322	106.4	273	95.5
2	6,494,451,869	123.5	43,985,178	100.0	163,341	106.0	39,760	116.5	269	94.1
3	6,532,185,648	124.3	43,406,105	98.7	165,401	107.4	39,493	115.7	262	91.6
4	6,483,345,456	123.3	42,933,385	97.6	167,123	108.5	38,794	113.7	257	89.9
5	6,375,646,872	121.3	42,232,482	96.0	168,997	109.7	37,726	110.5	250	87.4
6	6,630,718,484	126.1	41,780,858	95.0	170,076	110.4	38,987	114.2	246	86.0

注(1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 月平均利用戸数は年間調定戸数/6とする。

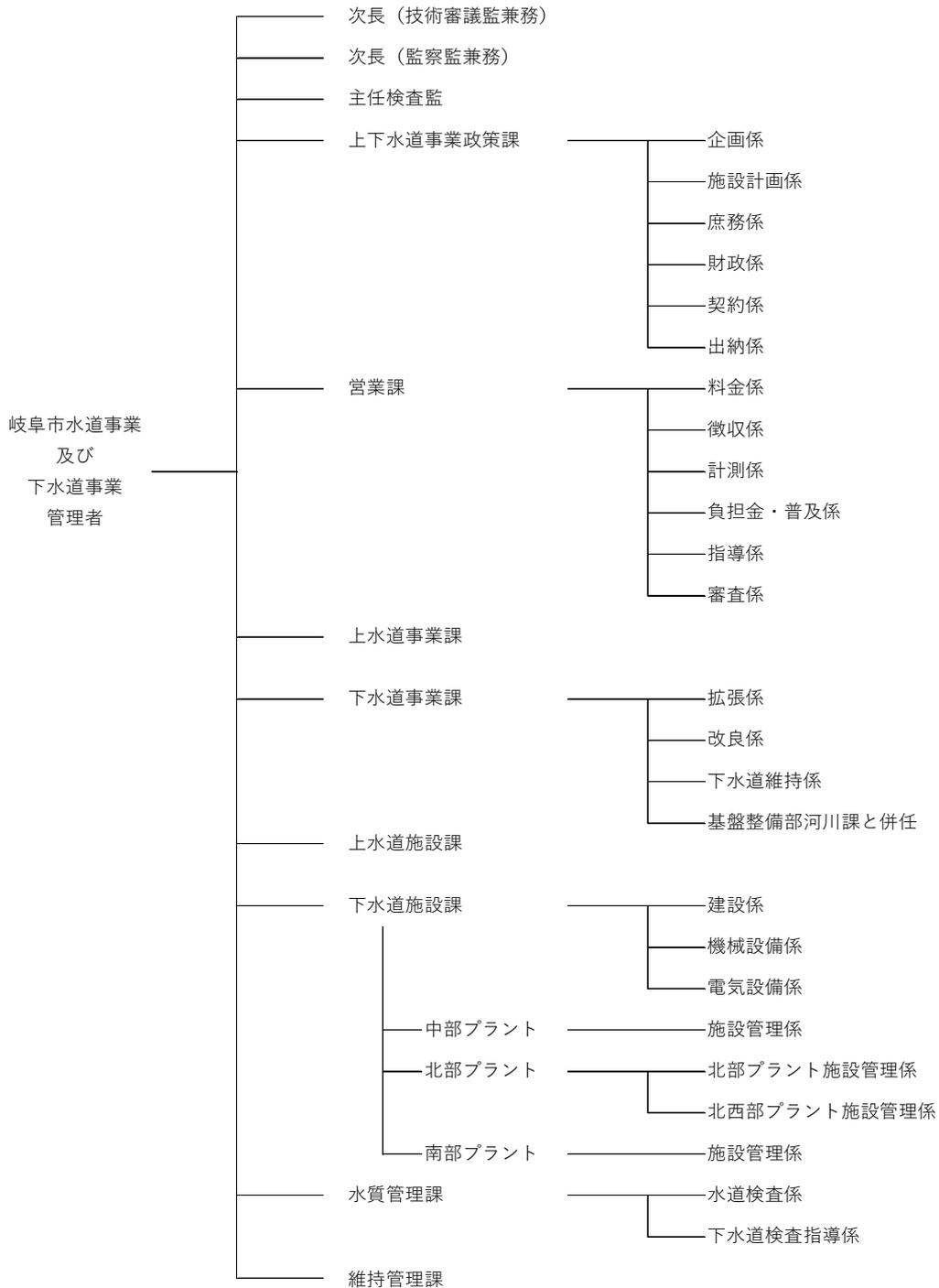
(4) 指数は平成27年度を100とした。

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

2 組織の概要

(1) 機構図

令和7年4月現在の岐阜市上下水道事業部の機構は下記の表のとおりである。



出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）を監査人が加工

(2) 職員構成

令和7年4月現在の岐阜市上下水道事業部の所属別職員構成及び職種別職員構成は下記の表のとおりである。

令和7年4月1日現在の職員数は93名となっており、職種別では、事務職員は17名、技術職員は73名、技術労務職員は3名となっている。

所属別職種別職員構成（単位：人）

課名 職名	上下水道事業 業政策課	営業課	下水道 事業課	下水道 施設課	水質 管理課	計
事務職員	9	8	0	0	0	17
技術職員	3	5	23	38	4	73
技術労務職員	0	0	3	0	0	3
計	12	13	26	38	4	93

（管理者、再任用・任期付職員を除く）

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

(3) 年齢別職員構成

年齢別職員構成では、各年齢層に多少の多寡はあるが全年齢層に職員構成されている。しかし、50才以上の職員が全体の37.6%を占めており、今後熟練工の退職に伴う技術の伝承が危惧される。

年齢別	職 種	事務職員	技術職員	技能労務職員	計	
					職員数	比率
20歳未満		0人	0人	0人	0人	0.0%
20歳以上～25歳未満		1	1	0	2	2.1
25歳以上～30歳未満		0	3	0	3	3.2
30歳以上～35歳未満		2	14	0	16	17.2
35歳以上～40歳未満		2	15	0	17	18.3
40歳以上～45歳未満		3	11	0	14	15.1
45歳以上～50歳未満		2	4	0	6	6.4
50歳以上～55歳未満		2	8	0	10	10.8
55歳以上～60歳未満		5	12	1	18	19.4
60歳以上		0	5	2	7	7.5
計		17	73	3	93	100.0
平均年齢(歳)	本年度	44.8	43.2	60.3	44.1	—
	前年度	43.6	42.9	59.3	43.6	—

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

(4) 職員定数推移

柳津町との市町村合併による定数増を除き、職員定数の削減を行っている。

年度	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6
水道	130	129	156	154	154	154	152	153	153	154
下水道	149	147	146	146	145	145	145	144	144	146
計	279	276	302	300	299	299	297	297	297	300

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
水道	151	145	140	138	133	121	117	109	104	104
下水道	144	138	133	131	129	123	118	112	112	112
計	295	283	273	269	262	244	235	221	216	216

年度	H17	合併	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
水道	103	106	106	106	106	102	98	94	94	94
下水道	110	113	112	109	109	104	102	101	97	96
計	213	219	218	215	215	206	200	195	191	190

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
水道	94	94	94	93	93	93	94	94	97	97
下水道	96	96	96	96	95	95	95	95	91	91
計	190	190	190	189	188	188	189	189	188	188

年度	R6	R7
水道	97	96
下水道	91	92
計	188	188

注：管理者は除く

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

(5) 職務分掌

岐阜市上下水道事業部の職務分掌は下記の表のとおりである。

課名	分掌事務
上下水道 事業政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企業合理化に関すること。 (2) 水道及び下水道の拡張及び改良の計画に関すること。 (3) 条例及び規程に関すること。 (4) 市議会に関すること。 (5) 広報及び宣伝に関すること。 (6) 部内の総合調整に関すること。 (7) 文書及び公印に関すること。 (8) 部内の情報の公開及び個人情報の保護に関すること。 (9) 儀式及び褒賞に関すること。 (10) 職員の服務及び福利厚生に関すること。 (11) 財産及び車両の取得、管理及び処分に関すること。 (12) 物品の購入、工事の請負等の契約に関すること。 (13) 水道会計及び下水道会計の予算及び財務に関すること。 (14) 水道会計及び下水道会計の決算に関すること。 (15) 水道会計及び下水道会計の出納に関すること。 (16) 上下水道事業部本庁舎の維持管理に関すること。 (17) 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
営業課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道料金及び下水料金の調定及び収納に関すること。 (2) 受益者負担金の賦課及び徴収に関すること。 (3) 滞納整理及び滞納処分に関すること。 (4) 欠損処分に関すること。 (5) 給水装置及び排水設備の工事に関すること。 (6) 指定給水装置工事業業者及び下水道排水設備指定工事店に関すること。 (7) 水洗便所改造等工事、水道水切替工事等に係る助成金並びに給水装置及び排水設備に係る工事費の融資あっ旋に関すること。 (8) 水道及び下水道の普及促進に関すること。 (9) 水道メーターの開閉栓及び管理に関すること。 (10) 下水計測器の設置及び管理に関すること。
上水道 事業課	<p>水道の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関すること。</p>

課名	分掌事務
下水道事業課	(1) 下水道の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関する事 (2) 下水管渠の維持管理に関する事 (3) 公道内の排水設備の修繕に関する事
上水道施設課	(1) 水道の水源地等の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関する事 (2) 水道の水源地等の維持管理に関する事
下水道施設課	(1) プラント及びポンプ場の拡張並びに改良工事の設計及び施工に関する事 (2) プラント及びポンプ場の維持管理に関する事 (3) 下水処理に関する事 (4) 焼成れんがの販売に関する事 (5) りんの回収及び販売に関する事
水質管理課	(1) 水道の水質に関する事 (2) 下水道の水質に関する事
維持管理課	(1) 配水管の維持管理に関する事 (2) 公道内の給水装置の修繕に関する事 (3) 応急給水に関する事 (4) 漏水防止対策に関する事 (5) 貯蔵品の出納及び保管に関する事

出典：岐阜市上下水道事業部の組織等に関する規程

3 公営企業会計の適用状況

(1) 岐阜市上下水道事業部に対する地方自治法及び地方公営企業法の適用について

地方公営企業は、あくまでも当該地方公共団体の事務の一部である以上、地方公共団体の組織及び運営の基本法である地方自治法や、地方公共団体の財政に関する基本法である地方財政法、地方公共団体の職員に関する基本法である地方公務員法の規定が原則として適用される。

しかし、地方自治法等の規定は、一般行政事務を規律することを目的として設けられていることから、地方公営企業の効率的・機動的な事業運営を行うことを目的として、地方公営企業の事業の実態に即した法規範である地方公営企業法が制定されており、地方公営企業法第6条に規定のとおり、同法は地方自治法等に対する特例として位置づけられることになる。

地方公営企業法

第6条（地方自治法等の特例）

この法律は、地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法（昭和23年法律第109号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に対する特例を定めるものとする。

地方公営企業法は、全ての地方公営企業に一律に適用されるのではなく、特定の企業のみ適用される。法適用には、法律上当然に適用される場合「当然適用」と地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合「任意適用」の2種類があり、「下水道事業」に関しては、「任意適用」の事業となる。

地方公営企業法

第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

岐阜市下水道事業では、「岐阜市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例」（昭和 27 年施行）を定め、岐阜市下水道事業に関して地方公営企業法を適用している。

岐阜市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例

第 1 条（目的）

この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 1 条第 2 項の規定に基づき、本市下水道事業に同法の規定の適用に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条（下水道事業の適用）

本市下水道事業に、地方公営企業法の全部を同法施行の日から適用するものとする。

以上より、岐阜市上下水道事業部の「下水道事業」については、地方公営企業法・同施行令・同施行規則の適用があることが前提となる。

4 財務の概要

(1) 貸借対照表

令和2年度～令和6年度の貸借対照表の推移は次のとおりである。

(単位：百万円) ※単位未満切捨

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産の部					
固定資産					
有形固定資産					
土地	7,721	7,722	7,725	7,725	7,725
建物	17,165	17,169	17,169	17,140	17,128
減価償却累計額	△ 4,956	△ 5,252	△ 5,545	△ 5,823	△ 6,098
差引:建物簿価	12,208	11,916	11,623	11,317	11,029
構築物	140,516	142,074	144,036	145,327	146,602
減価償却累計額	△ 57,395	△ 59,914	△ 62,445	△ 65,011	△ 67,590
差引:構築物簿価	83,120	82,160	81,590	80,316	79,011
機械及び装置	28,714	28,801	28,843	30,938	31,400
減価償却累計額	△ 18,132	△ 18,840	△ 19,627	△ 20,015	△ 20,951
差引:機械及び装置簿価	10,582	9,961	9,215	10,922	10,449
車両運搬具	25	24	24	22	22
減価償却累計額	△ 22	△ 22	△ 22	△ 20	△ 20
差引:車両運搬具簿価	2	2	1	1	2
工具、器具及び備品	163	170	148	156	165
減価償却累計額	△ 131	△ 134	△ 77	△ 82	△ 94
差引:工具、器具及び備品簿価	32	35	70	73	70
建設仮勘定	409	851	1,547	872	1,500
有形固定資産合計	114,077	112,650	111,774	111,229	109,789
無形固定資産					
施設利用権	3,389	3,361	3,320	3,300	3,257
電話加入権	0	0	0	0	0
無形固定資産合計	3,390	3,361	3,320	3,300	3,257
投資その他の資産					
出資金	3	3	3	3	3
投資その他の資産合計	3	3	3	3	3
固定資産合計	117,471	116,015	115,098	114,533	113,050
流動資産					
現金預金	2,833	2,268	2,198	2,075	1,021
未収金	1,108	996	1,039	1,024	1,260
貸倒引当金	△ 27	△ 24	△ 22	△ 20	△ 15
差引:未収金簿価	1,081	971	1,017	1,004	1,244
貯蔵品	7	6	4	2	1
前払金	228	634	74	348	308
流動資産合計	4,150	3,882	3,295	3,430	2,575
資産合計	121,621	119,897	118,394	117,963	115,626

(単位：百万円) ※単位未満切捨

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
負債の部					
固定負債					
企業債	52,859	50,870	49,069	47,635	45,993
退職給付引当金	496	532	568	557	557
固定負債合計	53,355	51,402	49,637	48,192	46,551
流動負債					
企業債	4,430	4,429	4,358	4,251	4,152
未払金	1,464	1,256	1,371	1,534	935
賞与引当金	67	68	63	64	68
預り金	9	10	6	15	6
流動負債合計	5,971	5,764	5,800	5,865	5,162
繰延収益					
長期前受金	76,437	77,918	79,311	81,192	82,502
収益化累計額	△ 30,600	△ 32,145	△ 33,753	△ 35,239	△ 36,967
差引:繰延収益	45,836	45,772	45,558	45,952	45,535
負債合計	105,163	102,939	100,996	100,010	97,249
資本の部					
資本金	11,881	12,489	13,082	13,767	14,267
剰余金					
資本剰余金					
国庫補助金	2,276	2,276	2,276	2,276	2,276
県補助金	65	65	65	65	65
一般会計補助金	228	228	228	228	228
工事負担金	53	53	53	53	53
受贈財産評価額	67	67	67	67	67
資本剰余金計	2,690	2,690	2,690	2,690	2,690
利益剰余金					
減債積立金	592	685	499	439	554
当年度未処分利益剰余金	1,293	1,092	1,125	1,054	863
利益剰余金計	1,885	1,777	1,624	1,494	1,418
剰余金計	4,576	4,468	4,315	4,185	4,109
資本の部計	16,458	16,957	17,397	17,952	18,376
負債資本合計	121,621	119,897	118,394	117,963	115,626

出典:岐阜市下水道事業会計決算書(令和2年度~令和6年度) △はマイナス

令和6年度における対前年度増減分析は次のとおりである。

① 資産の部

【固定資産】

有形固定資産は対前年度比 1,440 百万円（1.3%）減少している。これは主に、建設仮勘定（施工期間が複数年度に及ぶ大型工事の出来高計上）は 628 百万円増加したものの、建物、構築物、機械装置、工具・器具及び備品の差引帳簿価額の減少（減価償却累計額の増加）2,068 百万円によるものである。

【流動資産】

流動資産は対前年度比 855 百万円（24.9%）減少している。これは主に、企業債の償還による現金預金の減少 1,054 百万円、雨水処理負担金の請求時期のずれによる未収金の増加 240 百万円、工事請負費の前払金の減少 40 百万円によるものである。

② 負債の部

【固定負債】

固定負債は対前年度比 1,641 百万円（3.5%）減少している。これは主に、企業債の減少 1,642 百万円によるものである。

【流動負債】

流動負債は対前年度比 702 百万円（12.0%）減少している。これは主に、前期末日（令和6年3月31日）が日曜日となったことにより、未払金として企業債 282 百万円が当年度中に支払うことができず計上されていたものがなくなったことによるものである。

③ 資本の部

資本の部は対前年度比 424 百万円（2.4%）増加している。これは主に、資本金の増加 500 百万円、減債積立金の増加 115 百万円、令和6年度未処分利益剰余金の減少 191 百万円を計上したことによるものである。

(2) 損益計算書

① 令和2年度～令和6年度の損益計算書の推移は次のとおりである。

(単位：百万円) ※単位未満切捨

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
営業収益	6,275	6,289	6,241	6,144	6,371
下水料金	5,904	5,938	5,894	5,796	6,028
雨水処理負担金	331	327	322	321	318
受託工事収益	17	1	2	8	10
他会計負担金	1	1	0	-	-
その他の営業収益	20	20	22	17	14
営業費用	6,723	6,968	7,061	6,986	7,380
管渠維持費	288	338	314	273	325
ポンプ場費	12	12	9	10	9
処理場費	1,468	1,523	1,732	1,620	1,771
水質管理費	40	40	41	44	46
受託工事費	9	14	1	2	15
業務費	238	244	242	252	264
総係費	250	289	226	211	228
普及促進費	14	15	13	9	10
負担金事務費	38	34	31	36	44
流域下水道維持管理負担金	647	644	631	638	705
減価償却費	3,668	3,767	3,793	3,824	3,938
資産減耗損	44	41	18	59	19
その他営業費用	0	1	2	2	1
営業損益	△ 448	△ 678	△ 820	△ 842	△ 1,009
営業外収益	2,064	2,013	2,021	2,104	2,102
受取利息及び配当金	0	0	0	0	0
一般会計補助金	493	365	368	408	342
長期前受金戻入	1,556	1,631	1,639	1,676	1,740
雑収益	13	16	14	19	19
営業外費用	932	836	761	707	669
支払利息及び企業債取扱諸費	910	824	743	685	643
雑支出	22	12	18	21	26
経常利益	682	499	439	554	423
特別利益	2	-	-	-	-
固定資産売却益	2	-	-	-	-
当年度純利益	685	499	439	554	423
その他未処分利益剰余金変動額	608	592	685	499	439
当年度未処分利益剰余金	1,293	1,092	1,125	1,054	863

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度における対前年度比増減分析は次のとおりである。

i) 営業収益

営業収益は対前年度比 227 百万円 (3.7%) 増加している。これは主に、令和6年8月から平均改定率 9.91%増の料金改定を行ったことに伴う下水料金の増加 232 百万円によるものである。

ii) 営業費用

営業費用は対前年度比 394 百万円 (5.6%) 増加している。これは主に、管渠維持費の増加 52 百万円、処理場費の増加 151 百万円、受託工事費の増加 13 百万円、業務費の増加 12 百万円、総係費の増加 17 百万円、負担金事務費の増加 8 百万円、流域下水道維持管理負担金の増加 67 百万円、減価償却費の増加 114 百万円、資産減耗費の減少 40 百万円によるものである。

iii) 営業外収益

営業外収益は対前年度比 2 百万円 (0.09%) 減少している。これは主に、一般会計補助金の減少 66 百万円、長期前受金戻入の増加 64 百万円によるものである。

iv) 営業外費用

営業外費用は対前年度比 38 百万円 (5.3%) 減少している。これは主に、支払利息及び企業債取扱諸費の減少 42 百万円、雑支出の増加 5 百万円によるものである。

② 令和2年度～令和6年度の営業費用（区分ごと）の推移は次のとおりである。

i) 管渠維持費

(単位：千円) ※単位未満切捨

管渠維持費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	42,687	38,290	37,519	36,891	38,670
手当	17,112	13,921	13,557	14,785	17,211
賞与引当金繰入額	6,998	7,227	6,333	5,206	6,649
法定福利費	12,521	11,020	10,362	10,201	11,066
被服費	46	39	28	119	53
備用品費	266	167	219	340	634
燃料費	459	572	588	582	598
印刷製本費	15	16	16	17	19
通信運搬費	675	690	685	665	688
委託料	113,102	156,007	112,138	110,204	143,685
手数料	—	30	—	—	—
賃借料	183	183	183	182	179
使用料	2	—	—	—	—
修繕費	56,888	61,297	76,704	55,150	56,593
工事請負費	7,277	20,774	21,258	12,766	20,944
動力費	2,221	2,438	3,188	2,625	2,930
材料費	27,866	25,593	31,798	23,778	25,150
補償金	143	—	60	—	—
負担金	121	—	—	—	—
合計	288,588	338,270	314,642	273,520	325,076

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度管渠維持費合計は、対前年比 51,556 千円増加している。これは主に人件費（給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費）の増加 6,513 千円、委託料の増加 33,481 千円、工事請負費の増加 8,178 千円によるものである。

人件費の増加は、人事異動と給与改定によるものである。委託料の増加は、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、緊急管路点検を実施したことに加え、管渠清掃業務が令和5年度に比し 13 箇所増加したためである。工事請負費の増加は人孔蓋受枠取替工事が令和5年度に比し 26 箇所増加したためである。

ii) ポンプ場費

(単位：千円) ※単位未満切捨

ポンプ場費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
備用品費	48	24	48	18	25
光熱水費	69	69	77	113	81
通信運搬費	196	196	196	196	197
委託料	2,868	1,557	1,749	2,186	1,967
手数料	-	-	79	1	56
修繕費	5,026	7,177	570	4,772	1,476
動力費	1,979	2,151	4,174	3,280	3,498
薬品費	2,064	1,044	2,632	-	2,342
材料費	332	255	304	194	89
合計	12,585	12,477	9,835	10,763	9,733

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度ポンプ場費合計は、対前年度比1,030千円減額となっているが、修繕費が3,296千円の減少、薬品費が2,342千円増加している。

令和5年度の薬品費が0円の理由は、令和4年度に実施した臭気測定で脱臭剤の劣化が確認されたため、令和5年度分を令和4年度に前倒しして脱臭剤の交換を実施したためである。

iii) 処理場費

(単位：千円) ※単位未満切捨

処理場費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	132,805	134,198	123,651	127,754	132,322
手当	77,920	76,892	66,844	71,652	70,684
賞与引当金繰入額	24,098	24,437	21,588	22,080	22,625
法定福利費	43,769	43,370	39,574	39,849	40,775
旅費	39	0	0	1	1
被服費	214	187	186	260	335
備用品費	3,376	3,299	3,309	3,720	3,815
燃料費	88,208	103,814	103,339	97,075	102,185
光熱水費	1,309	1,172	1,303	1,341	1,203
印刷製本費	-	63	-	27	60
通信運搬費	600	543	535	550	572
委託料	498,069	541,252	583,336	626,379	617,511
手数料	2,232	2,843	3,251	2,704	5,309
賃借料	181	142	62	52	64
使用料	46	44	38	38	30
修繕費	159,501	145,393	99,081	104,260	124,786
工事請負費	-	540	453	-	-
動力費	267,709	285,656	498,675	390,368	436,112
薬品費	112,909	106,541	130,601	76,058	150,699
材料費	54,945	53,130	55,381	54,024	62,127
負担金	-	-	1,651	2,301	-
公租公課	96	95	109	86	50
保険料	15	14	15	14	15
合計	1,468,049	1,523,636	1,732,992	1,620,602	1,771,290

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度処理場費合計は、対前年比150,688千円増加している。これは主に燃料費の増加5,110千円、修繕費の増加20,526千円、動力費の増加45,744千円、薬品費の増加74,641千円によるものである。

修繕費の増加は、施設の老朽化により、施設設備修繕費が増加したため、動力費の増加は再エネ賦課金の上昇と、国及び電力会社の負担軽減策の割引が減額したため、薬品費の増加は、令和4年度に実施した臭気測定で脱臭剤の劣化が確認されたため、令和5年度分を令和4年度に前倒しして脱臭剤の交換を実施したためである。

iv) 水質管理費

(単位：千円) ※単位未満切捨

水質管理費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	15,862	15,715	16,685	17,544	17,714
手当	7,686	7,173	8,381	9,170	8,855
賞与引当金繰入額	2,206	2,500	2,326	2,437	3,767
法定福利費	4,909	4,760	5,090	5,397	5,492
被服費	14	29	5	17	13
備消費費	1,448	1,562	1,074	1,506	1,595
燃料費	43	36	43	38	34
光熱水費	12	9	8	7	8
通信運搬費	17	10	13	6	9
委託料	6,882	6,726	6,688	6,959	6,612
手数料	88	70	39	70	77
修繕費	53	160	138	159	313
薬品費	1,572	1,500	1,262	1,466	1,626
合計	40,797	40,254	41,757	44,781	46,122

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度水質管理費合計は、ほぼ前年度と同額となっている。

v) 受託工事費

(単位：千円) ※単位未満切捨

受託工事費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	669	—	—	—	—
手当	269	—	—	—	—
法定福利費	175	—	—	—	—
工事請負費	8,274	14,568	1,800	2,005	15,787
合計	9,388	14,568	1,800	2,005	15,787

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度受託工事費合計は、対前年比13,782千円増加している。工事請負費は受託工事に係るものであり、特別使用の申請の有無により年度ごとに金額が変動するためである。なお、人件費（給料、手当、法定福利費）について、令和3年度より費用が0円となっているのは、人員配置の影響による。

vi) 業務費

(単位：千円) ※単位未満切捨

業務費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	30,172	31,750	32,514	34,620	33,958
手当	15,156	15,449	14,791	17,144	15,734
賞与引当金繰入額	5,275	5,333	5,112	6,222	5,859
報酬	-	-	27	27	27
法定福利費	9,310	9,665	9,695	10,381	9,315
旅費	-	-	21	21	20
被服費	20	24	13	25	41
備用品費	463	220	76	70	80
燃料費	24	31	25	33	39
印刷製本費	147	93	113	229	648
通信運搬費	9,055	8,957	9,258	9,699	11,847
委託料	156,208	159,838	154,176	158,131	171,701
手数料	10,221	9,571	13,087	11,722	11,838
賃借料	-	-	47	46	20
使用料	1	2	5	5	4
修繕費	1,842	2,384	2,832	2,760	1,880
工事請負費	-	80	-	-	-
材料費	120	372	63	-	-
負担金	447	924	1,026	1,010	1,079
合計	238,466	244,701	242,886	252,154	264,097

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度業務費合計は、対前年比 11,943 千円増加している。これは主に委託料の増加 13,570 千円、通信運搬費の増加 2,148 千円、人件費合計（給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費）の減少 3,501 千円によるものである。

委託料の増加は、令和6年1月1日より営業関連業務委託が増加しているためである。なお、増加した委託業務は、水道メーター及び井戸水メーターの申請受付及び貸出業務、クレジットカード収納処理業務、下水道の日における普及啓発業務である。

vii) 総係費

(単位：千円) ※単位未満切捨

総係費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	40,406	43,079	46,011	44,706	46,983
手当	24,057	25,506	24,271	26,640	27,160
賞与引当金繰入額	7,412	7,796	7,682	8,817	8,263
報酬	295	250	268	550	257
法定福利費	13,219	14,103	14,603	14,439	15,122
旅費	230	516	916	1,372	869
退職給付費	93,357	126,721	53,390	38,652	54,959
報償費	-	41	25	53	23
被服費	95	-	98	35	118
備消費費	2,774	2,428	3,782	2,488	2,909
燃料費	102	108	140	121	147
光熱水費	3,116	3,431	5,570	4,298	5,353
印刷製本費	262	199	168	173	124
通信運搬費	1,968	1,665	1,788	1,548	1,647
委託料	24,598	24,675	27,209	28,491	31,282
手数料	109	81	50	46	1,081
賃借料	7,707	8,038	8,823	6,985	6,822
使用料	280	15	3,893	3,815	3,885
修繕費	476	731	218	832	848
研修費	678	1,754	1,661	1,641	1,412
食糧費	1	1	2	5	2
厚生費	692	780	721	756	692
負担金	3,212	3,885	3,885	4,055	3,809
公租公課	193	223	180	229	166
保険料	2,748	2,796	2,678	3,123	3,017
貸倒引当金繰入額	22,498	20,274	18,600	17,826	11,453
合計	250,499	289,110	226,644	211,709	228,413

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度総係費合計は、対前年比16,704千円増加している。これは主に人件費合計（給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、退職給付費）の増加19,233千円、委託料の増加2,791千円、手数料の増加1,035千円、貸倒引当金繰入額の減少6,373千円によるものである。

人件費合計のうち、退職給付費の16,307千円の増加は、前年は定年退職者がいなかったため、委託料の増加は、人件費の高騰により委託業務の契約金額が上昇したためである。手数料が令和2年度から令和5年度と比し多額となったのは、令和6年度より金融機関12行に窓口収納手数料の支払を開始したことによる。

viii) 普及促進費

(単位：千円) ※単位未満切捨

普及促進費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	6,273	6,300	6,354	4,578	4,197
手当	2,863	2,951	2,577	2,008	2,121
賞与引当金繰入額	835	861	843	716	780
法定福利費	1,849	1,863	1,782	1,199	1,341
被服費	-	-	-	-	4
備用品費	23	25	25	28	31
燃料費	78	59	51	56	58
印刷製本費	320	345	330	325	330
通信運搬費	61	62	49	49	57
修繕費	16	-	-	-	-
補助交付金	2,283	2,670	1,630	933	1,515
利子補給金	0	-	-	-	-
合計	14,603	15,138	13,644	9,895	10,437

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度普及促進費合計は、ほぼ前年度と同額となっているが、令和2年度から令和4年度までの人件費合計（給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費）に比して、令和5年度及び令和6年度の人件費合計が減少している理由は、正職員から会計年度任用職員となったため等である。

ix) 負担金事務費

(単位：千円) ※単位未満切捨

負担金事務費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給料	14,846	14,874	12,155	16,784	19,273
手当	6,432	6,122	5,559	7,729	9,121
賞与引当金繰入額	2,405	2,441	2,342	2,619	3,892
法定福利費	4,539	4,616	3,893	4,592	5,822
報償費	3,854	852	740	-	-
被服費	-	-	9	10	4
備品消費	192	201	93	92	236
燃料費	37	45	44	38	42
印刷製本費	-	7	80	73	71
通信運搬費	619	582	596	603	716
委託料	5,641	5,075	5,470	4,005	5,298
手数料	4	4	4	4	4
修繕費	242	88	130	17	-
合計	38,816	34,910	31,121	36,571	44,482

出典：岐阜市下水道事業会計決算書（令和2年度～令和6年度）

令和6年度負担金事務費合計は、対前年比7,911千円増加している。これは主に人件費合計（給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費）の増加6,384千円、委託料の増加1,293千円によるものである。なお、人件費合計の増加は、職員の増員による。

(3) 令和4年度～令和6年度の下水道事業費用構成比較及び推移は次のとおりである。

区 分		(受託工事費を含む)								
		令和4年度		令和5年度		令和6年度		すう勢比較		
		金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率	令和4年度を100とする		
							R4	R5	R6	
職 員 給 与 費	給料手当等	444,966	5.7	466,713	6.1	481,406	6.0	100	104.9	108.2
	退職給付費	53,390	0.7	38,653	0.5	54,960	0.7	100	72.4	102.9
	法定福利費	92,699	1.2	94,000	1.2	97,216	1.2	100	101.4	104.9
	計	591,055	7.6	599,366	7.8	633,582	7.9	100	101.4	107.2
動 力 費	動力費	506,039	6.5	396,275	5.1	442,541	5.5	100	78.3	87.5
	光熱水費	6,961	0.1	5,761	0.1	6,646	0.1	100	82.8	95.5
	通信運搬費	13,124	0.2	13,320	0.2	15,735	0.2	100	101.5	119.9
	修繕費	179,676	2.3	167,954	2.2	185,899	2.3	100	93.5	103.5
	工事請負費	23,512	0.3	14,772	0.2	36,732	0.5	100	62.8	156.2
	材料費	87,548	1.1	77,998	1.0	87,368	1.1	100	89.1	99.8
	薬品費	134,496	1.7	77,524	1.0	154,669	1.9	100	57.6	115.0
	委託料	890,769	11.4	936,358	12.2	978,060	12.1	100	105.1	109.8
	流域下水道維持管理負担金	631,422	8.1	638,534	8.3	705,689	8.8	100	101.1	111.8
	減価償却費	3,793,754	48.5	3,824,012	49.7	3,938,942	48.9	100	100.8	103.8
	資産減耗費	18,521	0.2	59,677	0.8	19,629	0.2	100	322.2	106.0
	支払利息	743,543	9.5	685,394	8.9	643,247	8.0	100	92.2	86.5
そ の 他 の 費 用	旅費	939	0.0	1,396	0.0	891	0.0	100	148.7	94.9
	報償費	767	0.0	54	0.0	23	0.0	100	7.0	3.0
	備用品費	8,631	0.1	8,268	0.1	9,328	0.1	100	95.8	108.1
	燃料費	104,233	1.4	97,945	1.3	103,106	1.3	100	94.0	98.9
	印刷製本費	708	0.0	845	0.0	1,255	0.0	100	119.4	177.3
	手数料	16,513	0.2	14,549	0.2	18,367	0.2	100	88.1	111.2
	賃借料	9,117	0.1	7,268	0.1	7,087	0.1	100	79.7	77.7
	負担金	6,563	0.1	7,367	0.1	4,890	0.1	100	112.3	74.5
	補助交付金	1,630	0.0	933	0.0	1,515	0.0	100	57.2	92.9
	保険料	2,693	0.0	3,137	0.0	3,033	0.1	100	116.5	112.6
	雑支出	18,166	0.2	21,700	0.3	26,406	0.3	100	119.5	145.4
その他	33,185	0.4	33,552	0.4	25,987	0.3	100	101.1	78.3	
計	203,145	2.5	197,014	2.5	201,888	2.5	100	97.0	99.4	
合計	7,823,565	100.0	7,693,959	100.0	8,050,627	100.0	100	98.3	102.9	

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

令和6年度の動力費、修繕費、工事請負費、薬品費、委託料、流域下水道維持管理負担金は令和5年度に比べ増加している。

(4) 令和4年度～令和6年度の処理原価及び使用料単価比較は次のとおりである。

(受託工事費を除く)

年 度 年間総有収水量 処理原価 区 分	令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
	(A) 42,933,385 m ³			(A) 42,232,482 m ³			(A) 41,780,858 m ³		
	事業費 (B)	原 価 $\frac{B}{A}$	構成 比率	事業費 (B)	原 価 $\frac{B}{A}$	構成 比率	事業費 (B)	原 価 $\frac{B}{A}$	構成 比率
	千円	円	%	千円	円	%	千円	円	%
	7,821,764	182.18	100.0	7,691,954	182.13	100.0	8,034,839	192.31	100.0
職 員 給 与 費	591,055	13.77	7.5	599,366	14.19	7.8	633,582	15.16	7.9
動 力 費	506,039	11.79	6.5	396,275	9.38	5.2	442,541	10.59	5.5
修 繕 費	201,387	4.69	2.6	180,721	4.28	2.3	206,843	4.95	2.6
薬 品 費	134,496	3.13	1.7	77,524	1.83	1.0	154,669	3.70	1.9
委 託 料	890,769	20.75	11.4	936,358	22.17	12.2	978,060	23.41	12.2
燃 料 費	104,233	2.43	1.3	97,945	2.32	1.3	103,106	2.47	1.3
流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	631,422	14.71	8.1	638,534	15.12	8.3	705,689	16.89	8.8
減 価 償 却 費	3,793,754	88.36	48.5	3,824,012	90.55	49.7	3,938,942	94.28	49.0
支 払 利 息	743,543	17.31	9.5	685,394	16.23	8.9	643,247	15.40	8.0
そ の 他	225,066	5.24	2.9	255,825	6.06	3.3	228,160	5.46	2.8
雨 水 処 理 費 等	2,282,725	53.17	29.2	2,288,773	54.19	29.8	2,387,008	57.13	29.7
汚 水 処 理 費	5,539,039	129.01	70.8	5,403,181	127.94	70.2	5,647,831	135.18	70.3
使 用 料 単 価	下水料金 (C)	単 価 $\frac{C}{A}$		下水料金 (C)	単 価 $\frac{C}{A}$		下水料金 (C)	単 価 $\frac{C}{A}$	
	5,894,172	137.29		5,796,263	137.25		6,028,185	144.28	
処 理 原 価 と 使 用 料 単 価 の 差	-1,927,592	-44.89		-1,895,691	-44.88		-2,006,654	-48.03	

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

令和6年度の処理原価は令和5年度に比べ増加している。

(5) 経営指標

令和2年度～令和6年度の主要経営比率の推移は次のとおりである。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口 (人)	406,407	402,965	401,294	399,492	397,670
全体計画人口 (人)	377,640	378,360	378,360	378,360	324,140
現在水洗便所設置済人口 (人)	329,740	328,930	327,980	327,380	326,410
現在処理区域内人口 (人)	381,770	379,200	377,800	376,080	374,810
普及率 (%)	93.9	94.1	94.1	94.1	94.3
水洗化率 (%)	86.4	86.7	86.8	87.1	87.1
下水管布設延長 (km)	2,287	2,292	2,297	2,300	2,305
汚水管 (km)	2,244	2,249	2,254	2,257	2,261
雨水管 (km)	43	43	43	43	44
合流管 (km)	0	0	0	0	0
※現在晴天時処理能力 (m ³ /日)	170,600	170,600	168,100	168,100	167,000
※現在晴天時平均処理水量 (m ³ /日)	113,263	110,882	109,516	110,435	109,257
※終末処理場施設利用率 (%)	66.4	65.0	65.2	65.7	65.4
年間総処理水量 (汚水分) (千m ³)	58,629	56,931	56,036	56,109	55,278
年間総有収水量 (汚水分) (千m ³)	43,985	43,406	42,933	42,232	41,781
有収率 (%)	75.0	76.2	76.6	75.3	75.6
職員1人当たりの汚水処理水量 (千m ³)	690	647	659	645	643
使用料単価 (円/m ³)	134.23	136.81	137.29	137.25	144.28
処理原価 (円/m ³)	121.53	127.53	129.01	127.94	135.18
内維持管理費分 (円/m ³)	63.29	69.36	72.25	70.16	77.97
内資本費分 (円/m ³)	58.24	58.17	56.76	57.78	57.21
汚水処理費に対する使用料割合 (%)	110.45	107.28	106.41	107.28	106.73
内維持管理費汚水処理費割合 (%)	212.10	197.25	190.01	195.62	185.05
固定資産対長期資本比率 (%)	101.6	101.6	102.2	102.2	102.3
企業債元金償還金対料金収入比率 (%)	61.2	60.4	60.0	58.9	54.3
企業債利息対料金収入比率 (%)	15.4	13.9	12.6	11.8	10.7
企業債元利償還金対料金収入比率 (%)	76.6	74.3	72.6	70.8	65.0
職員給与費対料金収入比率 (%)	11.2	11.7	10.0	10.3	10.5

注(1) 決算統計による数値により算出。

注(2) ※印の項目については単独公共下水道のみの数値。

出典；岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

なお、主要経営比率の算式は、以下のとおりである。

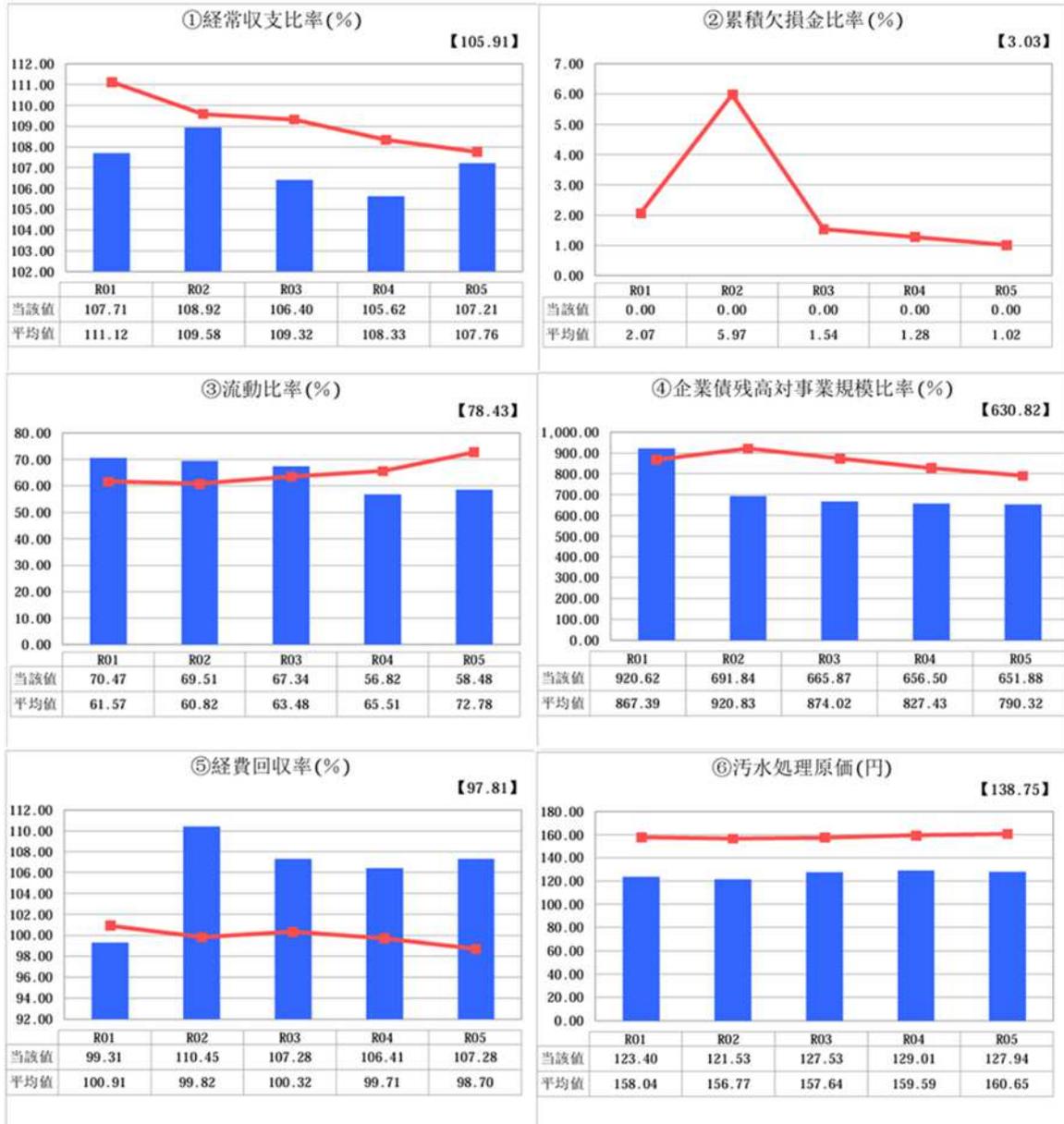
経営指標	計算式
普及率 (%)	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$
水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
終末処理場施設利用率 (%) ※単独公共下水道のみ	$\frac{\text{現在晴天時平均処理水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{現在晴天時処理能力 (m}^3\text{/日)}} \times 100$
有収率 (%)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総処理水量}} \times 100$
使用料単価 (1 m ³ 当たり円)	$\frac{\text{下水料金}}{\text{年間総有収水量}}$
処理原価 (1 m ³ 当たり円)	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間総有収水量}}$
固定資産対長期資本比率 (%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金 + 剰余金 + 固定負債 + 繰延収益}} \times 100$
企業債元金償還金対料金収入比率 (%) ※建設改良のための企業債元金償還金の内特定資金 公共事業費を除く	$\frac{\text{建築改良のための企業債元金償還金}}{\text{下水料金}} \times 100$
企業債利息対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{下水料金}} \times 100$
企業債元利償還金対料金収入比率 (%) ※建設改良のための企業債元金償還金の内特定資金 公共事業費を除く	$\frac{\text{建築改良のための企業債元利償還金}}{\text{下水料金}} \times 100$
職員給与費対料金収入比率 (%)	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{下水料金}} \times 100$

出典：岐阜市水道・下水道統計（令和6年度）

(6) 下水道事業の経営分析の状況

(下水道事業の財政状況令和5年度経営比較分析表より)

① 経営の健全性



- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

(岐阜市が開示している分析結果)

①②経常収支比率は、経常費用の減少により、前年度から 1.6 ポイント増加し、健全経営の水準とされる 100%を上回った。

③流動比率は、流動負債の 1 年以内に返済する企業債償還金が多いため、比率は 100%を下回っているが、月々の安定した下水料金などで賄うことが予定されているため、支払い能力は有していると言える。

④企業債残高対事業規模比率は、令和 2 年度に一般会計繰入金の見直しを行い、企業債償還金への一般会計負担分が多くなったことから比率は低下した。引き続き計画的に企業債の償還を進め、更なる比率の低下が求められる。

⑤⑥効率的な汚水処理により、汚水処理原価は継続して低水準を維持していることから、経費回収率は、前年度より 0.9 ポイントほど上昇し前年度に引き続き 100%を超えており、下水料金で汚水処理に必要な経費が賄えている。

(監査人の分析)

①②経常収支比率は 100%を上回っており、経営改善により健全性が確保されている。

③流動比率が 100%を下回っている状態は、一般的に短期的な支払の円滑化に支障をきたす恐れがある。

④企業債残高対事業規模比率の低下は企業努力によるもので財務健全性につながっている。

⑤経費回収率は 100%を上回り、経営改善が進んでいることを裏付けている。

(指標の解説)

①経常収支比率 (%) $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$

【指標の意味】経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

②累積欠損金比率 (%) $\text{当年度未処理欠損金} \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$

【指標の意味】営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失のこと)の状況を表す指標である。

③流動比率 (%) $\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$

【指標の意味】短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。

④企業債残高対事業規模比率 (%) $(\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}) \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$

【指標の意味】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。

⑤経費回収率（％）下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100

【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

⑥汚水処理原価（円）汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量

【指標の意味】

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

② 経営の効率性

■ 当該団体値（当該値）

－ 類似団体平均値（平均値）

【】 令和 5 年度全国平均

（岐阜市が開示している分析結果）

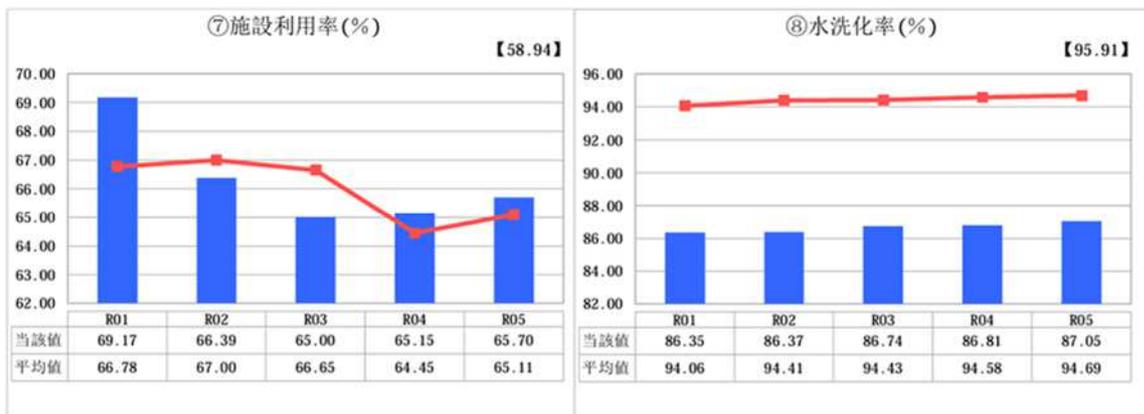
⑦施設利用率は、類似団体と同程度ですが、一日最大処理水量とのバランスも考慮すると、比較的適正な規模であると言える。

⑧水洗化率は、類似団体と比較して低い水準となっているため、下水道へ接続していない世帯に対して、引き続き普及活動に取り組む必要がある。

（監査人の分析）

⑦施設利用率は経営効率を示すものであるが、収入の増加に対し、施設稼働に変化がない場合は低下するものであり、問題はないと言える。

⑧水洗化率は地域特性にも左右されるものであり、類似団体との単純比較は難しいと考えられる。



(指標の解説)

⑦施設利用率(%) 晴天時一日平均処理水量 ÷ 晴天時現在処理能力 × 100

【指標の意味】

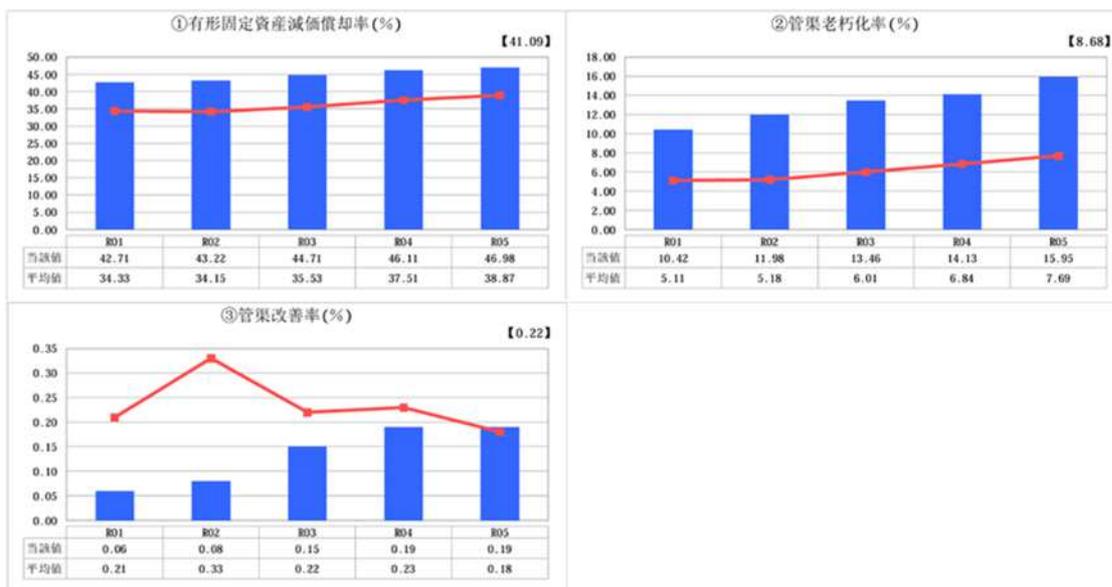
施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

⑧水洗化率(%) 現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100

【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標である。

③ 老朽化の状況



■ 当該団体値 (当該値)

— 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

(岐阜市が開示している分析結果)

①②償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度対比0.9ポイント増の47.0%、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率も前年度比1.8ポイント増の16.0%となり、老朽化が進展している状況となっているため、引き続き、予防保全的な修繕や部分的な更新工事により現有資産の長寿命化を図りながら効率的な施設の更新を行う。

③当該年度に更新した管渠延長の割合を示す管渠改善率は類似団体と同程度となっているが、管渠老朽化率低減のためにストックマネジメント計画に基づきライフサイクルコストの縮減を図りながら、管渠の更新を推進するとともに、下水処理施設の更新も継続していかなければならない。

(監査人の分析)

- ①②有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率は老朽化を示す指標であり今後も上昇することは避けられない。現状を正確に把握することが重要である。
- ③管渠改善率は計画と深く関連するものであり、常に計画との整合性を確認する必要がある。

(指標の解説)

①有形固定資産減価償却率 (%) $\text{有形固定資産減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産のうち償却対象資産の貸借対照表計上額} + \text{減価償却累計額}) \times 100$

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。

②管渠老朽化率 (%) $\text{法定耐用年数を経過した管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。

③管渠改善率 (%) $\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長} \div \text{下水道布設延長} \times 100$

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

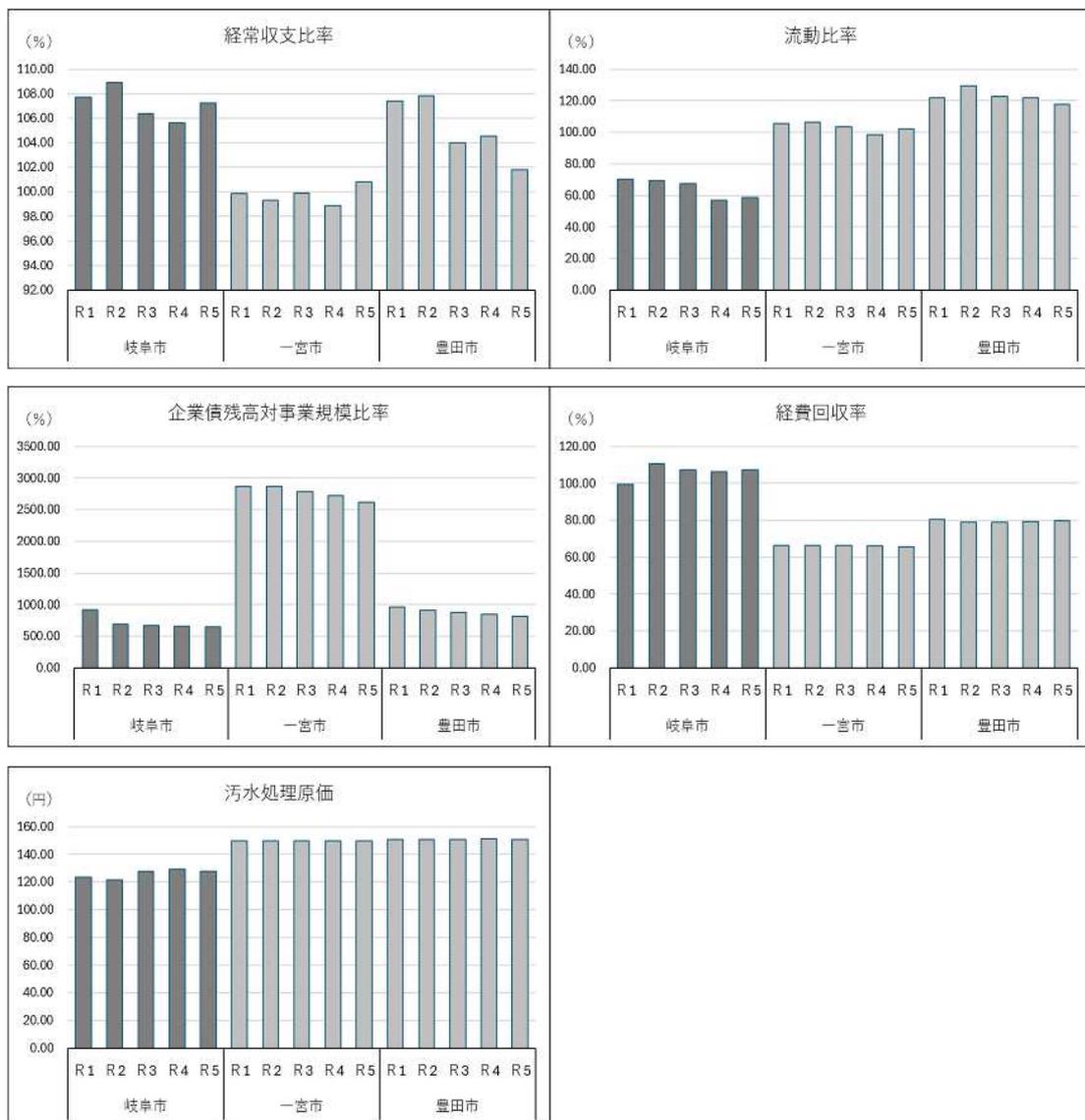
(7) 同等規模自治体との比較

岐阜市と同等規模自治体である愛知県一宮市、豊田市と令和元年度から令和5年度までを比較した。

① 比較自治体の人口

自治体	岐阜市	一宮市	豊田市
人口((公財)国土地理協会 2025年4月調査より)	397,670人	375,827人	415,138人

② 経営の健全性



同等規模自治体との比較

①経常収支比率

比較自治体と比べて費用に対する収益率は高く健全性が確保されている。直近では減少傾向であったが、令和4年度から令和5年度は上昇し、改善が図られている。他自治体との比較でも高い水準を保っており、安定経営を示している。

②流動比率

短期的な債務に対する支払い能力は比較自治体に比べ低くなっており、100%を下回っている。企業債償還金の多寡により左右されるため、他自治体との比較は難しいが、一般的には100%超を目指す必要がある。

③企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高比率は比較自治体に比べ低くなっており、企業努力を反映している。

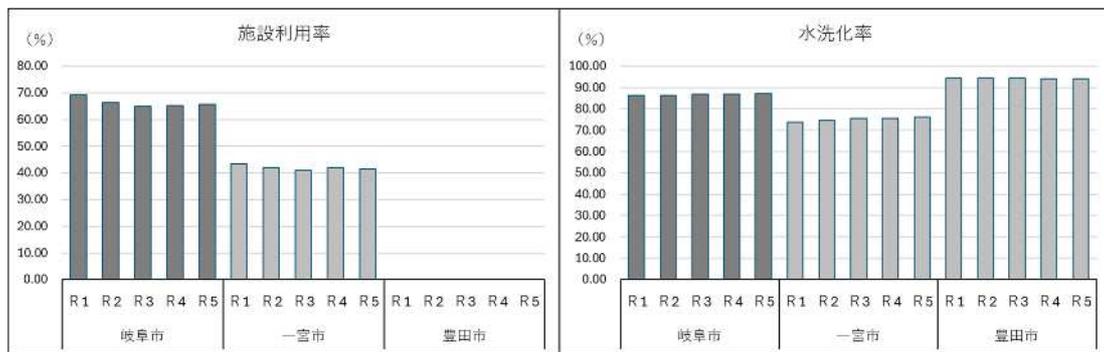
④経費回収率

他自治体に比べても特に高く、しかも100%を上回っている状態は高く評価される。

⑤汚水処理原価

有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用は比較自治体に比べ低くなっており、生産性は高いと判断できる。

③ 経営の効率性



※施設利用率：豊田市は処理施設を有していないため対象外。

同等規模自治体との比較

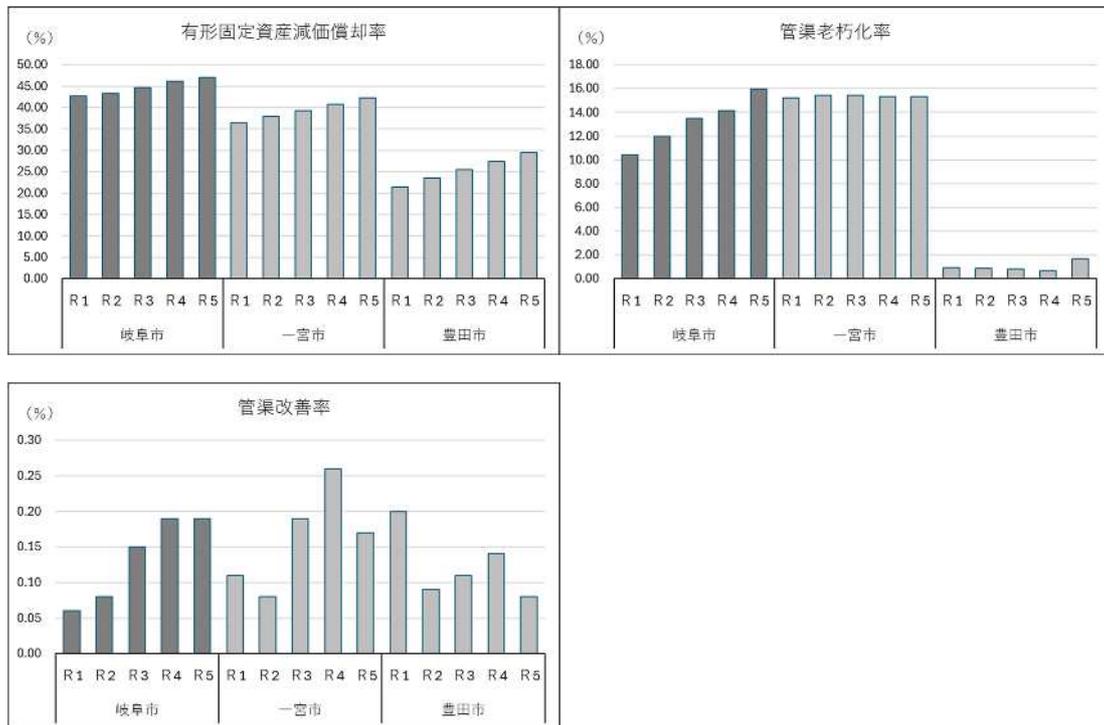
①施設利用率

低下傾向ではあるが、他自治体に比べると高く、高い生産性を維持している。

②水洗化率

他自治体と比較して低い水準ではあるが、地域特性が反映される指標であるため、単純な比較は難しい。

④ 老朽化の現状



同等規模自治体との比較

①②有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率はいずれの自治体も、施設の老朽化を反映した傾向となっており、今後も上昇することは避けられない。現状を正確に把握することが重要である。

③管渠改善率は、他自治体に比べ安定的に向上しており、計画的な改善が反映されていると考えられる。

5 現状と課題

(1) 事業の視点から

現在、岐阜市の下水道事業は、市内に設置されている4つの下水処理場及び岐阜県が管理する各務原浄化センターにおいて汚水処理を実施しており、令和5年度時点で下水道管の総延長は約2,257 km、下水普及率は94.1%である。

下水道事業の課題としては、少子高齢化の進展による人口減少や節水型機器の普及などに起因する水需要の減少によって、料金収入の減少が続いている一方、下水道施設の老朽化対策、耐震化を推進するためにも計画的な下水道施設の改修・改築・更新に取り組む必要がある。

老朽化の現状として、下水処理場については、北部プラント及び南部プラントが供用開始から50年以上経過し老朽化が進行しており、下水管渠については、令和5年度末時点で法定耐用年数50年を経過する管渠延長の割合は、総延長の16%、管渠の更新を行わない場合、約20年後の令和24年度末には、総延長の54%となり、今後多くの下水管渠が法定耐用年数を経過することとなる。

また、耐震化の状況として、処理場については、北部プラント及び南部プラントが耐震化されておらず、処理場全体の耐震化率を平成30年度末時点と令和5年度末時点で比較すると、58%から変化はなく、重要な幹線管渠の耐震化率を同時点で比較すると、43%から45%に上昇し、耐震化が進んでいる。

昭和12年度に処理を開始した中部プラントは、老朽化に伴い令和元年度に全面改築工事が完了したところである。また、北部プラント及び南部プラントは土木施設の法定耐用年数50年を超過しており、今後、施設整備の必要性がある。

(2) 組織の視点から

岐阜市上下水道事業部に所属する従業員数の推移をみると平成18年の柳津町との市町村合併による定数増を除き、職員定数を削減しており、昭和56年のピーク(159人)から約40%の削減を行なっている。

年齢別職員構成では、各年齢層に多少の多寡はあるが全年齢層に職員構成されている。しかし、50才以上の職員が全体の37.6%を占めており、今後熟練工の退職に伴う技術の伝承が危惧される。

経験により培った高度で専門的な技能を有する職員が今後退職していくこととなり、技術力の確保が課題となる。退職者の動向を見据えつつ、安全・安心な水道・下水道サービスを安定して提供していくため、これまで培った技術を適切に継承できるように、能力や実績に基づく適切な職員の配置や年齢構成の適正化を図ると共に、将来を見据え若手職員の育成を図っていくことも不可欠である。

また、今まで経験を通して培った高度で専門的な管理技術のデータベース化やマ

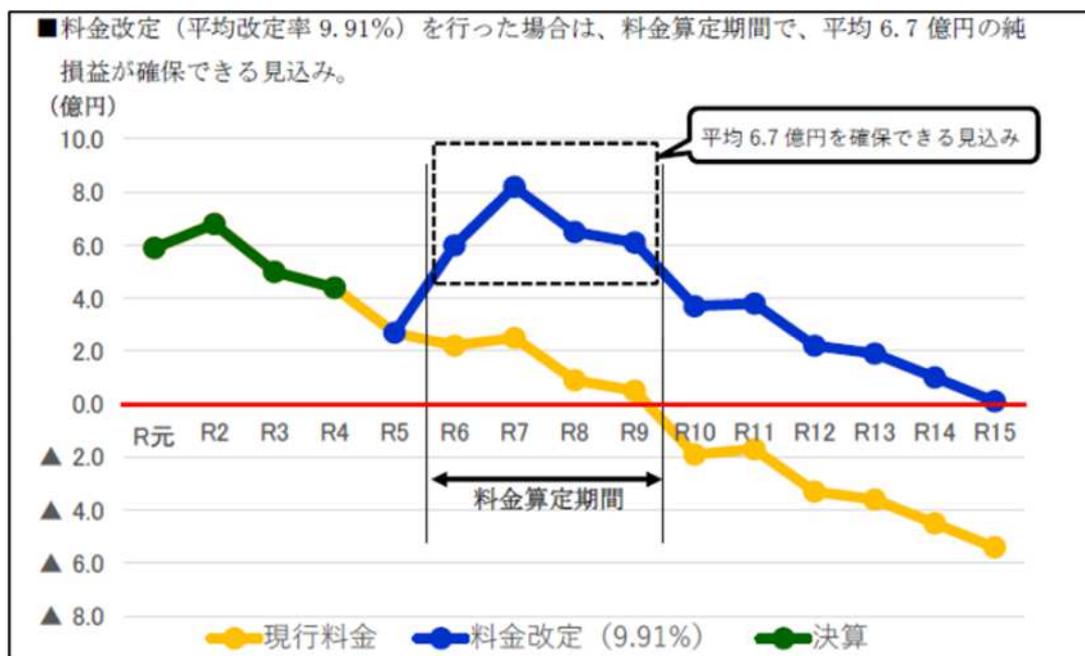
マニュアル等を適切に作成、管理することで業務の手順を可視化し、組織内での共有により技術の継承を行うことが必要である。

職員は現場での知識、技能を身に付けることはもちろん、外部委託なども選択肢の一つとして考慮し、委託業者等に対して OJT などを通して業務管理を行えるような資質を計画的に養うよう、人材育成に取り組んで行く必要がある。

今後も限られた人員で安定的に事業を継続していくため、更なる効率化を目指す一方で、事業環境の変化に対応するため、それぞれの職員の能力や意欲が最大限に活かされるよう、組織の仕組みを整え、組織体制を充実し、強化していくことで、組織力の向上を図る必要がある。日常業務や知識・技能の継承、災害対応等に支障をきたさないよう適正な人員を確保していく必要がある。

(3) 財務の視点から

下水道事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や少子高齢化の進展に伴う人口減少、節水型機器の普及などを要因とする水需要の減少などにより料金収入が減少している。また電気料金などエネルギー価格及び物価の高騰により動力費、材料費、労務費などの上昇に伴う支出の増加により純利益は減少している。



出典：下水料金のあり方についての答申（令和 6 年 1 月）

その一方で、今後の施設整備については老朽化対策や自然災害への対応など耐震化対策を進めるために、計画的投資が必要となり、現在の料金収入を含めた経営状

況においては、純利益及び補てん財源が枯渇し、健全で持続可能な経営が困難になることが見込まれる。

しかし、前述のとおり下水道施設の老朽化・耐震化対策を進めるために、今後も計画的で実現可能な投資が不可欠である。

損益計算書のとおり当期純利益が令和2年度の6億8,515万円から令和4年度には4億3,985万円へと大きく減少をしている。

これらの事情を考慮し、将来的な純利益確保を見込んだ料金改定が実施されている。健全で持続可能な経営を実現し、施設整備計画を確実に実行するためには、引き続き適正な料金設定の検討を行うとともに、経営基盤の強化を図り、今後とも市民の衛生的な生活環境を安定的に維持できる健全で持続可能な下水道事業経営を行う必要がある。

また下水道事業者においても、引き続き下水道施設の老朽化・耐震化対策などを計画的に実施するとともに、DX化の推進など、これまで以上に経営の効率化や経費の削減に取り組む必要がある。

第3 監査の結果及び意見（総合意見）

1 経営戦略

令和7（2025）年4月、岐阜市上下水道事業経営戦略（2025～2034）が公表された。経営戦略は、将来にわたり安定的に事業を継続していくことを目的とした経営の基本計画であることから、新たな計画期間を令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間としたものである。

上下水道事業は、人口減少や節水型社会の水需要の低下等により料金収入の減少が見込まれる一方、エネルギー価格・設備資材価格の高騰等により維持管理経費が上昇するといった厳しい経営環境にある。また、近年しばしば報道される水道管の破裂事故等に関しては、水道事業施設設備の老朽化と地方自治体の財政負担が指摘されるところであり、社会インフラとしての上下水道事業の健全性・事業継続可能性に対する社会的関心はきわめて高い状況である。こうしたなか、総務省は、『「経営戦略」の改定推進について』（令和4年1月25日総務省通知（総財公第6号・総財営第1号・総財準第2号））及び「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号）等をもって、上下水道事業者に対し、より質の高い経営戦略の要請を行った。上下水道事業の将来にわたる健全で継続可能な事業運営の確保にむけた経営計画を求めるものであり、今回の岐阜市上下水道事業経営戦略（2025～2034）はこの要請を受けて策定されている。

岐阜市の上下水道事業においては、令和5（2023）年度に下水料金の改定が行われ、令和6年8月から新料金が適用されている。また、水道料金についても令和6（2024）年度に改定が行われ、令和7年4月に適用されたところである。令和7（2025）年度の経営戦略は、この改定をふまえて投資・財政計画を更新していることから、今回の包括外部監査においては、下水道事業にかかる最新計画として、投資・財政計画に焦点をあてて検討を行った。

① 令和2年度計画（2020～2029）前半期実績と令和7年度計画（2025～2029）

令和7年度に策定された経営戦略（2025～2034）の投資・財政計画は、令和2年度に策定された経営戦略（2020～2029）の投資・財政計画を踏まえて更新されたものである。更新内容を確認するため、次頁のとおり、令和2年度計画値と実績値、及び令和7年度計画値の比較分析を行った。

上段に令和2年度計画値（2020～2029）、中段に2020年度～2024年度の実績値、下段に令和7年度前半計画値（2025～2029）を示している。

【収益的収支/収入の実績対比】

(単位：億円)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
収益（計）										
R2 計画	84.3	84.5	84.2	83.8	83.5	82.0	82.3	82.0	81.8	81.2
実績	83.4	83.0	82.6	82.4	84.7					
R7 現行計画						87.7	86.3	86.5	86.0	85.8
うち下水料金	59.4	60.1	59.7	59.4	58.8	58.5	58.1	57.7	57.3	56.9
	59.0	59.4	58.9	58.0	60.3					
						63.9	63.0	62.6	62.2	61.8
うち	8.2	7.7	7.5	7.2	7.0	6.9	6.7	6.6	6.5	6.3
一般会計繰入金	8.3	6.9	6.9	7.3						
						6.9	6.1	6.1	5.5	5.4
うち	16.0	16.0	16.3	16.5	17.0	15.9	16.8	17.1	17.4	17.4
長期前受金戻入	15.6	16.3	16.4	16.8	17.4					
						16.5	16.8	17.4	17.8	18.1

(経営戦略投資・財政計画及び決算報告にもとづき監査人が作成)

現行の財政計画の収益（収入）については、令和6年8月から適用された新しい下水料金にもとづき、増収が見込まれている。下水料金収入は、令和2年度計画値を毎期4億～5億円上回る見通しとなっているが、令和2年度以降の旧料金実績値との比較及び令和6年度実績に鑑みて、この計画値の実現可能性には懸念がある。なお、下水料金収入の全体推移としては、令和2年度計画と同様、継続的な微減傾向を前提としている。有収率の一定維持努力と利用戸数の微増予測にもかかわらず、有収水量が継続的に減少している現状にもとづくものである。

また、収益的収支の収入において留意すべき内容として、長期前受金戻入額の金額がある。岐阜市の場合、長期前受金戻入額は約16億円であり、その金額的影響は小さくない。かつ、長期前受金戻入額は、次に記載する収益的収支の支出に計上される減価償却費の金額に連動するものであるが、減価償却費に対する長期前受金戻入額の比率は約50%となっている。この比率を客観的にとらえれば、有形固定資産の取得額の約半分が補助金等によって賄われていると解釈される状況であり、今後の更新費用の原資について慎重に検討する必要がある。減価償却費を含む収益的収支の支出にかかる実績対比結果は次頁のとおりである。

【収益的収支/支出の実績対比】

(単位：億円)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
費用（計）										
R2 計画	80.1	77.1	76.8	76.5	769.9	74.5	75.5	75.6	75.8	75.3
実績	76.6	78.0	78.2	76.9	80.5					
R7 現行計画						81.4	79.5	80.9	81.3	82.1
うち人件費	7.0	6.6	6.7	6.8	6.9	6.9	6.7	6.8	6.8	6.6
	6.7	7.0	6.0	6.0		6.8	5.9	6.0	6.0	6.0
うち委託料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8.1	9.0	8.9	9.4		10.2	10.0	10.2	10.2	10.4
うち動力費	3.2	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	2.7	2.9	5.1	4.0		4.8	5.0	5.1	5.0	5.1
うち修繕費	2.0	2.2	2.1	2.0	2.3	2.0	2.1	2.1	2.0	2.0
	2.3	2.4	2.0	1.8		2.5	2.1	2.1	2.2	2.2
うち材料費	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	—	—	—	—		—	—	—	—	—
うち減価償却費等	37.7	38.1	38.6	39.0	39.8	38.3	39.9	40.4	41.0	41.0
	37.1	38.1	38.1	38.8		38.4	38.9	39.9	40.6	41.1
うち支払利息	9.7	8.4	7.6	7.0	6.4	5.8	5.4	4.9	4.6	4.2
	9.1	8.2	7.4	6.9		6.3	6.0	6.2	6.2	6.2

(経営戦略投資・財政計画及び決算報告にもとづき監査人が作成)

財政計画の費用（支出）について、令和2年度計画では継続的な減少が見込まれていたが、現行計画では増加予測となった。増加要因の一部として、動力費・支払利息等の増加が挙げられる。動力費の積み増しは、実績値にもとづいてエネルギー価格高騰の影響を反映した内容であり、支払利息の積み増しは、企業債発行額の増加及び企業債残高の増加見込みに応じて更新された結果である。ただし、上記の開示において、費用内訳の合計額は費用全額の75%程度にとどまっており、かつ、金額的重要性の高い委託料金額が欠落していることから、現行計画の費用の推移が、令和2年度計画の減少傾向から一転して増加見込みとなった詳細は明らかでない。また、上記の収益的収支費用の費目について、決算報告書における

機能別分類に基づく費目ではなく、人件費等の性質別分類に基づく費目が使用されているため、2024年度の実績値の一部について、決算報告にもとづく把握ができなかった。計画実績比較の観点からは、こうした費目開示に懸念がある。

岐阜市の収益的収支見込みの結果、損益の状況は以下のとおりであった。

【収益的収支/損益の実績比較】

(単位：億円)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
経常損益(計)										
R2計画	4.2	7.4	7.4	7.3	6.6	7.5	6.8	6.4	6.0	5.9
実績	6.8	5.0	4.4	5.5	4.2					
R7現行計画						6.3	7.0	5.6	4.7	3.6
純損益(計)										
R2計画	4.2	7.4	7.4	7.3	6.6	7.5	6.8	6.4	6.0	5.9
実績	6.9	5.0	4.4	5.5	4.2					
R7現行計画						6.3	7.0	5.6	4.7	3.6

(経営戦略投・資財政計画及び決算報告にもとづき監査人が作成)

損益の実績値は、近年継続して計画値を下回る状況である。現行計画においても、下水料金の改定と費用の増加を見込んだ結果、より下振れの減益傾向となっている。なお、後半期(2030~2034)を含めた令和7年度現行計画の収益的収支の内容は、次のとおりである。おおむね前半期数値の傾向を踏襲した内容であるが、長期前受金戻入額と減価償却費は連動して増加見込みにある。

【収益的収支/令和7年度経営戦略】

(単位：億円)

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
収益(計)	87.7	86.3	86.5	86.0	85.8	85.8	85.7	85.2	85.1	85.2
うち下水料金	63.9	63.0	62.6	62.2	61.8	61.4	61.0	60.6	60.2	59.8
うち一般会計補助金	6.9	6.1	6.1	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3	5.4	5.4
うち長期前受金戻入	16.5	16.8	17.4	17.8	18.1	18.6	19.0	18.8	19.1	19.6
費用(計)	81.4	79.5	80.9	81.3	82.1	83.1	83.9	83.7	84.2	85.1
うち人件費	6.8	5.9	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.1	6.1	6.1
うち委託料	10.2	10.0	10.2	10.2	10.4	10.5	10.6	10.7	10.8	10.9
うち動力費	4.8	5.0	5.1	5.0	5.1	5.1	5.2	5.2	5.3	5.3
うち修繕費	2.5	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3
うち減価償却費等	38.4	38.9	39.9	40.6	41.1	41.9	42.4	42.1	42.4	43.1
うち支払利息	6.3	6.0	6.2	6.2	6.2	6.2	6.3	6.3	6.3	6.2
純損益	6.3	7.0	5.6	4.7	3.6	2.7	1.8	1.5	0.9	0.1

(経営戦略投資・財政計画及び決算報告にもとづき監査人が作成)

次に、資本的収支に関する実績計画比較については以下のとおりである。

【資本的収支/資本的収入の実績対比】

(単位：億円)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
資本的収入(計)										
R2 計画	40.3	43.4	53.8	53.3	50.7	53.2	42.7	44.8	45.1	40.7
実績	44.4	38.1	39.6	48.3	38.3					44.7
R7 現行計画						49.6	56.3	50.6	43.6	
うち企業債	26.1	26.1	31.3	29.9	27.4	27.3	22.5	22.1	21.7	20.0
	28.6	24.4	25.6	28.2	25.1					
						31.0	35.8	30.0	24.0	25.3
うち国庫補助金	6.0	9.2	14.6	15.4	15.5	17.9	12.3	14.8	15.7	13.3
	7.5	5.4	6.5	13.7	5.8					
						10.6	13.1	13.1	11.6	12.0
うち	7.3	7.3	7.2	7.3	7.2	7.3	7.2	7.2	7.1	7.4
一般会計出資金	7.3	7.7	6.9	6.5	6.2					
						6.9	6.8	6.7	7.2	6.7
うちその他収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			1.1	1.9	1.2					
						—	—	—	—	—

(経営戦略投資・財政計画及び決算報告にもとづき監査人が作成)

資本的収入については、実績値（2021～2024）が計画値を下回る状況である。主に企業債の発行の抑制と国庫補助金の実績乖離によるものである。現行計画では、後半期（2030～2034）の企業債発行額に積み増しがなされているが、企業債の発行額は、資本的収支の支出における建設改良費の推移と比して検討する必要がある。また、国庫補助金についても実績値と計画値に少なからぬ乖離があり、なかでも直近の2024年度実績においては約10億円の差異が発生している。

国庫補助金収入における計画実績差異には、対象工事の計画変更（工事内容・実施時期の変更等含む）・補助金の採択結果の影響等が考えられるが、この金額規模の差異は、主に計画値の算定手法に起因すると考えられる。2024年度国庫補助金収入の仮決算数値に関し、繰越平均の調整の影響として約6.5億円が算定されており、次に見る資本的収支の支出における建設改良費の繰越平均調整と連動するものであった。繰越平均は、過去の繰越額・繰越率等の平均値を用いたいわば内部的近似値であると考えられるが、多額の調整が必要となる計画値の精度に懸念が残るところである。

【資本的収支/資本的支出の実績対比】

(単位：億円)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
資本的支出(計)										
R2 計画	69.9	72.5	83.6	84.2	82.6	85.5	74.1	76.1	76.4	71.0
実績	76.7	69.5	74.9	79.4	68.6					
R7 現行計画						79.4	83.4	78.8	73.5	74.2
うち建設改良費	26.2	28.2	39.3	40.6	40.0	43.6	33.9	37.5	39.2	35.3
	33.0	25.2	30.6	35.8	26.1					
						37.9	43.5	40.5	36.8	39.0
うち償還金等	43.7	44.3	44.3	43.6	42.6	41.9	40.2	38.6	37.2	35.7
	43.7	44.3	44.3	43.6	42.5					
						41.5	39.9	38.2	36.7	35.2

(経営戦略投資・財政計画及び決算報告にもとづき監査人が作成)

資本的収支の支出における計画と実績の乖離は、建設改良費に起因する。建設改良費は、投資・財政計画全体への金額的影響のみならず、質的影響も大きいものである。資本的収入の企業債及び国庫補助金、また、収益的収支の長期前受金戻入額及び減価償却費の変動要因となっている。

2021年度以降、建設改良費の支出は、計画値を継続的に下回っており、前述の企業債の発行の抑制につながっている。かつ、直近2024年度の建設改良費実績の計画値との乖離約14億円は、主として繰越平均額の調整に起因するものであり、前述の国庫補助金収入の大幅な実績乖離につながっている。直近5か年(2020～2024)にわたる建設改良費の計画値の合計約174億円に対し、実績値の合計は約150億円であった。現行計画では2026年度以降の計画値について、若干の積み増しがなされているが、建設改良費の計画値については、その精度とともに下水道事業継続に必要な設備維持更新の観点からの検討が必要である。

かかる資本的収入・支出の結果である収支不足(補填)額及び企業債残高の推移は、次のとおりである。国庫補助金の減少・企業債の償還負担により、収支不足(補填)額が計画値を上回る傾向にある一方、企業債残高の圧縮は、現在のところはおおむね計画どおりに進んでいる。

【資本的収支/収支不足(補填)額の実績対比】

(単位：億円)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
収支不足										
R2 計画	29.6	29.1	29.8	30.9	31.9	32.3	31.4	31.3	31.3	30.3
実績	32.3	31.0	35.3	31.1	30.8					
R7 現行計画		4.0				29.6	27.1	28.2	30.0	29.5

(経営戦略投資・財政計画及び決算報告にもとづき監査人が作成)

【資本的収支/企業債残高の実績対比】

(単位：億円)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
企業債残高										
R2 計画	581.7	563.5	550.5	536.8	521.6	507.0	489.3	472.9	457.5	441.7
実績	572.9	553.0	534.3	518.9	501.5					
R7 現行計画						486.8	482.6	474.4	461.7	451.7

(経営戦略投資・財政計画及び決算報告にもとづき監査人が作成)

なお、後半期(2030～2034)を含めた令和7年度現行計画の資本的収支の内容は、次のとおりである。建設改良費及び企業債の発行予定額は、2026年度をピークに以降は減少を見込んでいる。また、企業債の償還額は継続的に減少見込みである。

【資本的収支/令和7年度経営戦略】

(単位：億円)

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
資本収支(計)	49.6	56.3	50.6	43.6	44.7	42.4	38.8	35.0	31.2	36.1
企業債	31.0	35.8	30.0	24.0	25.3	23.8	20.6	17.4	15.6	21.2
国庫補助金	10.6	13.1	13.1	11.6	12.0	11.6	11.5	12.0	10.6	10.0
一般会計繰入金	6.9	6.8	6.7	7.2	6.7	6.2	5.8	4.9	4.3	4.1
資本支出(計)	79.4	83.4	78.8	73.5	74.2	71.1	66.4	61.6	57.7	62.4
建設改良費	37.9	43.5	40.5	36.8	39.0	37.8	34.9	33.6	32.0	37.1
償還金	41.5	39.9	38.2	36.7	35.2	33.4	31.5	27.9	25.7	25.3
収支不足	29.6	27.1	28.2	30.0	29.5	28.7	27.7	26.5	26.4	26.3

(経営戦略投資・財政計画にもとづき監査人が作成)

以上が、令和2年度経営戦略前半期(2020～2024)の投資・財政計画の実績対比の状況である。実績値をふまえ、下水料金の改定と近年の物価高騰を反映した投資・財政計画として、現行の令和7年度経営戦略投資・財政計画が策定された。前述のとおり、建設改良費の下振れと企業債発行額の抑制傾向、長期前受戻入額の相対的な大きさ、さらに国庫補助金収入の実績乖離等を勘案し、建設改良費及び下水道事業の設備更新計画について、基礎にある方針と計画を含めた検討を行うこととする。

岐阜市下水道施設設備の更新維持については、下水道総合地震対策計画及び下水道ストックマネジメント計画が策定されている。経営戦略投資・財政計画の金額的視点から、下水道施設設備の維持更新計画について検討を行った。

② 老朽化対策とストックマネジメント計画

岐阜市経営戦略投資・財政計画において、下水道事業の投資計画は、老朽化対策と強靱化対策により構成されている。老朽化対策は、岐阜市ストックマネジメント計画にもとづいており、強靱化対策は、岐阜市下水道総合地震対策計画にもとづくものである。現行計画は、第2期下水道ストックマネジメント計画（令和5年度～9年度）及び第3期下水道総合地震対策計画（令和5年度～9年度）を参照している。

投資額については、戦略期間である令和7年度から令和16年度（2025～2034）の建設改良費総額として、約373億円が設定されている。経営戦略における投資額の内訳は以下のとおりである。

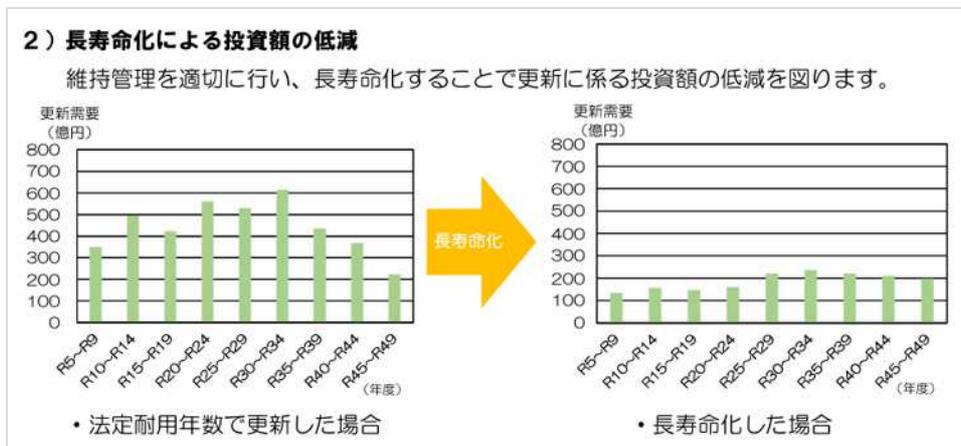
【経営戦略投資額内訳】

内容	投資額（単位：億円）
老朽化対策（下水道管・処理場等）	253
強靱化（幹線管渠・マンホールの耐震化等）	31
未普及解消（市街化区域等の下水道管整備等）	14
その他（流域下水道負担金・事業調査費等）	35
雨水渠（排水路の整備等）	40
計	373

（経営戦略投資計画にもとづく）

総投資額のおおむね7割が老朽化対策に充てられていることから、その基礎にある第2期ストックマネジメント計画と併せ、内容を検討した。

経営戦略老朽化対策では、設備更新の経費削減と資産の適正管理を目的として計画的投資により下水道施設設備の「長寿命化」を図るとされる。更新に係る投資額の低減効果として、法定耐用年数にもとづく更新投資額と長寿命化にもとづく更新投資額の比較により、以下が示されている。



（経営戦略 P45 から転載）

この比較グラフの根拠として、次の資料が提供された。

(単位：億円)

	R5-9	R10-14	R15-19	R20-24	R25-29	R30-34	R35-39	R40-44	R45-49
法定耐用年数 (シナリオ 1+1)	348.7	493.3	422.6	560.6	530.5	612.9	435.2	367.27	222.30
更新基準等の 見直し (シナリオ 4+6)	133.3	156.2	146.9	159.8	220.2	235.2	219.7	209.87	198.17

(提供資料にもとづき監査人が編集)

「長寿命化」の定義は示されていないが、上記の比較表下段「更新基準等の見直し」が行われた場合を長寿命化の結果として、大幅な削減効果が示されている。ここに記載されているシナリオ 1, 4 あるいは 6 とは、ストックマネジメント計画で設定されたシミュレーションであり、以下のような内容である。管路関連事業についてはシナリオ 1～6、処理場関連事業についてはシナリオ 1～4 が比較検討され、基本方針の決定に至っている。

【管路関連事業改築シナリオ】

No.	モデル	内容
シナリオ 1	単純改築	下水道管渠標準耐用年数 50 年にもとづく改築
シナリオ 2	健全度別改築	改築基準を健全度Ⅱとする
シナリオ 3	予算制約 + 健全度別改築	改築基準健全度Ⅱ・年間投資可能額約 7.6～9.2 億円
シナリオ 4	予算制約② + 健全度別改築	改築基準健全度Ⅱ・年間投資可能額約 28.3 億円
シナリオ 5	投資増額 + 健全度維持	現在健全度を維持・年間投資可能額 28.2 億円
シナリオ 6	段階的投資増額 + 健全度維持	現在健全度維持・年間投資可能額 7.6 億円を 10 年間隔で 10 億円ずつ引き上げ

(下水道事業課提供資料「第 1 期ストックマネジメント計画(抜粋)」にもとづき監査人が編集)

【処理場関連事業改築シナリオ】

No.	モデル	改築基準
シナリオ 1	単純改築	標準耐用年数にもとづく改築
シナリオ 2	単純改築②	目標耐用年数(標準耐用年数の 1.5 倍)にもとづく改築
シナリオ 3	健全度別改築	改築基準を健全度Ⅱとする
シナリオ 4	予算制約 + リスク勘案改築	改築基準を健全度Ⅱとし、年間投資上限額 20 億円の枠内で リスクに応じ順次改築

(下水道事業課提供資料「第 1 期ストックマネジメント計画(抜粋)」にもとづき監査人が編集)

ストックマネジメント計画においては、50年～100年の将来期間にわたり、シナリオにもとづく改築事業費が算定されている。比較検討の結果、ストックマネジメント計画の基本方針として、管路関連事業ではシナリオ3、処理場関連事業ではシナリオ4と結論されている。一方、経営戦略の長寿命化による経費削減効果については、管路関連事業ではシナリオ6、処理場関連事業ではシナリオ4にもとづいて算定されており、ストックマネジメント基本方針と整合的でない。

上記のシナリオの相違について確認したところ、経営戦略の長寿命化における経費削減効果について、本来はシナリオ3・4にもとづいて算定されるべきが、シナリオ6・4にもとづいて算定されていたものであった。長寿命化は、岐阜市経営戦略投資・財政計画の中心にある考え方であり、その効果としての更新投資額の縮減は重要な情報であるところ、こうした縮減効果の算定及び開示の信頼性に懸念がある。

「長寿命化」による投資額の削減効果の概要は以上のとおりである。さらに、管路関連事業・処理場関連事業の各シナリオの内容について、以下に検討した。

まず、管路関連事業のシナリオについて、管路関連事業シナリオ1～6には、改築事業費の額及び改築延長として次の内容が示されている。

【管路関連事業シナリオ1～6：改築事業費と改築延長】

	改築事業費	改築延長
シナリオ1	388億円（最大） / 年平均40.55億円	351km/年（最大）
シナリオ2	632億円（最大）	483km/年（最大）
シナリオ3	7.6億円～9.2億円/年	6.8km～8.3km/年（最大）
シナリオ4	28.3億円/年	32.8km/年（最大）
シナリオ5	28.2億円/年	39.3km/年（最大）
シナリオ6	7.6億円→17.6億円→27.6億円/年	35.8km/年（最大）

（下水道事業課提供資料「第1期ストックマネジメント計画（抜粋）」にもとづき監査人が作成

記載されている改築事業費は、第1期ストックマネジメント計画における外部委託業者により算定された改築事業量予測にもとづくものである。コンクリート製管（600mm未満と600mm以上）、陶管、塩ビ製管と管種別に分けて事業費と健全度の推移が見込まれている。

各シナリオ間には相当の金額的差異があるが、シナリオ1・2については、初期投資の負担が主たる問題になることから、初年度もしくは初期（2017～2027または2018～2028）の改築費の金額が記載されている。また、シナリオ3・4の予算額は、岐阜市中期経営プラン（平成27年度～31年度）において算定された下水道事業全体の目標年間投資額30億円、うち管路関連予算を10億円程度とする枠組みのなかで、維持更新に充当できる金額にもとづいている。シナリオ5・6

における予算制約額も同様と考えられる。管路関連投資額の枠組み 10 億円のうち、整備費・調査費等の必要経費を除いた投資可能額が 7.6 億円であり、整備費が不要となる 2067 年度以降には 9.2 億円の投資が可能になるとの計算である。28.3 億円の予算は、処理場等関連事業予算額の約 20 億円を管路関連事業に充てることができた場合のあり得る投資額として設定されている。

上記各シナリオの検討は、全体としてはシナリオ 1～6 のシミュレーション比較形式をとっているが、シナリオ 3～6 については改築費の算定は行われておらず、既定の管路関連予算の 10 億円を所与とする検討内容である。法定耐用年数にもとづく一律な改築を行うとすれば約 388 億円、また健全度Ⅱの施設を対象として改築を行うとすれば 632 億円が必要という状況において、どのように平準化を行って年間 7.6 億円の投資額による管路の維持が可能であるのか、その具体的なプロセスは上記のシナリオ比較からは把握できなかった。

シナリオ 3 を採択した場合の施設健全度については、「健全度の悪化に対して投資額が少ないため、健全度Ⅱの割合が徐々に増加する」旨が指摘されているが、財政的に現実性が高いとの理由からシナリオ 3 が採択された。健全度は、次のように整理されており、健全度Ⅱを改築基準の目安とする考え方は特に保守的でなく、必要不可欠と考えられるところ、シナリオ 3 における健全度Ⅱの増加傾向については特に顧みられていない。

【施設の健全度】

健全度Ⅴ	構造・機能上問題がない
健全度Ⅳ	劣化が進行しており、当面簡易な対応が必要な状況
健全度Ⅲ	劣化が進行しており、対応が必要な状況
健全度Ⅱ	劣化が進行しており、早急な対応が必要な状況

(経営戦略 P46 から転載)

一方、処理場関連事業改築シナリオでは、50 年の将来期間にわたるシナリオ 1～4 それぞれについて、年度ごとの改築事業費とその結果たる健全度ランク別設備数及びリスクランク別設備数が示された。総括は次頁に示すとおりである。検討事項がおおむね把握できる内容であるが、処理場関連事業においても、予算制約額 20 億円を前提としたシナリオ 4 が採択されている。

【処理場関連事業 シナリオ比較一覧】

		シナリオ 1	シナリオ 2	シナリオ 3	シナリオ 4
改築基準		標準耐用年数	目標耐用年数	健全度Ⅱ	健全度Ⅱ + 予算約 20 億円
年間累計額（百万円）		160,828	107,179	107,281	79,488
年平均投資額（百万円/年）		3,217	2,144	2,146	1,590
年間最大投資額（百万円）		15,566	9,652	9,674	2,040
50 年間の健全度（資産数）	1.0 以下	2,107	2,107	2,107	4,679
	2.0 以下	1,078	14,570	14,608	22,188
	3.0 以下	19,702	46,200	46,211	39,993

（下水道事業課提供資料「長期的な改築事業シナリオ設定」から転載）

シナリオ比較にもとづくところ、改築投資額を抑えることによって、施設設備の健全性が低下する傾向にあることが見て取れる。しかし、管路関連事業、処理場関連事業のいずれにおいても、予算制約額を実質的には最優先する決定となっている。かかるシナリオ採択を基礎として、ストックマネジメント計画が策定され、長寿命化による投資額の低減の開示が行われているものであるが、前述のとおり、投資額の低減効果については選択シナリオの相違が認められた。更新投資の削減に伴う施設設備の健全性の後退についても、詳細な検討経緯は記載されていない。

この予算制約にもとづく更新計画において経営戦略で開示されるべきは、その経費削減効果ではなく、限られた投資額のなかで、いかに設備施設の健全度・リスクを一定程度に維持するか、その具体的なプロセスである。投資額の低減は、機能コストの結果である価値の検証とともに経営戦略において示されるべきものであり、「長寿命化」の本来の意義もその点にあると考えられる。

なお、現行経営戦略につながる第2期ストックマネジメント計画においては、長寿命化の具体的な内容として、施設設備管理における次の考え方がまとめられている。

【ストックマネジメント実施の基本方針】

管理方法	対象
状態監視保全	機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。
時間計画保全	機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難である施設を対象とする。
事後保全	機能上、影響が小さい等、重要度が低い施設を対象とする。

（「下水道ストックマネジメント計画（第2期）」にもとづく）

投資額の制約のなかで、施設設備の機能維持を図るためには、施設設備の重要性にもとづく合理的な管理が求められる。上記の基本方針は、その点をふまえた長寿命化の考え方を示すものであり、これにもとづき第2期ストックマネジメント計画では、令和5（2023）年度～令和9（2027）年度にかけて、総額約150億円の改築が計画されている。ただし、第2期ストックマネジメント計画においても、個別改築計画及びコスト縮減額以外の金額的な情報が少ない点に懸念がある。管理方法の大枠の考え方や対象の抽出プロセスについて、金額的な情報を裏付けとする開示に意義があると考え。各管理方法の対象となる施設設備の金額規模がどの程度であり、工事抽出プロセスにおけるリスク度の被害規模等をどのように試算しているかといった前提について、財務数値を裏付けとした説明がなされることにより、長寿命化の具体的な内容が明らかになり、説得力のある開示となる。経営戦略においては、ただ投資額の低減を強調して示すのではなく、長寿命化方針の実施プロセスにおける金額やデータにもとづく具体的な説明を検討されたい。

③ 法定耐用年数と目標耐用年数

岐阜市下水道事業のストックマネジメント計画及び経営戦略老朽化対策においては、更新計画の策定にあたり、時間計画保全の対象となる施設設備について、次のような目標耐用年数が設定されている。

【目標耐用年数の設定】

対象設備等		標準耐用年数 (年)	目標耐用年数 (年)
管路	污水管（圧送管）	50	75
処理場 ポンプ場等施設	防水（屋根防水）	10	15
	建築電気設備	15	23
	消火災害防止設備	8	12
	電気計装－受変電設備	20	30
	電気計装－自家発電設備	15	23
	電気計装－負荷設備		
	電気計装－ケーブル・配管類		
	電気計装－制御電源及び計測用電源設備	6～15	10～23
	電気計装－監視制御設備		
	電気計装－計測設備	10	15

（「下水道ストックマネジメント計画（第2期）」にもとづき監査人が作成）

目標耐用年数は、標準耐用年数に 1.5 倍を乗じて設定されている。ここで標準耐用年数とは、法定耐用年数と解釈される。法定耐用年数は、固定資産の減価償却費算定の基礎となるものであり、有形固定資産の減価償却について、地方公営企業法施行規則に次のように規定されている。

地方公営企業法施行規則第 15 条（有形固定資産の減価償却額）

第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（この項及び第四項において「法定耐用年数」という。）*（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。）に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

*（二重下線は監査人による）

地方公営企業法施行規則別表第二号によれば、管路の法定耐用年数は、材質にもとづいて規定される。コンクリート造の管路については、法定耐用年数は 50 年である。

一方、国土交通省及び厚生労働省が地方自治体に提供しているアセットマネジメントツールには、下水道事業施設設備の耐用年数に関し、法定耐用年数に基づく更新基準として、設備更新の期間に関する参考事例が示されている。

国土交通省アセットマネジメント参考資料によれば、下水道事業者は、その資産の管理成熟度によって 4 タイプに区分し、施設設備の更新期間の目安を次のように整理している。

【国土交通省/更新基準の設定例】

水道事業者タイプ	更新の考え方
タイプ1（初歩）	法定耐用年数を採用する。管路40年で更新基準を設定する。 簡易な更新計画。
タイプ2（基準）	法定耐用年数をベースに一律倍率（×1.5倍）で耐用年数を延長する。 管路60年程度に設定可能。
タイプ3（発展）	実使用年数や事故率データを反映した耐用年数を設定する。 管種別に差異を設定する。 普通鋳鉄管50年、鋼管70年、ダクタイル鋳鉄管80～100年など。
タイプ4（高度）	詳細診断（腐食性土壌調査、事故率予測式）を用いて個別設定を行う。 耐震継手付きダクタイル鋳鉄管は100年、ポリエチレン管も100年寿命試験に基づき設定可能。

（国土交通省「参考資料：更新基準の設定例」にもとづき監査人が作成）

上記はあくまでも参考資料であり、下水道事業施設設備の長期的な管理をどのように行うかについては、下水道事業者及び各地方自治体の考え方に基づくとされている。上記によれば、岐阜市上下水道事業部の目標耐用年数は、事業者タイプ2（基準）と同等となっており、その根拠について、公益財団法人日本下水道新技術機構のアンケート調査結果によるものとして、以下を示している。

【耐用年数に関するアンケート調査結果】

項目	標準的耐用年数	アンケート結果 (年)	平均 (年)	目標/標準
除塵機	15	15～25	23.5	1.6
汚水ポンプ	15	15～50	30.9	2.1
雨水ポンプ	20	20～40	31.7	1.6
送風機	20	20～35	29.6	1.5
散気装置	10	10～25	21.8	1.2
脱水機	15	15～25	20.8	1.4
機械濃縮器	15	15～23	20.6	1.4
焼却炉	10	10～35	23.3	2.3

出典：「効率的な改築事業計画策定技術資料」【下水道主要設備機能診断】2005年8月

（財）下水道推進機構

（岐阜市提供資料「目標耐用年数について」から転載）

上記のアンケート結果から導き出される結論として、法定耐用年数を超えた施設設備の使用は可能であり、その使用可能な期間の目安として、法定耐用年数のおおむね 1.5 倍程度には一定の合理性が認められるというものである。また、時間計画保全の対象となっている管路については、国土交通省が提供しているアセットマネジメント支援資料にもとづき、法定耐用年数の 1.5 倍が設定されている。

いずれについても一定の妥当性はあるが、このアンケート結果ならびにアセットマネジメント支援資料の内容を、岐阜市の状況にそのままあてはめるべきかという点に議論の余地はある。

前述のとおり、岐阜市経営戦略及びストックマネジメント計画においては、法定耐用年数にもとづく改築計画と現行計画の比較結果として、大幅なコスト縮減効果が算定されている。一方で、シナリオ比較において、法定耐用年数にもとづく改築によれば設備資産の健全度が相当に高い程度で維持されることも検証されている。時間計画保全の管理対象となる施設設備に関し、時間経過と健全度の低下に牽連性はあると考えられるため、法定耐用年数の 1.5 倍の長さとする目標耐用年数の設定と適用については、健全度維持の観点からの説明が求められるところである。

法定耐用年数は相応の合理性にもとづくものではある。岐阜市の考え方にもとづき、法定耐用年数の一律 1.5 倍を目標耐用年数とする場合には、管路を含め、設備の健全性をふまえた説明が望まれる。

④ 下水道事業 PPP

岐阜市下水道事業の長期前受金戻入割合については、実績対比分析においてすでに述べたとおりであるが、この長期前受金戻入割合にもとづくところ、下水道事業の特徴というべきものがみえる。前述のとおり、長期前受金戻入割合は、減価償却費に対する長期前受金戻入額の割合であり、事業に必要な施設設備がどのように賄われているかを示す指標であるが、岐阜市の状況は以下のとおりである。

【長期前受金戻入割合一令和 5 年度岐阜市の状況】

(金額単位：千円)	岐阜市水道事業	岐阜市下水道事業
長期前受金戻入	253,606	1,676,561
減価償却費	2,366,725	3,824,012
長期前受金戻入割合	10.72%	43.84%

(岐阜市公営企業決算報告にもとづき監査人が作成)

水道事業と下水道事業では、長期前受金戻入割合が大きく相違する。この点について、同指標を令和5年度公営企業年鑑第3章事業別データにもとづいて検証したところ、次のとおりであった。なお、事業別データは、第3章事業別の各事業損益計算書（または損益収支）に計上された数字を使用しており、各事業別総計金額である。

【長期前受金戻入割合－令和5年度の全国的な状況】

(金額単位：千円)	水道事業	工業用水道事業	下水道事業
長期前受金戻入額	265,250,762	12,864,415	1,104,347,072
減価償却費	1,108,878,909	56,148,292	2,199,846,909
長期前受金戻入割合	23.9%	22.9%	50.2%

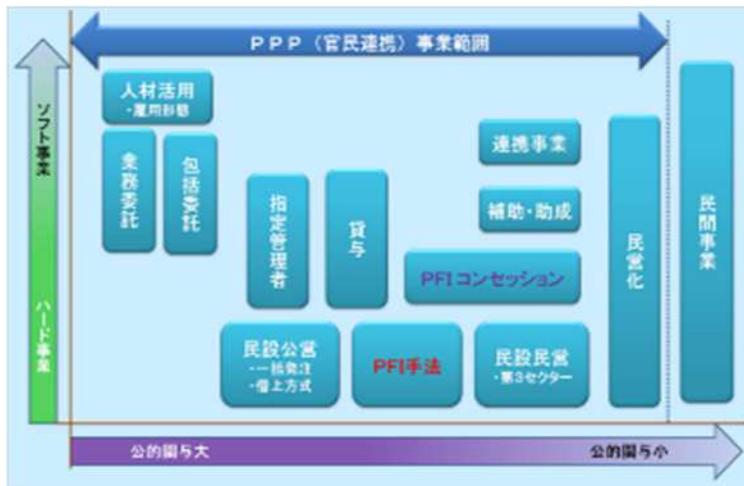
(公営企業年鑑第3章事業別/水道事業(19)水道事業集計表イ損益計算書/工業用水道事業(10)損益計算書/下水道事業2.(1)損益収支にもとづき監査人が作成)

下水道事業における長期前受金戻入額・減価償却費の金額的規模の大きさが明らかである。合計額にもとづく粗い推計ではあるが、水道事業・工業用水道事業いずれにおいても、長期前受金戻入割合の指標が20%台に収まっているのに対し、下水道事業における同指標は約50%である。岐阜市における下水道事業の長期前受金戻入割合の高さは、全国的にも同様の傾向にあり、下水道事業インフラの特徴といえるものである。

他の水道事業に比し、下水道事業は、施設設備にかかる補助金依存度が高い構造になっている。多くの下水道施設設備が法定耐用年数を超え、集中的な取替更新期を迎えている現在、下水道事業においては特にその取替更新の原資が課題となる。当初設置時と同規模の補助金等支援を期待することは困難な状況にあるといえ、将来的には補助金依存度の軽減を図ることが求められるところである。

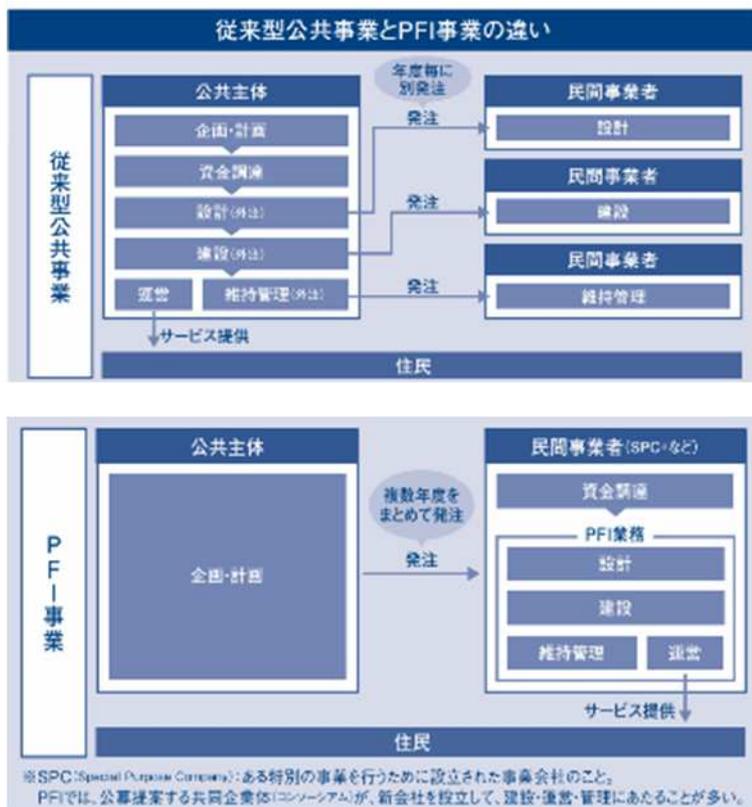
そうしたなか、近年ではPPP(Public Private Partnership(官民連携事業))の取り組みが提唱されている。次頁に掲げたとおり、PPPは広い内容を含むものであるが、なかでも、資金調達や収益面の検討も含むPFI(Private Finance Initiative(民間資金等活用事業))が取り上げられることが多い。

【PPP 事業の範囲】



(全国地域 PFI 協会 HP より転載)

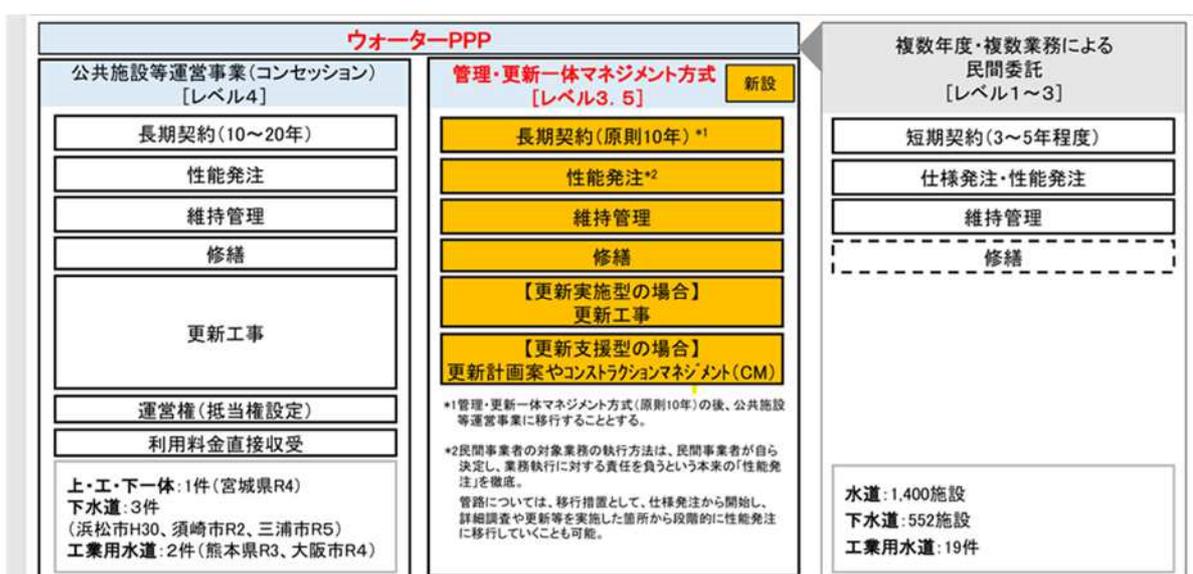
【従来型公共事業と PFI 事業】



(内閣府 PPP/PFI 推進室資料から転載)

令和 5 年 6 月、内閣府民間資金等活用推進事業室（PPP/PFI 推進室）は、水道事業にかかる PPP の拡大導入方針を公表し、「ウォーター PPP」の新たな定義づけを行った。PPP 及び PFI は、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用

する手法であり、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱となるものとされるが、なかでも水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI 推進アクションプラン期間(令和4年度～令和13年度にかけての10年間)を定め、官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を、公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る旨が示された。上下水道事業及び工業用水道事業を運営する各自治体・事業者等では、その管理レベルも多様であるところから、まず、比較的難易度の低い施設設備の管理更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の導入を広く図り、最終的には、運営権(抵当権)の設定・民間事業者による利用料金の直接収受等を含む公共施設等運営事業(コンセッション:レベル4)への移行を意図するものである。



(内閣府「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年度改訂版)」から転載)

このウォーターPPPの取り組みは、上下水道事業を管轄する国土交通省においても積極的にすすめられている。なかでも、下水道事業においては、ウォーターPPPの導入が、社会資本整備総合交付金の交付対象事業要件に新たに加えられることとなった。交付金要綱「汚水管の改築にあたっての公共施設等運営事業等導入要件」において、地方公共団体が汚水管の改築を実施する場合、令和9年度以降については、公共施設等運営事業(コンセッション)及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式(両者を総称して「ウォーターPPP」という)の導入を決定済みである場合のみ、社会資本整備総合交付金の交付対象とされることが定められたところである。前述のとおり、補助金依存度の高い下水道事業においてこうした交付要件が設定される状況に鑑みれば、各自治体・各下水道事業者においては、ウォーターPPPに対する対応が避けられない状況にあるといえる。

令和7年11月、岐阜市上下水道事業経営審議会の質疑応答において、岐阜市

は、管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）の導入について検討を進める旨の回答を行っている。岐阜市下水道事業の今後の運営に資する検討として、以下に下水道事業の PPP に関するとりまとめを行った。

下水道事業は、上下水道事業のなかでも PPP の導入が比較的進んでいる分野であるとされ、いわゆる成功事例も複数紹介されている。下水道事業における PPP 導入のメリットとして、一般に以下の点が挙げられる。

- 下水道事業の施設規模が相対的に大きく、更新費の金額も多額になることが多いことから、長期契約・一括契約による効率化が期待できる。
- 汚泥処理等、専門性の高い工程が多いことから、脱水、消化、バイオガス化等の民間事業者の技術革新が効果を発揮しやすい。

以下は、下水道 PPP の主な事例である。

【下水道 PPP/PFI 事例】

事業名称	事業方式	事業開始	事業期間	概要
横浜市川井浄水場 再整備事業	PFI (BTO 方式)	2009～	20 年	国内初の浄水場全体 PFI 事業
大牟田・荒尾共同浄水場 施設等整備・運営事業	DBO 方式	2009～	15 年	県をまたぐ広域共同 PPP 事業
愛知県豊川浄化センター 汚泥処理施設整備運営事業	PFI (RO 方式)	2014～	23 年	国内初の既存施設改 築 PFI 事業 VFM4.3%
大船渡市浄化センター 施設改良付包括委託	包括委託	2018～	5 年	契約金額約 23 億円
荒尾市 水道事業等包括委託	包括委託	2016～	5 年間（1 期間） × 複数期間	契約金額約 58 億円
浜松市公共下水道 終末処理場運営事業	ウォーター PPP レベル 4.0	2018～	20 年	VFM 14.4%
須崎市公共下水道施設等運 営事業	ウォーター PPP レベル 4.0	2020～	19.5 年	VFM 7.6%
三浦市公共下水道 運営事業	ウォーター PPP レベル 4.0	2023～	20 年	VFM 4.1%
箱根地区水道事業 包括委託	ウォーター PPP レベル 3.5	2024～	10 年	

(国土交通省「ウォーター PPP ガイドライン」・メタウォーター株式会社資料等にもとづき監査人が作成)

上記のなかでも、愛知県豊川浄化センターの PFI 事業は、既存施設の改築・修繕と運転管理を一体化した全国初のモデルであったことから、下水道事業の更新における PFI の有効性を示すものとして、いわゆる成功事例として取り上げられることが多い。ここで留意すべきは、PFI 事業における VFM (Value For Money) の考え方とその算定である。

内閣府の定義によれば、VFM は、「公共が自ら実施した場合に想定されるコスト (PSC : Public Sector Comparator) と比較して、PFI 方式を採用することにより得られる費用面・リスク面での優位性を数値化したもの」とされる。従来型管理である PSC を基準として、PFI 方式による場合が、同じ価値であるならばより低価格で、また同価格であるならばより価値が高いことを示す金額的差額にもとづく指標であり、PFI の実施にあたっては VFM の公表が義務付けられている。PFI によることの根拠データの開示が求められているものである。

岐阜市においては、現在、ウォーター PPP レベル 3.5 の導入を検討中の段階であるが、レベル 3.5 の事業について PFI 法の適用はなく、VFM の算定・公表の必要はない。ただし、ウォーター PPP レベル 3.5 の設定は、コンセッション方式 (レベル 4.0) による PFI に至る段階的な措置と考えられることから、PFI 事業における VFM 等の管理指標の算定も視野に入れ、今後の検討及びデータ整備等の体制構築を進めることが望まれる。PFI に関し、会計検査院による次のような指摘がなされたことによる。

令和 3 年 5 月、会計検査院は、会計検査院法第 30 条の 2 の規定にもとづく報告書「国の実施する PFI 事業について」を公表している。PFI 法施行後およそ 20 年後に行われた国の PFI 事業の検証結果であった。「検査の状況に関する所見」から、以下に抜粋する。

会計検査院随時報告

「国が実施する PFI 事業について」

検査の状況の主な内容

会計検査院は、国が実施する P F I 事業について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①国が実施している P F I 事業の類型別の事業数及び契約金額はどのような状況となっているか、② P F I 事業の選定時及び民間事業者の選定時に適切に評価が実施されているか、③モニタリングが適切に実施され、債務不履行に対する対応が的確に行われているか、④ P F I 事業の事業期間終了に伴う評価の実施状況、P F I 事業として実施したことによる効果の発現状況等はどうなっているかに着目して検査を実施した。

ア P F I 事業に係る評価の実施状況

サービス購入型の 65 事業のうち 34 事業に係る割引率は、技術指針における社会

的割引率を主な設定根拠として設定されていた。

サービス購入型の 65 事業のうち事業者選定時 V F M の算定結果を確認することができた 60 事業について、民間事業者の選定時における評価の実施状況をみると、P S C と P F I 事業の L C C では、*競争の効果の反映の有無の点で算定条件が一致していない状況となっていた。そして、このことが多くの P F I 事業において、事業者選定時 V F M が P F I 事業選定時 V F M よりも大きくなった要因の一つであると考えられる。また、V F M ガイドラインにおいて、V F M ガイドライン等に示したものの以外の方法等によって P F I 事業を実施することを妨げるものではないとなっていることの趣旨が各府省等において十分に理解されていないことなどにより、P S C と P F I 事業の L C C について、競争の効果の有無の点で算定条件が一致していないことは、両者を比較するに当たり適当でないと考えられる。

技術指針における社会的割引率を主な設定根拠として割引率を設定していた P F I 事業については、P F I 事業の選定期間の金利情勢が割引率に十分に反映されておらず、高めに設定されていた結果として、V F M が大きく算定され、P F I 方式の経済的な優位性が高く評価されていた可能性があると考えられる。

独立採算型の 11 事業について、P F I 事業の選定時における評価の実施状況をみると、4 事業（公共施設等運営事業）では、P F I 事業の選定時に事業内容の詳細が定まっていないなどのため、定量的評価は困難であるとして、定性的評価のみが実施されていた。また、民間事業者の選定時における評価の実施状況をみると、8 事業（公共施設等運営事業を含む。）では、定量的評価及び定性的評価のいずれも実施されていなかった。

イ モニタリングの実施状況等

サービス購入型の 65 事業のうち 30 年度末時点において維持管理・運營業務が開始されていた 57 事業について、モニタリングにより確認された債務不履行の発生状況をみると、同種の債務不履行が繰り返し発生していて、債務不履行の年間の発生件数が多くなっているものが見受けられた。

独立採算型の 11 事業のうち 30 年度末時点において維持管理・運營業務が開始されていた 9 事業について、モニタリングの実施状況をみると、1 事業において、S P C 等の財務状況が悪化しており、施設管理者は、財務状況の監視によりこれを把握し、S P C 等に対して経営改善に係る資料を求めるなどして、事業の継続性等について検討を行っていた。また、業務要求水準等において施設管理者が修繕を行うこととされた設備の不具合について、モニタリングの際に S P C 等から報告を受けていたものの、施設管理者において不具合を解消するための修繕を十分に行うことができていないなどのため、P F I 事業に係る公共施設を十分に利用できない状態が継続していたものが見受けられた。

ウ P F I 事業の事業期間終了に伴う評価の実施状況等

30 年度末現在で事業期間が終了していたサービス購入型の 29 事業について、P F I 事業の事業期間終了に伴う評価の実施状況をみると、事後検証が行われていたものはなかった。そこで、会計検査院において、可能な範囲で P F I 事業に係るコスト面及びサービス面の両面についての事後検証等を試みたところ、上記 29 事業のうち、事業期間終了後、P F I 事業により行われていた業務の一部である維持管理が従来方式による事業により行われていた 27 事業について、P F I 事業により行われていた業務のうちから従来方式により締結された契約に含まれていない業務等を除外した上で算定した P F I 事業における維持管理費相当額と、従来方式により行われていた事業における維持管理費相当額とを比較した結果、27 事業の全てについて、P F I 事業の方が従来方式により行われていた事業よりも維持管理費相当額が高額となっており、前者の後者に対する割合が最も高いもので 285.3%、最も低いものでも 106.8%となっていた。また、上記 27 事業のいずれにおいても、P F I 事業として実施したことによるサービス面に係る定性的な効果を評価するための指標等が設けられるなどしていなかったことなどから、サービス面に係る事後検証を行うことが困難な状況となっていた。

(会計検査院「国の実施する PFI 事業について / 検査の状況に関する所見」から抜粋。*二重下線は監査人による)

経営戦略の投資・財政計画がそうであるように、経営の効率性にもとづく PFI の検討にあたっては、財務数値の裏付けのある長期的な将来見通しが定量情報として求められる。時間価値を考慮した割引現在価値の手法等もとりに入れた算定には、算定の前提となる割引率等のデータの精度が不可欠であるところ、国の PFI 事業においてはそうしたデータの整備について十分に理解されておらず、適正な VFM の算定が行われていなかったというものである。また、事後検証によれば、PFI 事業による維持管理費が、従来方式 (PSC) による維持管理費よりもおおむね高額になっているとの結果であり、なかには PSC の 3 倍近くになっている事例もあったことが報告されている。長期間にわたる多額の投資額の成果を正確に算定することは容易なことではなく、PFI の実施を検討するにあたっては、こうした将来見通しの難しさを認識したうえでの相応の体制構築が必要である。

経営戦略の投資・財政計画の策定と、PFI 事業の管理指標の算定は共通する。不確実な将来を具体的な数値で示すためには、日頃からの経営管理データの整理と蓄積が欠かせず、丁寧な検討と検証が必要である。データの更新、前提条件の見直し、結果分析にもとづく修正といったプロセスにより、継続的に将来見通しの精度の向上を図ることが求められる。ウォーター PPP の検討にあたっては、経

営戦略の策定・施設設備更新計画の策定により培われた内部の体制・内部知見を、更に充実させることが望まれる。ウォーターPPPの導入において、外部のアドバイザー支援を受ける自治体は多いと考えられるが、岐阜市においては、内部の検討体制の充実をあわせて図られたい。結論ありきの議論ではなく、客観的かつ正確なデータにもとづいた検討、さらには検証体制の構築について、現段階から取り組まれたい。

監査結果

設備更新計画は経営戦略の中核をなすものである。経常的な事業運営に伴っておむね不可避免的に発生する収益的収支とは異なり、資本的収支項目は、岐阜市の意思決定と方針にもとづいて策定されるものである。下水道事業に関しては、特にその設備投資更新負担が大きいことから財政計画への影響も大きく、設備投資計画の精度が経営戦略の精度に直結する。その観点から、経営戦略の財政投資計画及びストックマネジメント計画の数値を検討した。

① 更新投資縮減効果の算定について【指摘】

第1期ストックマネジメント計画のシナリオ選択を基礎として施設設備更新計画の基本方針が決定され、当該基本方針にもとづき、第2期ストックマネジメント計画と現行の経営戦略老朽化対策が策定されている。第1期ストックマネジメント計画で採択されたシナリオデータ（シナリオ3・4）が現行経営戦略の根拠であるところ、経営戦略における更新投資の縮減効果の開示は、採択されたシナリオとは異なるシナリオデータ（シナリオ6・4）にもとづく内容であった。基本方針にもとづく一貫した経営戦略の策定には、根拠データの理解と丁寧な管理が求められるところである。更新投資縮減効果の算定におけるシナリオデータの齟齬について、指摘事項とする。

② 経営戦略建設改良費の算定について【意見】

経営戦略の実績対比分析において、令和6年度の建設改良費及び国庫補助金の計画値と実績に乖離がみられるところ、繰越平均の調整がなされていた。経営戦略における建設改良費の計画値の精度は、計画全体の精度につながるものことから、繰越平均の見込み・算定に係る精度を高められたい。

③ 老朽化対策におけるコスト縮減効果について【意見】

老朽化対策における投資の低減は、実質的には、財政上の必要から設定された更新投資額の制約によるところが多いものである。経営戦略の老朽化対策において重点的に記載されるべきは、投資額の制約があるなかで、いかに施設設備の健全性を維持するかという点であり、その点において財務データの裏付けのある説明が行われることが望ましい。今後に求められるウォーターPPPへの対応を視野に入れ、財務データにもとづく説明・開示体制を整えられたい。

④ ウォーターPPPの導入検討について【意見】

ウォーターPPPの導入検討にあたっては、外部アドバイザーだけに依拠せず、PFIに関する自治体内部の知見の充実を図り、検討体制の構築に努められたい。

2 キャッシュ・フローの状況

岐阜市下水道事業では、岐阜市上下水道事業部企業会計規程第 140 条により、毎期末の決算においてキャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられている。

岐阜市上下水道事業部企業会計規程（抜粋）

第 140 条	決算報告書等の提出	<p>企業出納員は、毎事業年度経過後、次の各号に掲げる書類を作成し、5 月 20 日までに管理者に提出し、管理者は 5 月末日までに市長に送付しなければならない。</p> <p>(1)決算報告書 (2)損益計算書 (3)貸借対照表 (4)剰余金計算書又は欠損金計算書 (5)剰余金処分計算書又は欠損金処分計算書 (6)事業報告書 (7)キャッシュ・フロー計算書 (8)収益費用明細書 (9)固定資産明細書 (10)企業債明細書</p>
---------	-----------	--

(1) キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フロー計算書とは、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に営業活動全体を対象とする重要な情報を提供するものである。

キャッシュ・フロー計算書においては、一会計期間におけるキャッシュ・フローを「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の三つに区分して表示する。

① 業務活動によるキャッシュ・フローの区分（岐阜市下水道事業では「業務活動によるキャッシュ・フローの区分」）

営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。また、営業活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フローも記載する。

下水道事業の業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益に減価償却費を加算し、長期前受金戻入額を控除するほか、引当金の増減や資産負債の増減

などを加減して計算している。

② 投資活動によるキャッシュ・フローの区分

固定資産の取得及び売却、現金同等物に含まれない短期投資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

③ 財務活動によるキャッシュ・フローの区分

企業債の発行・償還及び借入・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

(2) 過去5年間のキャッシュ・フローの推移

令和2年度から令和6年度の岐阜市下水道事業キャッシュ・フロー計算書(概要)は以下のとおりである。

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,901	2,805	2,586	2,849	2,279
投資活動によるキャッシュ・フロー	△734	△1,381	△784	△1,430	△1,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,514	△1,989	△1,871	△1,541	△1,740
資金増加額 (又は減少額)	652	△564	△70	△122	△1,054
資金期首残高	2,181	2,833	2,268	2,198	2,075
資金期末残高	2,833	2,268	2,198	2,075	1,021

業務活動によるキャッシュ・フローは、過去5年間すべてでプラスとなっているが、投資活動によるキャッシュ・フローと、財務活動によるキャッシュ・フローは、過去5年間すべてでマイナスとなっている。

投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスであるのは、有形固定資産の取得による支出が補助金等による収入よりも多額となっていることが要因である。

また、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであるのは、企業債による

収入に比して、企業債の返済による支出が多額となっているためである。

特に注目したいのは、資金期末残高である。令和5年度末の資金期末残高は、2,075百万円であったが、令和6年度末の資金期末残高は、1,021百万円と50%以上減少している。令和2年度末の資金期末残高と比較すれば、約64%の減少額である。

業務活動によるキャッシュ・フローはプラスであるものの、金額が年々減少していく中で、固定資産投資等及び企業債の返済が補助金等及び企業債の収入を上回る結果、業務活動によるキャッシュ・フローでは、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローをまかない切れていない状況が読み取れる。

(3) キャッシュ・フローが悪化する要因

キャッシュ・フローの悪化には、いくつかの要因が考えられるが、主な要因として想定されるのは、「キャッシュ・インの減少」、「キャッシュ・アウトの増加」である。

岐阜市下水道事業の場合、キャッシュ・フローが悪化しているのは、「キャッシュ・インの減少」と、「キャッシュ・アウトの増加」が組み合わさった結果と考える。

「キャッシュ・インの減少」は、人口減少や節水型機器の普及等に伴い、有収水量が減少していることによる下水料金収入及び企業債による収入の減少であり、「キャッシュ・アウトの増加」は、固定資産取得と企業債の償還による支出の増加である。

(4) キャッシュ・フローの改善

① 料金の見直しに係る啓蒙活動の推進【意見】

岐阜市上下水道事業部では、令和6年8月1日に下水料金改定を実施した。事業収入（下水料金）が増加することにより、業務活動によるキャッシュ・フローが増加し、増加した資金で固定資産取得及び企業債の償還をすることは、キャッシュ・フローの改善につながると言え、キャッシュ・フローが健全な状態である。

下水料金改定については市民の理解が不可欠であると考えため、岐阜市の重要なインフラである下水道事業について、定期的に市民との対話の場を設ける等、啓蒙活動を推進することが望ましい。

② 固定資産取得（下水道施設の最適化）の計画

岐阜市上下水道事業部では、災害（地震・集中豪雨等）に耐えうる設備投資の必要性があり、施設等の耐震化や機能維持の耐水化に取り組んでいる。また、人

口減少や節水型機器の普及等に伴う将来の排水量の減少に応じた管渠・施設のダウンサイジングにも取り組んでいる。

今後も固定資産取得の際は、精査を重ねた計画を継続して頂きたい。

3 人員体制

本報告書 P21（第2 岐阜市下水道事業について 2 組織の概要（下水道事業）（3）年齢別職員構成）の表にもあるように、岐阜市下水道事業に所属する職員の平均年齢は、令和6年度は44.1歳であり、令和5年度の43.6歳より上昇している。また、50歳以上の職員が全体の37.6%を占めていることによる熟練工の退職に伴う技術の伝承が危惧されることは、本報告書 P52（第2 岐阜市下水道事業について 5 現状と課題（2）組織の視点から）にも述べているとおりである。

P21の年齢別職員構成の表によると、30歳未満の職員は、全体の5.4%となっており、年齢構成に偏りがある場合、豊富な実務経験を有するベテラン職員の定年退職が特定の時期に集中することにより、職務に求められる知識・技術・ノウハウ等の継承や職員の補充が困難になるなどの問題が生じるおそれがある。

なお、組織の整備・人材育成について、岐阜市上下水道事業経営戦略（令和7～16年度）の基本方針3では、岐阜市上下水道事業部の取り組みとして以下のとおり記載されている。

ア	職員研修等の実施	これからの厳しい経営環境のもと、さまざまな課題に適切に対処していくためには、技術や技能の継承を含め、人材をしっかりと育成していくことが必要不可欠です。そこで、業務マニュアルなどに今まで培った知識や専門技術等を取りまとめ、技術継承を図るとともに、事務管理能力、技術力の両面を強化するため、研修内容の充実を図ります。
イ	適正な人員配置	今後も限られた人員で安定的に事業を継続していくため、業務の更なる効率化を目指す一方で、日常業務や知識・技能の継承、災害対応等に支障をきたさないよう適正な人員を確保・配置します。
ウ	技術・技能の継承	経験により培った高度で専門的な技能を有する職員が今後退職していくこととなり、技術力の確保が課題となっています。退職者の動向を見据えつつ、安全・安心な水道・下水道サービスを安定して提供していくため、これまで培った技術を適切に継承できるよう、能力や実績に基づく適切な職員の配置や年齢構成の適正化を図るとともに、将来を見据え若手職員の育成を図ります。
エ	組織体制の強化	事業環境の変化に対応するため、それぞれの職員の能力や意欲が最大限に活かされるよう、組織の仕組みを整え、組織体制を充実し、強化していくことで、組織力の向上を図ります。

オ	インターンシップの募集	職員の高齢化により、熟練技術者の退職が進み、専門技術の喪失が進む中で、上下水道事業を安定して維持していくため、インターンシップの積極的な募集により、本市の上下水道事業への理解促進や魅力の発信に取り組めます。
---	-------------	---

出典：岐阜市上下水道事業経営戦略（令和7～16年度）

（1）年齢構成の適正化と適正な人員配置について

組織の整備・人材育成の取り組みにもあるとおり、限られた人員で安定的に事業を継続していくために、適正な人員の確保及び適正な職員の配置は不可欠である。岐阜市上下水道事業部での取り組みについて、職員の年齢構成に偏りが生じないようにも配慮した一層の努力を期待する。

（2）技術の継承について

岐阜市上下水道事業部の技術の継承に向けては、職員研修等の実施及び業務マニュアルの両面による方法で取り組んでいるところであるが、岐阜市の公共インフラを担う岐阜市上下水道事業部においては、スピード感をもって技術の継承に向けての取り組みについて一層加速することを期待する。

（3）インターンシップの強化について【意見】

令和7年人事院勧告（令和7年8月7日）において、外部への魅力発信の強化として、採用におけるインターンシップの更なる活用が示されたところである。

岐阜市上下水道事業経営戦略では、インターンシップの受入れは、令和5年度実績で2名となっており、令和16年度達成目標として、改善、上昇を掲げている。今後もインターンシップの積極的な受入れを行い、毎年度の目標人数を設定する等、インターンシップの強化を求めたい。

4 下水汚泥資源の肥料への活用

岐阜市では、平成 22 年度から下水道事業において、下水汚泥を焼却した焼却灰から「りん」を抽出して、りん酸肥料「岐阜の大地」を製造・販売している。

岐阜市上下水道事業部は、販路拡大のため、市広報誌への掲載や、肥料会社等への問合せを行うとともに、JA ぎふ、JA 全農岐阜と相談するなど営業活動を行った。こうした中、近年の肥料価格高騰の進行要因となっている海外からの肥料原料調達の増加傾向を踏まえ、肥料の安定的な供給を図るため、令和 5 年 4 月より、JA 全農岐阜と肥料製造業者（協同肥料株式会社）は、共同開発により海外からの輸入に頼らない、回収りん酸を使用した肥料「エコレクト G 0 6 6」の供給を開始している。

りん回収事業では、汚泥焼却灰からりんを回収した後の残渣として、「処理灰」が発生する。この処理灰は土壌環境基準を満たしており、建設資材や土壌改良材等の原材料として有効利用が可能であるため、事業者に用途を確認の上、販売している。

また、下水処理過程で生じた廃棄物を 100%原料として圧縮成形後、焼成炉で製造されたレンガを製品名「ハイカラレンガ」として販売していたが、令和 7 年 3 月末時点では製造・販売を終了している。

(1) りん酸肥料の生産過程及び焼成レンガ、処理灰及びその会計処理

令和 6 年度岐阜市下水道事業会計決算書には、棚卸資産として、りん酸肥料及び焼成レンガが計上されている。中部プラント、南部プラント、北部プラントにおいて処理から排出された汚泥を脱水して、北部プラントに移動させ焼却処理をして、焼却後の灰から抽出したりん酸を肥料として製品化している。

りん酸肥料は、下水処理の過程から得られる副産物である下水汚泥を焼却した灰から原料を抽出し生産される。毎月、抽出したりん酸から生産可能である最大量のりん酸肥料を生産している。令和 6 年度においては、老朽化した焼却炉の修繕を進めており、各月の生産量にばらつきがある。

りん酸肥料の生産・販売事業が開始される以前は、汚泥を脱水・焼却処理した処理灰を利用して焼成レンガを製造・販売していた。令和 7 年 3 月末時点では、焼成レンガは製造していないが、令和 6 年度岐阜市下水道事業会計決算書には、過去に製造した焼成レンガが棚卸資産として計上されている。

りん酸肥料及び焼成レンガは、貯蔵品出納簿によりそれぞれ重量及び個数で管理されており、生産及び出荷の時点で伝票を起票し、りんの含有量に基づき貯蔵品台帳に記入している。また、処理灰については、棚卸資産に計上せず、一時費用処理している。りん酸肥料は 22,000 円/トン（消費税および地方消費税相当額を含む）、処理灰は 55 円/トン（消費税および地方消費税相当額を含む）である。

監査人の再計算により、令和 6 年度岐阜市下水道事業会計決算書において、りん酸肥料、焼成レンガ及び処理灰が適切に会計処理されていることを確かめた。監査

結果として、りん酸肥料、焼成レンガ及び処理灰において、財務会計上の問題は検出されなかった。

(2) りん酸肥料の更なる活用

① 岐阜市のりん酸肥料事業

平成 22 年度からりん酸肥料「岐阜の大地」の製造・販売を開始してから 16 年経過したこともあり、りん回収施設の機能低下に加えて、焼却炉の修繕を進めているため、各月りん酸の産出量にばらつきがある。岐阜市は、今後の課題として、①りん回収施設の老朽化対策、②りん酸肥料の製造における技術的な問題、③農業者の利用（選択）を増やすための、りん酸肥料そのものの周知や施用方法、その効果の周知を行い、利用拡大の推進を掲げている。

② 新たな複合肥料の開発における関係事業者との連携について

岐阜市上下水道事業部は、汚泥は常時発生することから、りん酸肥料の安定的な原料の生産が可能であるとの認識である。全農・JA グループには、岐阜県内に販売網があり、肥料製造業者（協同肥料株式会社）とのつながりを多く持っているという強みがある。また、肥料製造業者は、東海圏に工場があり、物流コストの抑制が可能である。

一方で、岐阜市上下水道事業部には、「岐阜の大地」は単肥であるため、使用場面が限定的であり、販売拡大に向け複合肥料の原料使用ノウハウが必要との課題がある。また、全農・JA グループでは、肥料価格高騰や国内未利用資源の活用によるコスト削減等の課題がある。肥料製造業者（協同肥料株式会社）においては、肥料原料の高騰により原料の安定確保の必要性があり、肥料の安定生産が課題となっている。また、新たな原料の模索、新商品の開発なども課題になることから、岐阜市上下水道事業部は、全農・JA グループ、肥料製造業者とともに 3 者間の連携を図っている。

③ 複合肥料「エコレクト G 0 6 6」の開発コンセプト

「岐阜の大地」はりん酸単肥であり、用途に応じて窒素やカリウムとの併用が必要であるため、使用場面が限定されていた。そこで、「岐阜の大地」や鶏糞燃焼灰などの国内未利用資源を化成肥料の原料の一部に代替した複合肥料「エコレクト G 0 6 6」を肥料製造業者と共同開発して、令和 5 年 4 月より販売を開始している。

「エコレクト G 0 6 6」の名称の由来は、エコロジー(Ecology)のエコ (eco)、

回収や収集を意味するコレクト (Collect)、国の政策である「みどりの食料システム戦略」の「みどり」(Green) 及び「Gifu (岐阜)」の「G」であり、「066」の数字は肥料に、窒素 (N)、リン (P)、カリウム (K) がそれぞれ 10%、6%、6%含まれることを表している。

「エコレクト G 0 6 6」は、回収したりん酸の肥料への有効活用という点だけでなく、有機肥料である鶏糞燃焼灰の国内未利用資源の活用促進、農業用化学肥料の有効成分である窒素、りん、カリウムがバランスよく含まれており、低 PK 設計 (低化学肥料) であるため、国の施策「みどりの食料システム戦略」や「SDGs」のコンセプトにも合致した肥料である。

国の施策「みどりの食料システム戦略」とは、農林水産省が 2021 年 5 月に策定した食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目的とした政策方針であり、「SDGs」とは、世界 193 カ国で構成される国際連合において、平成 27(2015)年に採択された社会課題解決の目標である。

「SDGs」は、17 のゴールから構成され、6 番目に「安全な水とトイレを世界中に」とのゴールが定められている。

④ 岐阜市下水道事業におけるりん酸肥料の供給状況

「岐阜の大地」には、りん酸の含有量に基づき、「岐阜の大地りん 20」(く溶性りん酸含有量 20%)、「岐阜の大地りん 25」(く溶性りん酸含有量 25%) の 2 種類がある。

令和 6 年度において、「岐阜の大地」は焼却炉の修繕などが影響して、製造が芳しくなく、上半期の製造量は 14,496kg に対して、下半期は 662kg となっている。

「岐阜の大地りん 25」は事業者向けの製品であり、在庫が安定的に確保できていない状況である。「岐阜の大地りん 20」は、県内 JA の各店舗で販売することを想定した製品である。「エコレクト G 0 6 6」は「岐阜の大地」の材料を肥料メーカーに販売し、肥料メーカーが加工して、JA 各店舗で販売することを想定した製品である。「岐阜の大地りん 20」は、JA に卸ができていない状況が断続的に続いており、「エコレクト G 0 6 6」においても、在庫が十分に確保できていないため、安定的に「岐阜の大地」の材料を肥料メーカーに販売できていない状況であった。そのため、りん酸肥料全般において安定的供給ができていないといえる。

⑤ 国や他の地方自治体の汚泥資源の肥料への活用の取組状況

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部から公表されている「食料安全保障強化政策大綱」(令和 4 年 12 月 27 日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)において、令和 12 年までに、下水汚泥資源・堆肥の肥料利用量を倍増し、肥料の使用量 (りんベース) に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大する旨が示さ

れている。

また、国土交通省では、下水汚泥の肥料利用を推進する補助事業や情報提供を行っており、農林水産省では、肥料としての利用ガイドラインや活動の事例集を公表している。

令和7年1月時点では、汚泥処理プロセスからのりん回収を実施している自治体は7つの自治体にとどまっている。下水汚泥からりん回収を実地している自治体は、東京都、横浜市、岐阜市、神戸市、鳥取市、島根県、福岡市であるが、各地方自治体により、りんの回収方法や取組方法が異なっており、りん酸肥料製品も異なっている。

福岡市	JA 全農ふくれんが、下水汚泥からの再生りんを原料にした混合堆肥（e・green シリーズ）を開発し、令和4年9月から販売開始。
神戸市	下水汚泥からりんを効率的に回収（こうべ再生りん）し、それを原料に「こうべハーベスト肥料」を開発・販売。地域資源を活用した肥料により農産物を栽培、地元消費者が消費、下水に戻ることでりんの資源循環を実現。
東京都	東京都下水道局は、民間企業と共同し、新たなりん回収システムにより回収した「下水再生りん」を肥料原料として資源化するための実証事業を実施。JA 全農等と連携し、広域的な肥料利用に向けて取り組む。
鳥取市	岐阜市と同様の灰アルカリ抽出法により、りんを回収。

出典：農林水産省ホームページ掲載の「国内資源由来肥料の活用事例集」及び各自治体のホームページから監査人が加工

また、汚泥処理プロセスからの回収を実施している自治体では、いずれも下水汚泥に特殊な処理を施して、りんを取り出す仕組みを採用している。前述の7自治体以外でも、全国で下水汚泥資源の肥料利用の取り組みは拡大している。

埼玉県	埼玉県下水道局が、下水汚泥燃焼灰を「菌体りん酸肥料」として全国の自治体で初めて登録（名称：「荒川クマムシくん1号」）。民間企業等と連携し、下水汚泥燃焼灰を肥料原料として利用する取り組みを推進。
名古屋市	名古屋市上下水道局は令和6年7月に全国で初めて、下水汚泥固形燃料化物（乾燥汚泥）を菌体りん酸肥料「循かん大なごん」として登録。下水汚泥の肥料利用を通じ循環型社会の構築に貢献。

出典：埼玉県及び名古屋市のホームページから監査人が加工

「菌体りん酸肥料」とは、農林水産省が令和5年10月に新たに創設した公定規格である。汚泥を使った肥料は技術的な問題により、成分の量が保証されてい

なかったが、菌体りん酸肥料は、肥料成分が保証されているため、肥料の原料として使用機会の増加につながる。また、一般的に、汚泥資源は窒素（N）、りん酸（P）、カリウム（K）の含有量に偏りがあるが、他の肥料を混合して不足する成分を補うことで、多様なニーズに応じた肥料の生産が可能となるなどのメリットがある。

⑥ 「りん回収事業」の在り方について【意見】

農業用化学肥料の3大栄養素は、窒素、りん酸、カリウムである。「りん」は農産物の育成に不可欠にもかかわらず、日本では化学肥料に使用されるりん酸のほとんどが輸入されており、その約7割を中国に頼っている。以前は輸入されるりん酸の約9割の輸入を中国に頼っていたが令和5年秋頃より、中国は肥料の輸出規制を始めている。肥料の生産地は中国やロシアなどに偏っているが、ウクライナ戦争をきっかけに、地政学的な緊張から肥料の供給が不安定になり、国際価格も上昇傾向であるため、肥料成分である「りん」を輸入に頼るのはりん酸肥料の安定的供給が困難になる可能性がある。

また、国土交通省によると下水汚泥は、国内で年間汚泥発生量当たり約5万トンのりんを含有しているが、国全体でも肥料として利用された下水汚泥は全体の約1割程度に留まっており、岐阜市下水道事業においても、りん酸肥料の安定的な供給はできていない状況である。

下水汚泥資源のりん酸肥料利用の拡大は、食料安全保障の強化や農業の持続性向上のみならず、循環型社会の構築、地域活性化の観点からも重要であり、公益性が極めて高い取り組みである。

その取り組みについては、国土交通省の下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会において、コスト削減に向けた方策として、りん回収システムの簡略化や焼却灰の集約化の考えが示されるなど、国において有用な情報が発信されており、また、他の地方公共団体においては、「菌体りん酸肥料」などの先進的な取り組みも進められているところである。

りん回収事業の継続にあたっては、先進事例等研究を進めるとともに、国土交通省や農林水産省、他の地方自治体との連携や官民連携を図り、現在の施設の状況、適切な下水道経営の観点から、効果的な運営を目指していただきたい。

5 不明水対策・有収率

有収水量とは、処理場で処理された汚水のうち、料金収入の対象となる水量を言う。そして、下水処理施設の稼働が収益につながっているか判断する指標として有収率がある。

有収率の計算式は 43 頁に記載のとおりであり、有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえることができる。

(1) 岐阜市の有収水量及び有収率推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間総処理水量（汚水分）（千 m^3 ）	58,629	56,931	56,036	56,109	55,278
年間総有収水量（汚水分）（千 m^3 ）	43,985	43,406	42,933	42,232	41,781
有収率（％）	75.0	76.2	76.6	75.3	75.6

（出典:経営指標の項より抜粋）

令和2年度から令和6年度にかけて年間総処理水量は58百万 m^3 から55百万 m^3 に減少しており、年間総有収水量は43百万 m^3 から41百万 m^3 に減少している。年間総処理水量及び年間総有収水量とも減少傾向にあることから、有収率は75～76%と安定的に推移している。

(2) 他団体との比較

下表は、総務省ホームページにて公表されている各年度の下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（以下、「概要」という）にて記載されている有収率の最大値、最小値、中央値と岐阜市とを比較したものである。

なお、概要では各団体を「処理区域内人口」、「有収水量密度（処理区域内の人口密度と処理した汚水の有収水量の比率）」及び「供用開始後年数」の各別でグルーピングしており、岐阜市が所属するグループを対象に最大値、最小値、中央値を下表に示した。

（単位:％）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最大値	100.3	100.0	100.0	100.0
最小値	56.6	55.8	56.3	55.1
中央値	80.4	79.8	82.1	82.1
岐阜市	75.0	76.2	76.6	75.3

岐阜市の所属するグループの中央値は80～82%で推移しているところ、岐阜市は75～76%であり、効率的な運営について改善の余地があると考えられる。

下水道事業運営の更なる効率化に向けて【意見】

管渠の接続部分、マンホール等からある程度の不明水が流入することはやむを得ないものの、不明水が発生する原因の究明とその削減に努める必要がある。

不明水の発生理由としては、例えば、管渠の接続部分、マンホール等からの流入や、汚水樹と雨水樹の誤接続による雨水の流入、無届排水設備からの汚水の流入、井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差の発生等が考えられる。

これらの有無を検証し、適切な対策を講じる必要がある。

6 地震災害への備え

岐阜市上下水道事業部では、地震災害時における応急対策及び災害復旧等の諸活動の円滑な実施を図るため、岐阜市下水道総合地震対策計画を令和5年3月に策定・公表している。

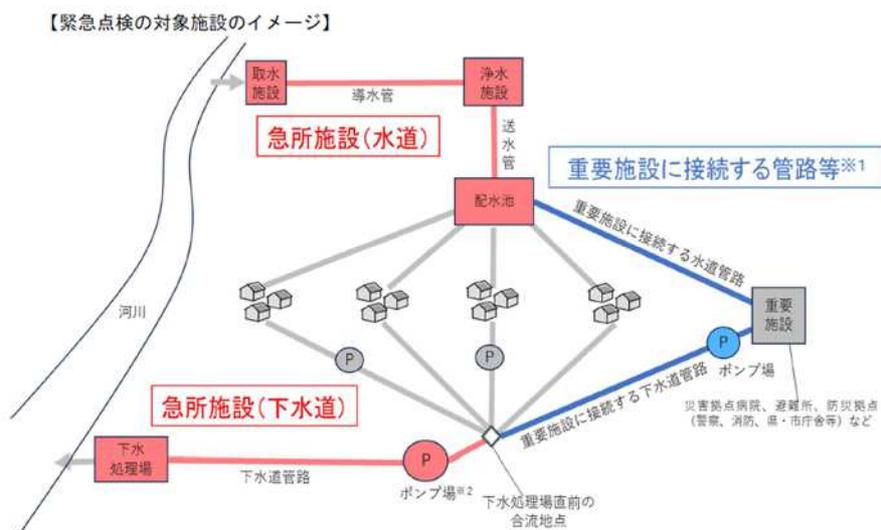
岐阜市下水道総合地震対策計画は、南海トラフ巨大地震に加え、内陸直下型地震として、養老－桑名－四日市断層帯地震、揖斐川－武芸川断層帯地震を想定し、岐阜市の下水道施設の耐震化と機能維持を目的とした計画である。

その後、令和6年1月の能登半島地震を受けて、上下水道施設の耐震化の必要性が再認識され、国土交通省上下水道審議官グループでは、緊急点検を実施し、令和6年11月に、「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果」を公表した。

能登半島地震では、耐震化が未実施であった上下水道施設に甚大な被害が発生し、復旧に長期間を要した一方で、耐震化実施済みの下水処理場等では、施設機能に重大な影響を及ぼす被害は確認されておらず、事前防災としての施設の耐震化の効果が再確認された。

このため、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化を進める必要性が再認識され、全国の水道事業管理者及び下水道事業管理者を対象に、特に重要な施設の耐震化状況を確認することとなった。

緊急点検の対象施設は、上下水道システムの急所施設と、避難所などの重要施設に接続する上下水道の管路やポンプ場である。なお、重要施設とは地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等である。



出典：国土交通省上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果（令和6年11月）

国土交通省「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果」では、全国・都道府県・市町（能登地方6市町は災害対応のため未集計）の、急所施設の耐震化状況（下水道）と、重要施設に接続する下水道管路等の耐震化状況（下水道）を公表しており、全国及び他の中核市では、以下のとおりの状況となっている。

急所施設の耐震化状況（下水道（令和5年度末））※抜粋

	全国	岐阜市	一宮市	豊田市
対象全下水道管路の延長（km）	8,358.6	0.6	9.6	0.7
対象全下水道管路のうち、耐震化された延長（km）	6,046.1	0.6	2.7	0.7
下水道管路の耐震化率（％）	72	99	28	100
対象全下水処理場の箇所数（箇所）	1,705	4	1	2
対象全下水処理場のうち、地震時においても排水機能が確保された箇所数（箇所）	825	2	0	2
下水処理場の耐震化率（％）	48	50	0	100

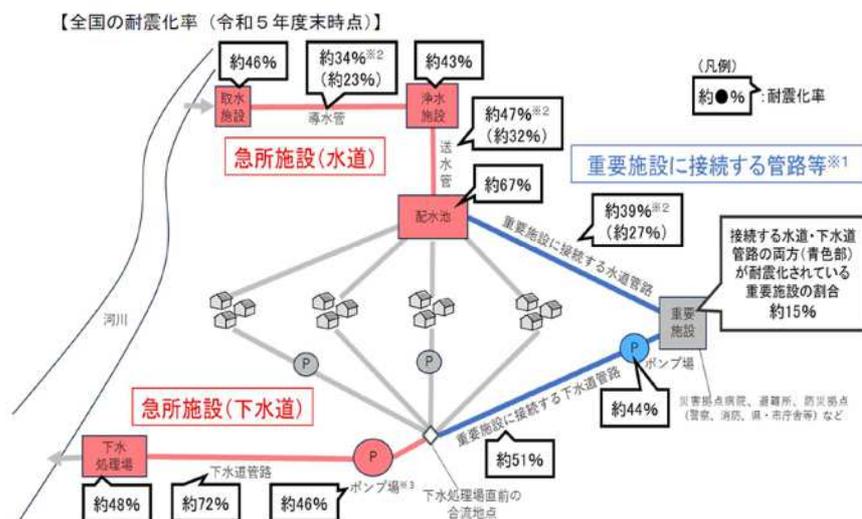
下水道システムの急所施設について、全国の耐震化率は、下水道管路は72％、下水処理場は48％であるが、岐阜市の耐震化率は、下水道管路は99％、下水処理場は50％であり、全国の耐震化率に比して、高い水準となっている。

重要施設に接続する水道・下水道の管路等（下水道（令和5年度末））※抜粋

	全国	岐阜市	一宮市	豊田市
対象全下水道管路の延長（km）	29,786.6	36.9	74.7	42.6
対象全下水道管路のうち、耐震化された延長（km）	15,202.2	9.3	35.1	31.8
下水道管路の耐震化率（％）	51	24	47	75
対象全ポンプ場の箇所数（箇所）	1,588	2	3	3

	全国	岐阜市	一宮市	豊田市
対象全ポンプ場のうち、地震時においても排水機能が確保された箇所数（箇所）	700	1	0	3
ポンプ場の耐震化率（％）	44	50	0	100

避難所などの重要施設に接続する下水道管路及びポンプ場の耐震化状況について、全国の耐震化率は、下水道管路が 51％、ポンプ場が 44％であるが、岐阜市の耐震化率は、下水道管路が 24％、ポンプ場が 50％である。下水道管路の耐震化率は全国及び他の中核市に比して、低い水準となっており、汚水ポンプ場は全国の耐震化率に比して、高い水準となっている。



出典：国土交通省上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果（令和6年11月）

今回の緊急点検により、点検対象施設の耐震化が十分でないことが改めて確認された結果、国土交通省は、上下水道施設の耐震化を計画的に推進する方針を以下のとおり示した。

(1) 上下水道耐震化計画に基づく計画的・集中的な耐震化の推進

国土交通省では、全ての水道事業管理者や下水道事業管理者等に対して、令和6年9月に事務連絡を発出し、令和7年1月末までの「上下水道耐震化計画」策定を要請しており、計画に基づく上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進してまいります。

(2) 取組状況のフォローアップ・公表

上下水道耐震化計画に基づく耐震化の取組状況について、定期的にフォローアッ

プを行い、その結果を公表するとともに、水道事業管理者等や下水道事業管理者が抱える課題等を踏まえながら、必要な支援を実施してまいります。

(3) 運営基盤の強化や施設規模の適正化の推進

耐震化の推進にあたっては、水道事業管理者等や下水道事業管理者の運営基盤の強化や人口減少を踏まえた施設規模の適正化をあわせて実施することが重要であり、料金・使用料の適正化等による経営改善や広域連携・官民連携による事業の運営基盤強化、施設のダウンサイジングや統廃合、分散型システムの活用等による施設規模の適正化を推進してまいります。

(4) 技術開発の推進

水道事業管理者等や下水道事業管理者が抱える課題について分析を行いながら、軌道下等の施工困難箇所での耐震化工法など、効率的な耐震化技術の開発・実装を推進し、耐震化を加速してまいります。

(5) 災害時の代替性・多重性の確保

浄水施設や下水処理場等の耐震化は、施設機能を止めることができないため、例えば用地に制約のある都市部では系列毎に段階的に進めるなど、多大な時間と労力を要する場合があります。このような中で、いつ発生するかわからない災害時においても上下水道の機能を確保するため、上下水道施設の耐震化とあわせて、可搬式浄水設備や可搬式汚水処理設備の活用、代替水源の確保、配水系統間の相互融通、浄水場間や下水処理場間の連絡管整備など、災害時の代替性・多重性の確保を推進してまいります。

出典：国土交通省上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果（令和6年11月）

国土交通省の方針を受けて、岐阜市では、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について、今後、おおむね30年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間で、重要施設の耐震化を優先的に進める計画を令和7年1月に策定・公表した。

計画期間は、令和7年4月から令和12年3月とし、下水道処理区域内における避難所等の重要施設（上下水道共通）は17施設、下水道処理区域外は2施設あり、令和11年度末までの耐震性能確保の目標数は、下水道処理区域内は6施設、下水道処理区域外の2施設である。

また、下水道システムの急所施設の耐震化は、下水処理場（揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る）の対象は4施設で、令和5年度末の耐震化率は50%となっている。

避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の令和5年度末の耐震化率は24%となっており、令和11年度末までに耐震性能確保の目標耐震率は40%を計画している。

避難所等の重要施設に係る耐震性能確保の目標延長について【意見】

日本は世界的に見ても地震の影響を多く受けている国である。

過去 30 年間の大規模災害として、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震、令和 6 年 1 月には、能登半島地震が発生した。

令和 6 年 8 月、宮崎県で震度 6 弱を観測した日向灘を震源とする地震の発生を受け、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表、令和 7 年 12 月には、青森県で震度 6 強を観測する地震が発生した後は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報に伴う特別な注意の呼び掛け」を発表した。

上記のとおり、日本では、いつ巨大地震が発生してもおかしくない状況である一方で、岐阜市上下水道耐震化計画（上下水道）の令和 11 年度末までの下水道事業に関する計画では、避難所等の重要施設の耐震性能確保の目標延長については、40%の耐震化率の計画となっている。

繰り返しとなるが、能登半島地震では、耐震化が未実施であった上下水道施設に甚大な被害が発生し、復旧に長期間を要した一方で、耐震化実施済みの下水処理場等では、施設機能に重大な影響を及ぼす被害は確認されておらず、事前防災としての施設の耐震化の効果が再確認されている。

避難所等の重要施設の下水道管路は、今回の調査時点では、全国平均が 51%であるが、岐阜市は 24%であった。当該施設は、巨大地震等、大規模災害時における、災害対策や救助活動の拠点となるものであることから、避難所等の重要施設の下水道管路の耐震性能確保の目標延長は、令和 11 年度末時点において、全国平均を上回る耐震化率とすることが望まれる。

第4章 監査の結果及び意見（個別事項）

1 料金収入

（1）概要

下水料金について、料金算定及び滞留債権等の回収の観点から検討を行った。

① 料金算定について

岐阜市の下水料金については岐阜市下水道条例の第4章に定められており、その内容は以下のとおりである。

第4章 料金及び手数料

（料金徴収の対象）

第20条 下水料金は、排水設備使用者等から1戸又は1構ごとに徴収する。

2 前項に定めるもののほか2戸又は2世帯以上が排水設備を共同使用する場合、管理者が必要と認めるときは、各使用者から徴収することができる。

3 第4条の管理人は、下水料金の納付については、使用者と連帯してその責を負うものとする。

（下水料金）

第21条 下水料金の算定基礎は、次の区分による。

（1）汚水を放流する場合 1月につき

種別	基本料金	従量料金
一般汚水	1,080円	10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 35円 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 132円 20立方メートルを超え50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 146円 50立方メートルを超え500立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 153円 500立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 159円 10,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 166円
公衆浴場汚水	1,080円	10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 8円 10立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 26円
一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のほかにその濃度に応じて、1立方メートルにつき240円以内においてこれを増徴する。		

備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、岐阜県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除される汚水をいう。
 - (2) 雨水を放流する場合(第8条第1項ただし書の場合)
 - 1月 雨水放流面積1平方メートルにつき 15円
 - (3) 計測器料金
 - 1月 1個2万円以内で管理者が定める額
 - (4) ディスポーザーを使用する場合(ディスポーザーに併せて排水処理装置を設置する場合を除く。)
 - 1月 1台につき 400円
- 2 使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。
 - (1) 水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
 - (2) 井戸水等を使用した場合においては、計測(管理者の認める計測器による計測)に基づく水量をもって放流量とみなす。
 - (3) 管理者が前2号によりがたいと認める場合は、管理者の認定する水量をもって放流量とみなす。
 - (4) 管理者は、第2号の計測をするため、適当な場所に計測のための装置を取り付けるものとする。この場合、使用者は、装置の取付けを拒み、又は妨げることはできない。
 - (5) 使用者は、善良なる管理者の注意をもって計測の装置を管理するものとし、その装置をき損し、又は亡失した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。
- 3 下水料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。)に前2項に規定する2月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 下水料金の納期限は、別に定める。

第22条 削除

(特別な場合における下水料金の算定)

第23条 公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの下水料金(超過料金を除く。)は、次の各号に掲げる当該下水料金の算定期間内の使用日数に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 15日以内 0.5月分
- (2) 15日を超え1月以内 1月分
- (3) 1月を超え1月と15日以内 1.5月分
- (4) 1月と15日を超え2月以内 2月分

2 公共下水道の使用中止又は廃止の届出がないときは、これを使用しない場合でも

下水料金を徴収する。

3 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

4 定例日を著しく変更する場合には、日割計算をすることができる。

第 24 条 削除

(排水設備使用の承継)

第 25 条 排水設備を、正規の届出がなく使用した者は、前使用者に引き続き使用したものとみなす。

(料金の前納)

第 26 条 臨時に排水設備を設け公共下水道を使用するとき、その他管理者において必要と認めるものについては、料金概算額を前納させることができる。

2 前項の料金概算額は、毎徴収月の下水料金に充当し、排水設備使用の中止又は廃止の際過不足があるときは清算する。

(手数料)

第 27 条 手数料は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請の際申請を行う者から管理者がこれを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申請後に徴収することができる。

(1) 第 13 条第 1 項の規定による指定の申請 1 件につき 14,000 円(当該申請を行う者が岐阜市水道給水条例(昭和 36 年岐阜市条例第 34 号)第 30 条第 1 号に掲げる指定の申請又は同条第 2 号に掲げる指定の更新の申請を併せて行う場合にあっては、7,000 円)

(2) 第 13 条第 1 項の規定による指定の更新の申請 1 件につき 14,000 円(当該申請を行う者が岐阜市水道給水条例第 30 条第 1 号に掲げる指定の申請又は同条第 2 号に掲げる指定の更新の申請を併せて行う場合にあっては、7,000 円)

(3) 第 13 条第 2 項の規定による設計審査の申請 1 件につき 5,000 円(当該申請を行う者が同一敷地内に係る岐阜市水道給水条例第 30 条第 3 号に掲げる設計審査の申請を併せて行う場合にあっては、2,500 円)

(4) 第 13 条第 2 項の規定による工事検査の申請 1 件につき 5,000 円(当該申請を行う者が同一敷地内に係る岐阜市水道給水条例第 30 条第 4 号に掲げる工事検査の申請を併せて行う場合にあっては、2,500 円)

(料金等の軽減又は免除)

第 28 条 管理者は、公益上その他のため必要と認めるときは、下水料金及び前条の手数料(以下「料金等」という。)その他この条例により納付すべき金額を軽減し、又は免除することができる。

(資料の提出)

第 29 条 使用者は、管理者が料金を算出するために必要な限度において、必要な資料の提出を求めた場合、これを拒むことはできない。

② 収納業務・滞留債権回収業務の委託について

岐阜市は滞納整理業務、収納業務を含めた営業関連業務を包括的に外部業者へ業務委託している。契約の概要は以下のとおりである。

受託者	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
契約期間	令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間
契約内容	滞納整理業務、収納業務を含めた営業関連業務

一方で、岐阜市外への転出者など滞納整理が困難な対象者については弁護士法人へ回収業務を委託している。受託者はプロポーザル方式により5年ごとに選定されており、成功報酬率や実績等を勘案して決定されている。

令和6年度における受託者と契約の概要は以下のとおりである。

受託者	弁護士法人ライズ綜合法律事務所
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
対象債権	水道料金、下水料金、下水道事業受益者負担金

③ 延滞金の徴収について

下水料金を延滞した際の延滞金については、市税以外の諸納付金の督促及び延滞金の徴収に関する条例において以下のとおり定められている。

<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項及び第2項の規定により、市税以外の諸納付金を指定期限内に納付しないものがあるときは、別に定める場合のほか、この条例の定めるところによりこれを督促し、延滞金を徴収する。</p> <p>第2条 市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、市税以外の諸納付金を指定期限内に完納しないものがあるときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。</p> <p>2 前項の督促状(以下「督促状」という。)に指定すべき納付の期限は、その発付の日から15日以内とする。</p> <p>3 督促状を公示送達の方法により発したときは、前項の納付期限は、公示の初日から15日目とする。</p> <p>4 督促状の様式は、別に市長等が定める。</p> <p>第3条 前条の規定により、督促状を発したときは、延滞金を徴収する。</p> <p>第4条 延滞金は納付金額が2,000円以上(当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に</p>
--

応じ、当該納付金額に年 10.95 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額(当該金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、延滞金が 1,000 円未満である場合においては、これを徴収しない。

- 2 市長等は、納付者が納期限までに納付金を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金の額を減免することができる。

第 5 条 この条例の施行について、必要な事項は、別に市長等が定める。

なお、岐阜市の債権をテーマとした平成 28 年度の包括外部監査の報告書においては、延滞金の徴収が行われていない点が指摘事項とされている。当該報告書では、収納事務手続きにおいて納入通知書と口座振替で督促状の発送時期が変わるため、両者の公平性の観点から延滞金を徴収していないという当時の市の説明に対して、納期限を守っている者との関係でも公平性に反する点や条例に反する点を指摘し、延滞金の徴収を実施すべきであるとしている。

④ 過去の包括外部監査におけるその他の指摘事項について

過去の包括外部監査において、延滞金の徴収漏れ以外にもいくつかの指摘がなされている。

例えば、平成 17 年度の包括外部監査においては転居先不明のため不納欠損処理対象となっている債権に関連して、転居先等の調査等を強化すべきとの報告がなされている。

また、平成 28 年度の包括外部監査においては、滞納処分に関連して財産状況の調査を強化すべきという意見、共同住宅において滞納があった場合は管理人に対して請求ができるように管理人に選定と届出を指導し、使用者が下水料金を滞納している事案については、連帯責任を負う管理人にも請求することを検討すべきであるという指摘が報告されている。

これらの意見・指摘等については、「外部監査結果に基づく措置状況」として対応状況の報告がなされており、いずれも対応済となっている。

(2) 監査手続

① 料金算定について

下水料金の算定が、岐阜市下水道条例（以下「条例」という。）に基づき正確に行われているかを検証するため、令和7年3月分の調定データより、以下の属性を含む15件を抽出し、料金計算の正確性を検証した。抽出サンプルの内訳及び検証内容は以下のとおりである。

区分	件数	抽出条件（対象者）	検証内容
使用開始	5件	2025年3月に下水道の使用を開始した利用者	月の途中で使用を開始した場合の日割計算（基本使用料及び従量料金基準値）の正確性
使用中止・廃止	5件	2025年3月に下水道の使用を中止・廃止した利用者	月の途中で使用を中止・廃止した場合の日割計算（基本使用料及び従量料金基準値）の正確性
継続使用	5件	2025年3月に1カ月間継続して使用した利用者	通常月における料金計算の正確性
合計	15件		

② 収納業務・滞留債権回収業務の委託について

外部業者へ業務委託している収納業務の実施状況について、資料の閲覧と担当職員へのヒアリングを行った。また、弁護士法人への滞留債権回収の委託業務についても契約書及び仕様書等の関係資料を閲覧するとともに、担当職員へのヒアリングを実施し、委託業務の実施状況及び未収金の回収実績について検証した。

③ 延滞金の徴収について

現在の延滞金の徴収状況について営業課にヒアリングを行い、以前の指摘事項への対応状況を確認した。

④ 過去の包括外部監査におけるその他の指摘事項について

概要で述べた過去の意見・指摘等に対する措置状況を確認した上で、現在においても適切な対応が継続されているか否かについてヒアリングを行った。

(3) 監査結果

① 料金算定について

抽出した 15 件について、上下水道料金徴収システム上の計算結果と、使用期間及び排水量に基づく再計算結果を突合した。再計算の際、岐阜市下水道条例から算定方法が読み取れない部分については、具体的な計算過程について担当者にヒアリングを行ったうえで算定を行った。

その結果、すべてのサンプルにおいて計算結果に誤りは認められなかった。ただし、岐阜市下水道条例を根拠として料金の再計算を実施する中で、同条例の規定についていくつか改善すべき箇所が見受けられた。

i) 月の中途における使用開始・廃止時の「従量料金基準値」の取扱いについて
【意見】

月の途中で下水道の使用を開始または廃止した場合の料金計算については、岐阜市下水道条例の第 23 条において規定されている。それによると、超過料金を除く下水料金、つまり基本料金については使用期間が 15 日以内であれば 0.5 カ月分、15 日を超え 1 月以内であれば 1 月分、1 月を超え 1 月と 15 日以内であれば 1.5 月分、1 月と 15 日を超え 2 月以内であれば 2 月分として計算される。

今回抽出したサンプルを対象に計算過程を確認したところ、基本料金は条例の規定とおり按分計算がなされていた。加えて、従量料金の算定基準となる水量（「10 立方メートルまでの分」「10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分」等）についても、使用日数に応じた按分計算が行われていることが確認された。

例えば、使用期間が 15 日以内で使用量が 6 m³ の場合、従量料金は全量を「10 立方メートルまでの分」で計算するのではなく、「5 (=10×0.5) 立方メートルまでの分」と「5 (=10×0.5) 立方メートルを超え 10 (=20×0.5) 立方メートルまでの分」に分けて計算することとなる。つまり、料金表の従量料金の部分を以下のように読み替えて計算することとなる。

(同条例の記載)

従量料金	
10立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	35円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	132円
20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	146円
50立方メートルを超え500立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	153円
500立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	159円
10,000立方メートルを超える分	
1立方メートルにつき	166円



(基準値に 0.5 を乗じた場合)

従量料金	
5立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	35円
5立方メートルを超え10立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	132円
10立方メートルを超え25立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	146円
25立方メートルを超え250立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	153円
250立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	
1立方メートルにつき	159円
5,000立方メートルを超える分	
1立方メートルにつき	166円

その結果、基本料金は 1,080 円に 0.5 を乗じた 540 円、従量料金は 5 m³に 35 円を乗じた 175 円と 1 m³に 132 円を乗じた 132 円の合計 307 円になる。そして、下水料金合計は 540 円と 307 円の合計である 847 円に消費税を加算した 931 円となる。

前述のとおり、同条例からは基本料金についての明確な按分基準が読み取れる一方、従量料金の基準値（水量区分）については按分計算（基準値の縮小）を行う旨の明確な規定を読み取ることはできず、これにより利用者である市民の誤解を招く恐れもある。

水道の使用期間に応じて平等に料金を計算するという観点からは、このような計算方法を採用すること自体には合理性があると考えられる。しかし算定根拠を明確にするという観点からは、月の中途での使用開始、中止又は廃止時において従量料金の基準水量も按分計算を行う旨を条例に明記することも検討すべきである。

ii) 条文と料金表における用語の不整合について【指摘】

岐阜市下水道条例第 23 条において、「超過料金を除く」という文言が使用されている。

一方で、同条例第 21 条に掲げられている料金表においては「超過料金」という用語は使用されておらず、「従量料金」という用語が使用されている。条文中の「超過料金」が、料金表における「従量料金」を指しているとのことだが、同一の法令内で異なる用語が用いられていることは、解釈上の疑義を生じさせる要因となり、市民にとって分かりにくい表現となっている。したがって、条例第 23 条の表現を見直し、料金表の用語と整合させるよう「従量料金」等の表現に統一するか、定義を明確にすべきである。

② 収納業務・滞留債権回収業務の委託について

i) 収納率について【意見】

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社への業務委託に関しては、業務委託効果をより高いものとするために目標収納率を定め、収納率に応じた報奨金・違約金制度を取り入れている。過去の収納率の推移と目標収納率、実績と目標の差異を確認したところ、以下のとおりであった。なお、以下の数字は各年度内における収納率であり、下水道だけでなく上水道も含むものである。また、令和5年度については、5年間の契約期間が令和5年12月31日で終了する関係で3月末時点の目標値が設定されていないため、目標値の記載なしとしている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収納率(a)	98.37%	98.40%	98.42%	98.40%	98.26%	98.25%
目標収納率(b)	98.29%	98.42%	98.44%	98.46%	-	98.31%
差異(a-b)	+0.08%	△0.02%	△0.02%	△0.06%	-	△0.06%

目標収納率と収納率実績を比較すると、パーセンテージとして大きな乖離はないものの令和2年度以降は5年連続で実績が目標を若干下回っている状況である。令和6年度においては、0.06%の差異が生じている。令和6年度の調定金額合計が約61億円であることを考慮すると、たとえ0.06%であっても金額的影響は360万円以上になり、必ずしも小さい差異ではない。

また、実績の収納率の推移を見ても低下傾向にあり、令和3年度と比較すると0.17%低下している。目標収納率についても、令和6年度の目標は令和2年度から令和4年度の目標と比較して低くなっている。

下水料金の回収率低下を防ぐため、適切な目標値の設定とより実効性のある回収率向上施策の検討を行うべきである。

ii) 回収目標と実績の乖離及び管理体制について【意見】

弁護士法人との間で締結された契約の仕様書第13項において、未収金の回収目標（努力目標）は「金額ベースで30%以上の回収率」と設定されている。しかし、ヒアリング及び資料閲覧による確認では、直近（令和6年度）の実績は約7.5%にとどまっており、回収率は徐々に低下傾向にある。

回収率について、受託者とは定期的の実績報告等を通じて状況共有がなされているものの、回収率向上に向けた強力な指導等を行われていないのが現状である。

委託額は令和元年度と比較すると半分程度に減っており、弁護士への委託による回収の成果も出ていると考えられる。また、徐々に回収の困難な未収金の割合が増えていくことも加味すると回収率の低下傾向については致し方ない点もあると考えられる。しかし、努力目標であったとしても目標値を設定している以上、実績値との乖離に対して何らかの対応は必要である。契約段階で現在の目標設定が対象債権の性質（市外転出者・長期滞納等）に照らして実現可能な数値であるか否かを受託者と協議することや、契約期間中におけるより実効性のある回収率向上施策の検討を行うこと等の対策が必要であると考えられる。

③ 延滞金の徴収について

延滞金の徴収状況について営業課にヒアリングを行った結果、現在は条例のとおり延滞金の徴収が行われており、以前の指摘事項に対して適切に対応がなされていることが確認できた。

④ 過去の包括外部監査におけるその他の指摘事項について

措置状況に関するヒアリングを行った結果、概要で挙げた指摘・意見等については以下のとおりであった。

i) 転居先等の調査等強化について

措置状況の報告書に記載のとおり、「水道料金及び下水料金滞納整理マニュアル」を策定して現地調査等により使用者の転出先調査を行っている。不納欠損処理対象のうち、転居先の不明によるものは平成 17 年度の包括外部監査時点では 63.1%（平成 16 年度不納欠損処理分）であったのに対して、令和 6 年度の不納欠損処理対象のうち、転居先不明によるものは 40.9%となっている。

ii) 財産状況の調査の強化等について

措置状況の報告書に記載のとおり、納付誓約書記入の際に収支・財産状況（生活実態調査）報告書を作成し、その報告書を参考に財産調査を実施している。

iii) 共同住宅において滞納があった場合の対応について

主債務者である使用者へ滞納処分を実施している段階であり、連帯責任を負う管理人への請求まで至っていないものの、滞納処分状況に応じて検討している。管理人の選定に関する指導は行っており、小規模な共同住宅で省略可能と

判断した場合などの一部例外を除いて管理人の選定届が提出されている。

いずれについても措置状況の報告書に記載された対応は実施されていることが確認できた。

⑤ 料金回収に関する内部統制について【意見】

下水料金の徴収事務に関しては、他団体において以下のような事務過誤や不正事例が報告されており、リスク要因として認識する必要がある。

- ・ 下水道使用開始に伴うシステムへの登録漏れ
- ・ 給水形態の変更（2世帯1水道利用者が、1世帯のみ新規で水道引込工事を行った際など）に伴う下水料金の賦課漏れ
- ・ 排水設備指定工事店以外の事業者による無届での無断接続
- ・ 浄化槽利用者など、下水道未接続者に対する誤った料金徴収
- ・ 検針業務受託業者による検針値の誤読及び誤入力
- ・ 口座振替依頼書等の処理における口座情報の誤登録

上記のようなリスクに対する当市の内部統制についてヒアリング等を実施した結果、以下の点が確認された。

事務処理体制 ：システムへの入力担当者と承認者（チェック者）を分離し、二重チェックを行う体制を構築している。

過誤防止への取り組み：過大徴収等のリスク低減策として、令和4年度から令和5年度にかけて、下水道に接続していない浄化槽及び汲み取り利用者に対する賦課状況の実態調査を実施している。

下水料金の徴収事務については、入力ミスや賦課漏れ等のリスクに対し、入力者と承認者を分ける相互牽制体制が構築されており、単純な事務ミスの防止が図られている。また、他団体でも散見される未接続者への誤賦課リスクに対し、過年度において実態調査を実施し、誤徴収の防止に能動的に取り組んでいることが認められる。

しかしながら、下水料金の算定は、現場の接続状況や水道使用状況と密接に関連しており、単なる事務上のチェックのみでは発見が困難なケースも想定される。したがって、今後も過大徴収だけでなく徴収漏れについての調査も検討するとともに、工事店への指導や無断接続防止に向けた監視体制についても留意されたい。

2 固定資産管理

(1) 概要

① 規程の内容

岐阜市上下水道事業部の固定資産管理については、岐阜市上下水道事業部企業会計規程第8章に定められており、その概要は以下のとおりである。

項目	条項	規定（抜粋）
固定資産の範囲	第97条	<p>固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>ア 土地</p> <p>イ 建物及び附属設備</p> <p>ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)</p> <p>エ 機械及び装置並びにその他の附属設備</p> <p>オ 自動車その他の陸上運搬具</p> <p>カ 工具、器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。)</p> <p>キ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。)</p> <p>ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)</p> <p>ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>ア 水利権</p> <p>イ 借地権</p> <p>ウ 地上権</p> <p>エ 特許権</p> <p>オ 施設利用権</p> <p>カ ソフトウェア</p>

項目	条項	規定（抜粋）
		キ リース資産(ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからカまで及びクに掲げるものである場合に限る。) ク その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの (3) 投資その他の資産 ア 投資有価証券(1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。) イ 出資金 ウ 長期貸付金 エ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの オ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
固定資産の管理	第98条	各課長は、その主管に属する固定資産を管理し、上下水道事業政策課長は、これを総括する。
取得価額	第99条	固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。 (1) 購入によるものは、購入価額及び付帯費 (2) 工事又は製作によるものは、工事又は製作に要した価額及び付帯費 (3) 交換によるものは、交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は控除した額 (4) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前3号に掲げる固定資産であって、取得価額の不明なものについては、公正な評価額
購入	第100条	1 固定資産を購入する場合は、主管課長は、次の事項を記載した文書によって上下水道事業政策課長に合議し管理者の決裁を受けなければならない。 (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類 (2) 購入しようとする理由 (3) 予定価額及び単価 (4) 購入に係る科目及び予算額 (5) 契約の方法

項目	条項	規定（抜粋）
		<p>(6) その他必要と認められる事項</p> <p>2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。</p>
交換	第 101 条	<p>1 固定資産を交換しようとする場合は、主管課長は、次の事項を記載した文書によって上下水道事業政策課長に合議し管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 交換しようとする固定資産の名称及び種類</p> <p>(2) 交換しようとする理由</p> <p>(3) 契約の方法</p> <p>(4) その他必要と認められる事項</p> <p>2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。</p>
無償譲受	第 102 条	<p>1 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、上下水道事業政策課長は、次の事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類</p> <p>(2) 譲り受けようとする理由</p> <p>(3) 見積価額</p> <p>(4) その他必要と認められる事項</p> <p>2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。</p>
登記	第 103 条	<p>上下水道事業政策課長は、取得した固定資産のうち、第三者に対抗するため登記を必要とするものについては、法令の定めるところにより、遅滞なくその手続を行わなければならない。</p>
検査	第 104 条	<p>建設改良工事が完成(一部完成含む。)した場合は、別に定める検査を行わなければならない。</p>
建設改良工事の精算	第 105 条	<p>主管課長は、建設改良工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、精算書を上下水道事業政策課長に送付しなければならない。</p>
振替手続	第 106 条	<p>上下水道事業政策課長は、前条の規定により精算書の送付を受けた場合は、間接費を配賦し、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。</p>

項目	条項	規定（抜粋）
建設仮勘定	第 107 条	主管課長は、事業年度末において、未完成の建設改良工事がある場合は、未完成工事報告書を作成し、4 月 20 日までに上下水道事業政策課長に送付しなければならない。
事故報告	第 108 条	主管課長は、天災その他の事由により自己の管理する固定資産が滅失又は損傷を受けた場合は、遅滞なく上下水道事業政策課長を經由して管理者に報告しなければならない。
所管替え	第 109 条	主管課長は、固定資産所管替えをしようとするときは、上下水道事業政策課長に合議しなければならない。
異動報告	第 110 条	主管課長は、固定資産の用途変更、所管替え及び補修工事等により異動を生じた場合は、固定資産異動報告書を作成して上下水道事業政策課長に送付しなければならない。
売却	第 111 条	上下水道事業政策課長は、固定資産を売却しようとする場合は、次の各号を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。 (1) 売却しようとする固定資産の名称及び種類 (2) 所在地 (3) 売却しようとする理由 (4) 予定価額 (5) 契約の方法 (6) その他必要と認められる事項
廃棄	第 112 条	1 主管課長は、その所管にかかる固定資産を廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって上下水道事業政策課長に合議の上、管理者の決裁を受けなければならない。 (1) 廃棄しようとする固定資産の名称及び種類 (2) 所在地 (3) 廃棄しようとする理由 (4) その他必要と認められる事項 2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

項目	条項	規定（抜粋）
撤去	第 113 条	主管課長は、その所管にかかる固定資産を撤去しようとする場合は、前条第 1 項の例により、処理しなければならない。
貯蔵品への振替	第 114 条	上下水道事業政策課長は、固定資産の撤去又は用途廃止等により発生した物件のうち、再使用できるものは、当該固定資産の帳簿価額から減価償却累計額を控除した残額の範囲内で第 79 条の規定に準じて貯蔵品に振り替えなければならない。
減価償却	第 115 条	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道事業政策課長は、次条の規定によるものを除くほか、毎事業年度末、償却資産の減価償却を行うものとする。 2 減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。 3 償却資産のうち、有形固定資産は、間接償却法により、無形固定資産は、直接償却法により減価償却を行うものとする。
（削除）	第 116 条	
特別償却	第 117 条	償却資産のうち、直接その事業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、管理者の決裁を経て、規則第 15 条第 1 項の規定により算出した金額に当該金額に 100 分の 50 の率を乗じて算出した金額を加えた金額とする。
減価償却の特例	第 118 条	有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の 100 分の 5 に相当する金額に達した後において規則第 15 条第 3 項の規定により帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめ管理者の決裁を受けなければならない。
帳簿	第 119 条	上下水道事業政策課長は固定資産台帳を、主管課長はその所管にかかる固定資産について固定資産整理簿を備え、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならない。
報告書	第 120 条	<p>上下水道事業政策課長は、固定資産について毎事業年度末に次に掲げる書類を作成して、管理者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 固定資産増減総括表 (2) 固定資産明細表 (3) 減価償却明細表

項目	条項	規定（抜粋）
		(4) その他必要な報告書

② 固定資産残高の重要性

下表のとおり、総資産に占める有形固定資産残高及び無形固定資産残高の重要性が高く、下水道事業は設備集約型の事業であると認められる。

(単位:円)

科目	R4年度	R5年度	R6年度
有形固定資産残高	111,774,591,286	111,229,201,440	109,789,444,247
無形固定資産残高	3,320,802,444	3,300,362,633	3,257,421,737
合計	115,095,393,730	114,529,564,073	113,046,865,984
総資産	118,394,461,760	117,963,264,356	115,626,292,692
構成比	97.2%	97.1%	97.8%

(出典:各年度下水道事業決算書)

③ 下水道事業に係る固定資産の会計方針

償却方法は定額法を採用しており、取得した翌会計年度より償却を開始している。主な耐用年数は下記のとおりとなっている。

建物	15~50年
構築物	15~50年
機械及び装置	8~20年
車両運搬具	4~5年
工具、器具及び備品	4~15年
施設利用権	50年

施設利用権の耐用年数については、施設利用権の内容が岐阜県流域の下水管路等の利用に対するものであり、管路の耐用年数である50年を採用している。

④ 令和6年度固定資産増減明細

令和6年度の固定資産増減明細は下表のとおりである。

令和6年度有形固定資産明細 (単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高
					当年度増加額	当年度減少額	累計	
土地	7,725,047,503	0	0	7,725,047,503	-	-	-	7,725,047,503
建物	17,140,569,596	19,965,134	32,192,232	17,128,342,498	291,767,397	16,129,479	6,098,798,317	11,029,544,181
構築物	145,327,623,148	1,286,768,609	11,927,604	146,602,464,153	2,589,439,807	9,802,123	67,590,810,121	79,011,654,032
機械及び装置	30,938,181,122	466,186,576	4,022,392	31,400,345,306	939,556,293	3,809,840	20,951,222,120	10,449,123,186
車両運搬具	22,023,343	1,573,000	622,736	22,973,607	82,873	556,591	20,330,577	2,643,030
工具、器具及び備品	156,736,322	11,879,300	3,317,500	165,298,122	14,065,686	2,351,640	94,679,875	70,618,247
建設仮勘定	872,599,033	732,162,706	103,947,671	1,500,814,068	-	-	-	1,500,814,068
計	202,182,780,067	2,518,535,325	156,030,135	204,545,285,257	3,834,912,056	32,649,673	94,755,841,010	109,789,444,247

(出典:令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書)

令和6年度無形固定資産明細 (単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高
施設利用権	3,300,145,833	76,437,965	0	119,378,861	3,257,204,937
電話加入権	216,800	0	0	-	216,800
計	3,300,362,633	76,437,965	0	119,378,861	3,257,421,737

(出典:令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書)

⑤ 下水道事業に係る固定資産の会計処理の特徴

期中で発生した管渠拡張、管渠整備及び施設整備に係る工事費を一旦、工事勘定に集計し、期末決算にて固定資産の各勘定へ振り替える実務を行っている。

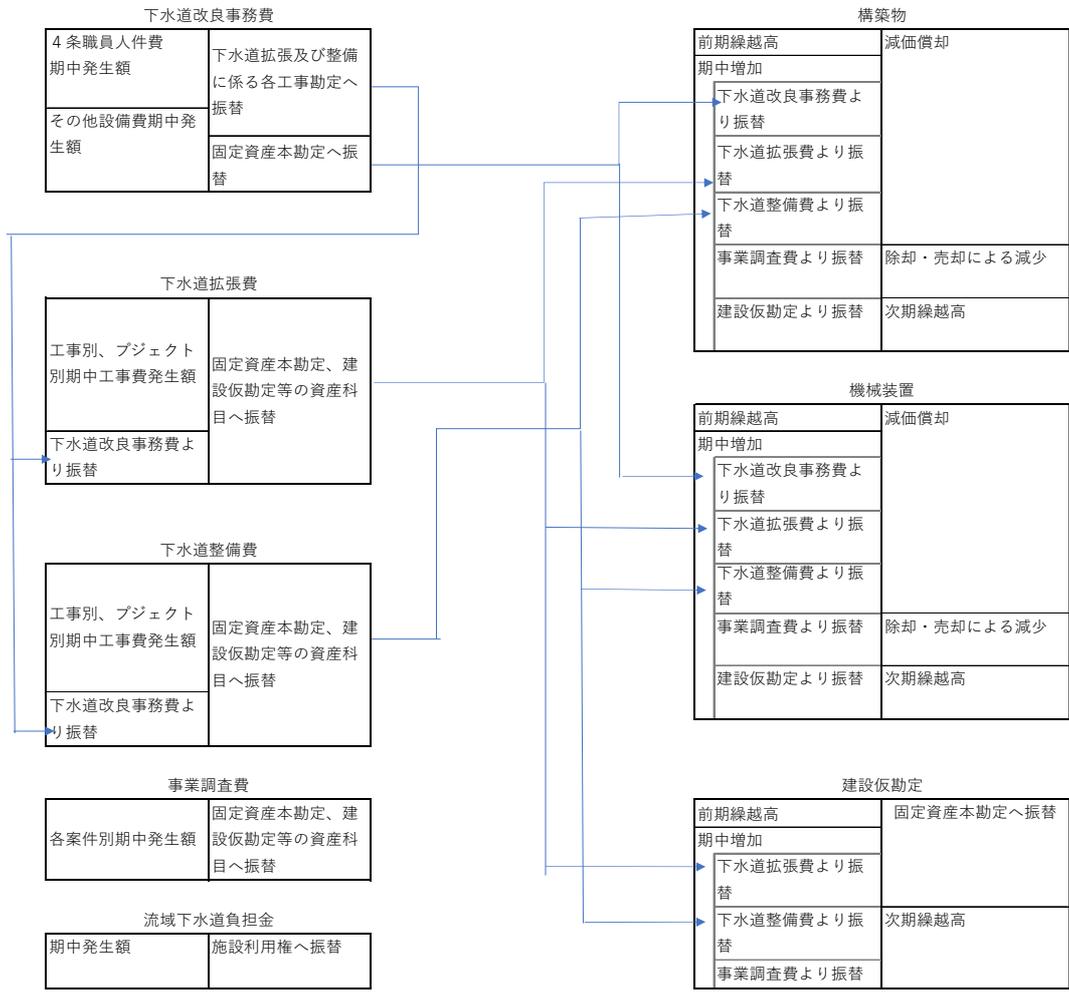
下水道事業にて使用している工事勘定に係る科目名称及び処理されている内容は、次頁のとおりである。

款	項	目	節	借方発生（期中増加）内容	貸方振替（期中減少）内容
工事勘定	建設改良費	下水道改良費	下水道改良事務費	4条職員人件費、4条職員所属課にて使用した消耗品費等及び下水道拡張、整備各事業に該当しない固定資産取得費	事務費の発生内容から本勘定の振替先が紐付けられるものは該当科目へ振替。4条職員人件費等の共通費の性質のものは、下水道拡張及び整備の各事業費で按分し、各事業費と合算の上、各事業費内容から見て適当な固定資産科目へ振替
			建物改良費	事務所、書庫等、下水処理に直接寄与する（プラント、ポンプ場）ものではない建物の新築、改良工事等に係る事業費	建物へ振替
		下水道拡張費	下水管渠布設工事費	新たな下水管渠の布設工事に係る事業費	各工事内容から本勘定振替先を判定する。
			雨水渠築造工事費	新たな雨水渠の布設工事に係る事業費	各工事内容から本勘定振替先を判定する。
		下水道整備費	下水管渠整備費	現状下水管渠の布設替えに係る事業費	各工事内容から本勘定振替先を判定する。
			下水処理施設整備費	既存プラントの機械設備更新に係る事業費	各工事内容から本勘定振替先を判定する。
		流域下水道負担金	流域下水道負担金	岐阜市内でも地域によって岐阜県の下水道施設を使用していることから、岐阜県が行う下水道工事費用の負担分を処理している。	無形固定資産である施設利用権へ振替
		事業調査費	事業調査費	下水道事業全体の今後の進め方、各プラントの整備方針策定などの分野でコンサルを受けた場合のコンサル費用	各コンサル、調査業務の内容から本勘定振替先を判断している。

(出典:上下水道事業政策課 財政係担当者回答)

上表に記載の4条職員とは資本勘定支弁職員を指し、資本勘定支弁職員は、収益的収支に関連する職員（損益勘定支弁職員）とは異なり、収益の管理や運営に直接関与するのではなく、主に資本的な支出に関連する業務を行う。

各工事勘定から固定資産各勘定への勘定の流れを図示した勘定連絡図は次頁のとおりである。



(2) 監査手続

今回の監査に当たり、工事勘定各節科目について勘定分析を行った。

① 下水道改良事務費勘定

下水道改良事務費勘定の期中増減は下表のとおりである。

(単位:円)

目	節	期首	増加	減少	期末
下水道改良費	下水道改良事務費	0	212,861,787	212,861,787	0

(出典:総勘定元帳)

そして、期中増加額 212,861,787 円の月別内訳は下表のとおりである。

(単位:円)

月度	借方発生額	内訳							
		給料	手当	法定福利費	互助会負担金	パートタイム給料	共済組合負担金	設備	その他
4月	10,912,477	7,187,109	1,431,925	1,966,909	7,365				319,169
5月	11,577,219	7,276,852	2,182,125	1,966,817	7,365	45,000			99,060
6月	19,189,171	7,874,739	7,680,572	1,952,217	7,365	113,928	1,092,811		467,539
7月	12,676,331	7,529,977	1,954,040	2,003,554	7,596	178,928		870,000	132,236
8月	23,156,650	7,485,901	1,914,556	2,003,553	7,596	118,273	1,593,670	9,879,400	153,701
9月	11,429,300	7,493,383	1,654,225	1,963,749	7,596				310,347
上期計	88,941,148	44,847,961	16,817,443	11,856,799	44,883	456,129	2,686,481	10,749,400	1,482,052
10月	14,306,008	7,518,472	2,757,547	1,963,749	7,596	113,600		1,887,000	58,044
11月	15,600,089	7,522,602	1,781,057	1,963,749	7,596	113,710		4,142,450	68,925
12月	40,424,623	9,011,048	23,941,180	6,289,868	9,131	58,983		994,000	120,413
1月	13,756,143	7,687,059	1,875,905	1,960,492	7,774	115,115		2,030,000	79,798
2月	12,181,390	7,688,780	2,285,855	1,903,857	7,774	108,378			186,746
3月	27,652,386	7,694,209	2,995,159	1,117,971	7,774	205,745		14,426,000	1,205,528
下期計	123,920,639	47,122,170	35,636,703	15,199,686	47,645	715,531	0	23,479,450	1,719,454
通期計	212,861,787	91,970,131	52,454,146	27,056,485	92,528	1,171,660	2,686,481	34,228,850	3,201,506

(出典:総勘定元帳より監査人集計)

内訳として「給料」～「共済組合負担金」は、4条職員に係る人件費である。

岐阜市下水道事業において、4条職員とは下水道施設課、下水道事業課の人員のうち、専ら工事施工、工事監理を行う職員を指す。現状、4条職員と特定された職員の人件費は、下水道改良事務費へ集計している。なお、4条職員と特定された者も、その勤務実態として、維持管理など収益的収支に関連する業務を行うこともあるが、作業日報を付けるなどして、人件費の作業内容別配賦などは行っていない。

上表のうち、令和6年9月度、令和7年3月度の給料、手当、法定福利費を対象に、計上元資料（賃金台帳等）と照合し、一致を確認した。

期中減少額の212,861,787円の内訳は下表のとおりである。

(単位:円)

相手科目	摘要	金額	
機械及び装置	メーター費を機械及び装置へ振替	11,741,400	*1
車両運搬具	車両運搬具購入費を車両運搬具へ振替	1,573,000	*1
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品購入費を工具、器具及び備品へ振替	11,563,300	*1
構築物	下水道改良事務費（拡張費分）を構築物へ振替	39,415,301	*2
建設仮勘定	下水道改良事務費（拡張費分）を建設仮勘定へ振替	9,965,125	*2
構築物	下水道改良事務費（整備費分）を構築物へ振替	57,141,750	*2
機械及び装置	下水道改良事務費（整備費分）を機械及び装置へ振替	28,774,739	*2
建設仮勘定	下水道改良事務費（整備費分）を建設仮勘定へ振替	50,997,568	*2
建物	下水道改良事務費（整備費分）を建物へ振替	1,689,604	*2
	合計	212,861,787	

(出典:総勘定元帳)

***1 について**

下水道拡張、下水道整備各事業に該当しない固定資産取得費について、その取得した現物・内容に応じた固定資産本勘定へ振り替えている。これらについては、財政係より提出された振替元資料との一致を確認した。

***2 について**

*1にて固定資産本勘定へ直接振替対象となったもの以外の借方発生額（主に4条職員人件費）はその全額を下水道拡張若しくは下水道整備に係るものとして各事業費の比率で按分している。各事業の年度末での完成、未完成の有無により、固定資産本勘定若しくは建設仮勘定へ振り替えている。なお、具体的な按分計算は後掲の「振替計算書」Excelを用いて行っている。

4条職員人件費の作業内容別配賦について【意見】

4条職員の人件費は各事業費への按分を通じて、結果としてその全額を資産勘定に振り替えていることとなるが、4条職員の勤務実態として、設備の維持修繕などの3条業務も行っており、本来、維持管理業務に係る費用は期間の費用として処理すべきと言える。

下水道事業では固定資産残高の金額的重要性が高く、そして減価償却を通じて翌期以降の業績にも影響を与えることから質的にも重要であり、その会計処理は厳密に行うべきと考える。従って、作業日報など各人の勤務実態を元に配賦計算を行う事が望ましい。

② 下水管渠布設工事費勘定、雨水渠築造工事費勘定、下水管渠整備費勘定、下水処理施設整備費勘定

これら勘定の期中増減は下表のとおりである。

(単位:円)

目	節	期首	増加	減少	期末
下水道拡張費	下水管渠布設工事費	0	251,857,841	251,857,841	0
下水道拡張費	雨水渠築造工事費	0	278,010,265	278,010,265	0
下水道整備費	下水管渠整備費	0	759,373,018	759,373,018	0
下水道整備費	下水処理施設整備費	0	799,391,926	799,391,926	0

(出典:総勘定元帳)

そして、これら勘定科目の管理資料として財務係にて「振替計算書」Excelを作成している。次頁に財政係より入手した令和6年度の「振替計算書」Excelの内、工事勘定（下水道拡張費）をサンプルとして添付した。

「本勘定振替」Excelでは、下水道拡張費、下水道整備費の別に期中に行った事業内容及び事業費を一覧化し、これに下水道改良事務費及び4条職員賞与引当金の各事業費別按分計算を追加している。そして、これら各事業別の事業費の振替先である固定資産科目別に集計している。

i) 各事業内容別の事業費について

各事業内容別の事業費については、契約の項にて検討している。契約の項を参照されたい。

ii) 下水道改良事務費の按分について

財政係より提出された「振替計算書」Excelファイルの計算式を確認し、各事業費別に按分されていることを確認した。

iii) 固定資産勘定への振替について

固定資産勘定への振替に当たっては以下の手続きを行っている。

- ・ 期末決算手続として、上下水道事業政策課から工事を管轄する各部署（下水道事業課、下水道施設課、河川課）へ、該当する各事業について共用（振替）開始予定年度（又は実施年度）をメールにて照会し、各課からの回答を入手する。
- ・ 当該回答を元に振り替えるべき固定資産勘定を特定し、「振替計算書」Excelへ入力する。
- ・ 事業費、下水道改良事務費を各固定資産科目別に集計し、この集計金額を元に振替伝票を起票する。

令和6年度決算での工事を管轄する各部署（下水道事業課、下水道施設課、河川課）からの回答内容及び「振替計算書」Excelの整合性を確認した。

③ 流域下水道負担金について

R6年度流域下水道負担金勘定勘定分析

(単位:円)

前期繰越高 0	施設利用権勘定へ振替 76,437,965 *3
期中発生 令和6年度木曾川右岸流域下水道事業にかかる建設負担金 55,439,001 *1	
木曾川右岸流域下水道事業にかかる建設負担金過年度調整金 20,998,964 *2	次期繰越高 0
合計 76,437,965	合計 76,437,965

(出典:総勘定元帳を監査人が加工)

*1: 令和6年度期中発生額のうち、負担処理日を2025年3月31日とし、決裁金額を26,339,399円(税込)とする建設負担金に係る支出負担行為伺書及びその添付資料を閲覧した。決裁金額の内訳は下表のとおり。

(単位:円)

工事番号	負担額	R7/3/31時点
第 401 - C - 063 号	1,319,730	工事完了
第 201 - PE - 10 号	5,749,979	工事完了
第 201 - PM - 9 号	733,799	工事完了
第 111 - PM - 19 号	3,419,874	工事完了
第 111 - PM - 20 号	2,095,072	工事完了
第 111 - PE - 19 号	1,803,354	工事完了
第 102 - PM - 22 号	3,374,657	工事完了
第 102 - PE - 20 号	662,998	工事完了
第 06 - B - 7 号	441,028	工事完了
第 101 - C - 061 号	1,503,391	工事完了
第 401 - C - 062-2 号	3,173,636	工事完了
第 101 - C - 062 号	392,008	工事完了
第 101 - C - 062-2 号	23,295	工事完了
第 401 - C - 064 号	1,259,430	工事完了
第 401 - C - 064H 号	184,600	工事着工
第 401 - C - 064H 号	184,482	工事完了
第 06 - B - 12 号	18,066	工事完了
合計	26,339,399	

(出典:岐阜県流域浄水事務所発行負担金納付通知)

令和7年3月31日時点で工事着工のものは、岐阜県側でも工事未了と推察され、このような場合には建設仮勘定として処理し、工事完了時に施設利用権へ振り替えるという事も考えられる。これについては、「複数の県営工事に係る負担金を合算して請求してきており、その一つ一つの工事等について、いつ資産として供用開始となったのか、個別に管理することは非常に困難であることから、負担金を支出した段階で、施設利用権として資産計上している。」とのことである。

固定資産振替時期について【意見】

実務上の便宜とのことであるが、本来は固定資産本勘定へ計上できるものは供用開始したものであることから、岐阜県からの供用開始報告に基づき施設利用権へ振り替えることとし、それまでは建設仮勘定にて計上する必要がある。

*2：建設負担金過年度調整金については、令和6年11月18日付岐阜県都市建築部下水道課長発行の『木曾川右岸流域下水道事業に係る建設負担金過年度調整金の納付及び還付について』通知(以下、「通知」という)に基づいて計上している。

通知によれば国庫補助事業及び（岐阜）県単独事業に係る建設負担金精算額それぞれ220,727千円、45,178千円を令和2年度から令和12年度に至るまで各年度で支出せよというものである。

④ 事業調査費について

事業調査費勘定の期中増減は、下表のとおりである。

(単位：円)

目	節	期首	増加	減少	期末
事業調査費	事業調査費	0	69,366,000	69,366,000	0

(出典:総勘定元帳)

令和6年度の事業調査費の金額、委託内容、本勘定振替先は下表のとおりである。

業務委託名称	契約金額(税抜)	本勘定振替先	委託業務の目的・内容
岐阜市汚泥有効利用施設整備方針検討業務委託	25,700,000	機械装置	既存のりん回収施設の老朽化や、発生汚泥の肥料利用を最優先とする国土交通省の通知を背景に、現在の岐阜市に最適な汚泥有効利用施設の整備方針案を検討
岐阜市公共下水道基本構想改定業務委託	10,570,000	構築物	市街化調整区域における下水道整備について、整備区域の基となっている「岐阜市公共下水道基本構想」の見直し
岐阜市公共下水道事業変更事業計画書等作成業務委託	11,800,000	構築物	単独公共下水道事業計画の事業施行期間の延伸や岐阜県の「木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画」の変更に伴い、変更事業計画書等の作成
岐阜市公共下水道官民連携手法導入検討業務委託	12,496,000	構築物	国が推進する官民連携手法のひとつである「管理・更新一体マネジメント方式」の導入に向けた事前検討
岐阜市公共下水道事業（雨水）変更事業計画書資料等作成業務委託	8,800,000	構築物	令和3年度の下水道法改正に基づき、下水道事業計画へ添付する資料の追加及び見直しの実施

委託業務の目的・内容は基本構想の見直し、運営管理方法の検討などが含まれており、岐阜市下水道事業の在り方に関するものであることから、特定の資産に紐付かないと認められ、機械装置、構築物を本勘定振替先とした理由を質問したところ以下の回答を得た。

- ・「質疑応答公営企業実務提要」(以下、「提要」という。)に収録されている以下の Q&A に基づいて会計処理を行っている。

(Q) 病院の改装計画に伴い当年度に基礎調査費として資本的支出に計上した金額について建設仮勘定で経理すべきか、収益的支出に計上して経理すべきか。

(A) 建設仮勘定で経理すべきである。

- ・委託の内容からどの資産の形成に寄与するものかを特定している。

事業調査費の会計処理について【意見】

岐阜市が固定資産計上の根拠とした提要の Q&A は、病院の改装、つまり固定資産の改装を対象にした調査費である。従って改装工事が完了するまで建設仮勘定へ計上する回答が導かれるものと考えられ、本件のような事業の在り方そのものを対象とした調査費とは前提が異なる。また、委託の内容からどの資産の形成に寄与するかを判断しているとのことであるが、固定資産勘定毎に耐用年数が異なることから、振替先の判断により翌期以降の影響額が異なることとなる。従って、前頁表に記載のような下水道事業そのものの在り方を問う事業調査費は開発費として発生時に費用処理することが望ましいと思われる。

なお、このような支出の効果が次期以降も継続して発現すると認められる場合には繰延資産として計上し、発現する期間にわたって費用化することも考えられるが、繰延資産としてその計上が認められるものは鉄道事業に係る災害による損失のみとなっていることから、繰延資産計上の余地は無い。

3 情報セキュリティ

(1) 概要

下水道事業は社会的に重要なインフラなため、その機能が適切に運営維持されることが必要であり、そのために情報セキュリティが有効に働くことは非常に重要である。また、下水道事業では、利用者の住所・氏名等の個人情報などの秘匿性の高い情報を扱っている点や、サイバー攻撃の対象となりうるシステムである点からも、これらの情報を適切に管理・運用する体制の構築・維持が求められる。

他の地方自治体においてはサイバー攻撃による被害も発生している。例えば令和6年に西東京市において発生した事案においては、下水道台帳システムの保守管理業務の再々委託先が外部からの不正アクセスを受け、個人情報が流出した可能性が報告されている。また同じく令和6年に神奈川県において発生した事案においては、ネットワークシステムがランサムウェアのウイルスに感染したことで個人情報が流出した可能性が報告されている。

下水道事業においては、岐阜市の「情報セキュリティ基本方針」(第4版)令和4年6月20日)及び「行政情報セキュリティ対策基準」(第11版)(令和5年6月14日)に従った情報セキュリティ対策を行っている。

一方、国においては、近年のサイバー攻撃の動向を踏まえ、水道分野における情報セキュリティ対策の考え方として、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」が新たに策定されており、従来の対策に加え、閉域網におけるリスクや、委託業者等を含めたサプライチェーン全体での対応の重要性が示されている。

(2) 監査手続

規定の閲覧及び担当者へのヒアリングを通じて、情報管理が規定に基づき適切に行われているか否かについて確認を行った。また、下水道の供給に関連するシステムがサイバー攻撃等の影響を受ける可能性についても確認を行った。

(3) 監査結果

① 情報セキュリティ対策に関する考え方について

概要で述べたとおり、国内の地方自治体においては、委託業者や再委託先のシステムが不正アクセスやランサムウェアにより侵害され、下水道事業に関わる個人情報が流出した可能性が報告されている事例が見受けられる。これらの事案では、委託元の自治体において一定の情報セキュリティ対策が講じられていたと考

えられる場合であっても、外部事業者を経由して被害が発生している点が共通している。

また、「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」においては、海外における事例として、物理的あるいは理論的にインターネットから遮断されている閉域網においても、業務端末のマルウェア感染や正規認証情報の不正取得等を契機として、閉域網内のシステムが侵害され、重大なインフラ障害に至った事例が紹介されている。これらの事例から、閉域網であっても一定のリスクが存在することを前提に対策を講じる必要性が示されている。

同ガイドラインでは、このような事案を踏まえ、外部との接続点を遮断する境界型の対策に加え、内部にも脅威が存在し得ることを前提とした、いわゆるゼロトラストの考え方に基づく対策や、委託業者・再委託先を含めたサプライチェーン全体での情報セキュリティ確保の重要性が指摘されている。

情報セキュリティ対策は、個々の情報システムや組織単体で完結するものではなく、平時における未然防止の取り組みとともに、万一インシデントが発生した場合においても被害の拡大を抑制し、重要な公共サービスを継続できる体制を含めて捉える必要がある。

近年のサイバー攻撃の動向や、業務の外部委託を含む運用実態の変化を踏まえ、情報セキュリティ対策や各種計画が十分に機能するものとなっているかという観点から、今後も継続的な確認・見直しを進めていただきたい。

4 ソフトウェア及び DX 推進

(1) 概要

我が国は戦後、急速な経済成長を遂げ、都市部への人口流入が進み、公衆衛生の向上の必要性から、昭和 30 年代には都市部を中心に下水道が普及するようになった。また、昭和 33 年には、下水道整備の基本法となる現行の下水道法が制定・翌年施行され、国や地方公共団体は、下水道の整備を推進してきた。そしてそして令和 7 年 3 月末時点では、下水道法の施行をきっかけとした下水道設備の整備促進から 50 年以上になることもあり、下水道施設の老朽化が進行している。国土交通省の統計によると、令和 5 年度末における、全国の下水道管路の総延長は約 50 万 km にもなる。そして、標準耐用年数 50 年経過の管路は、現在約 4 万 km（総延長の約 7%）になり、令和 5 年度末から 10 年後（令和 15 年度末）には約 10 万 km（約 20%）、20 年後（令和 25 年度末）には約 21 万 km（約 42%）となるとの推計がでており、今後管路の老朽化は急速に加速する。令和 7 年 1 月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故は硫化水素による下水道管の腐食が主な原因とされており、このような事例からも、管路等の下水道施設の老朽化に対する対策を早急に講じなければならないのは急務である。

また、管路等の施設の加速度的な老朽化に加え、下水道事業が抱える課題として、職員数減少等による執行体制の脆弱化、施設更新費用の増大、人口減少等に伴う使用料収入の減少など厳しい財政状況がある。これらの問題に対応するため、技術革新のさらなる進展や行政のデジタル化を推し進め、データとデジタル技術の活用基盤を構築・活用して、下水道施設の DX 化を進める必要がある。DX とは、経済産業省が令和 4 年 9 月に公表した「デジタル・ガバナンスコード 2.0」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されている。

このように、下水道事業において DX の推進は急務であり、DX と関連性の強い会計上の勘定項目として、ソフトウェアが挙げられるが、岐阜市上下水道事業部企業会計規程には、ソフトウェアに関する明文の規定はない。ただし、同規程の別表（第 27 条関係）として記載されている勘定科目表には、無形固定資産の内訳項目として、ソフトウェアという勘定科目が記載されている。

(2) 監査手続

DX 推進に関する取り組みの実施状況について関連資料を閲覧し、担当者へのヒアリング等の手続を実施することにより、DX 推進の実態把握とともに、ソフトウ

エアなどの財務諸表に反映すべき事項の有無、財務諸表に反映すべき事項があった場合の会計処理の適切性を検証した。また、DX推進の重要性に鑑み、岐阜市下水道事業のDX推進の現状だけでなく国や他の地方自治体の取り組みと比較・検証した。

(3) 監査結果

① ソフトウェアの計上の必要性について【意見】

岐阜市下水道事業におけるDX取組一覧を以下に示す。以下は全て実施済みの取り組みである。

	担当課	「」取組名 取組内容	実施年度
①	上下水道事業政策課	「無線LAN整備による会議・研修等のペーパーレス化」 庁内に無線LANを整備することにより、庁内会議の際、パソコン上で資料を確認しながら会議を進めることにより、ペーパーレス化を推進する。	令和5年度 以降
②	営業課	「給排水工事申請手続きのオンライン化」 給排水設備工事に係る事務手続きを営業課窓口にて行っているが、オンライン化することにより来庁の手間を省き、職員の働き方改革等により、業務の効率を高める。	令和6年度 以降
③	上下水道事業政策課	「電子契約サービスの導入」 電子契約サービスを導入し、現在、紙で行っている契約書の作成、提出、保管など、契約事務に必要な一連の手続きを電子化する。	令和6年度 以降
④	下水道事業課	「台帳システムによる維持管理情報の一元管理」 点検業務やカメラ調査情報を集計・検索できるよう下水道台帳システムに維持管理情報を登録する。市統合GIS移行に合わせて実施する。	令和5年度 以降
⑤	下水道施設課	「点検作業等の報告のタブレットによる実施」 現場での点検業務の際にタブレット端末で台帳閲覧、点検写真の整理、点検事項の入力を行うことで、業務の効率化を図る。また、登録データを統合GISに移行することで維持管理業等に活用する。	令和6年度 以降
⑥	下水道施設課	「下水道施設・設備台帳システムの構築・運用」 プラントやポンプ場における、施設・設備情報、工事・修繕情報、維持管理情報などについて、台帳システムを構築し一元的に管理して、共有化を図る。また、現場での閲覧、データ入力、サーバ登録するためのタブレットを導入する。	令和4年度 以降

⑦	下水道 施設課	「過去の工事完成図書等の電子化、工事管理業務のDX化」 下水道施設・設備の改築更新や修繕の設計計画を円滑に行うため、過去の完成図書等を電子化し、データを一元管理及び利用する。	令和4年度 以降
---	------------	--	-------------

出典：岐阜市上下水道事業部提供資料より、監査人が作成

関連資料を閲覧することによりDX推進状況について把握して、財務諸表に反映すべき項目がないかヒアリングを行い、システムの実態を確認した。令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書において、無形固定資産に計上されている項目は施設利用権 3,257,204,937円と電話加入権 216,800円でありソフトウェアは計上されていない。この点、ヒアリングにより、現状、岐阜市上下水道事業部において使用しているソフトウェアは、全て機器組込み式であるため、ソフトウェアに計上するものがないとの回答を得た。機器組込み式ソフトウェアとは、特定のハードウェアに組み込まれたソフトウェアのことを指す。

機器組込みソフトウェアの取扱いとして、研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針では、下記のように記載されている。

<p>機器組込みソフトウェアの取扱い (購入者の会計処理(自社利用))</p> <p>17. 有機的一体として機能する機器組込みソフトウェア(機械、器具備品等に組み込まれているソフトウェア)は独立した科目として区分するのではなく、当該機械等の取得原価に算入し、「機械及び装置」等の科目を用いて処理する。</p>

出典：研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針

研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針によれば、無形固定資産の内訳項目であるソフトウェアとして計上せず、有形固定資産の内訳項目として「機械及び装置」等の科目により計上するものである。

また、資産計上するソフトウェアとして、研究開発費等に係る会計基準では、以下のように定められている。

四 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理

(略)

3 自社利用のソフトウェアに係る会計処理

ソフトウェアを用いて外部へ業務処理等のサービスを提供する契約等が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウェアの制作費を資産として計上しなければならない。

社内利用のソフトウェアについては、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウェアの取得に要した費用を資産として計上しなければならない。機械装置等に組み込まれているソフトウェアについては、当該機械装置等に含めて処理する。

出典：研究開発費等に係る会計基準

岐阜県では、県域統合型 GIS システムを使用している。これは、岐阜県内で使用される地図データを一元的に管理・利用するシステムである。また、下水道事業課では、「台帳システムによる維持管理情報の一元管理」としての取り組みにおいて、「点検業務やカメラ調査情報を集計・検索」できるよう下水道台帳システムに維持管理情報を登録して、市統合 GIS 移行に合わせて実施したとしている。

研究開発費等に係る会計基準の定めのとおり、将来的に収益獲得が確実と認められる場合、資産計上が求められるところである。

これまで示してきたように、岐阜市下水道事業においては、DX の取組が進められていることから、今後のソフトウェアの取得においては、組み込み式か否かの外形的判断だけでなく、その性質も含めた、資産計上を検討いただきたい。

② ソフトウェアに関するマニュアルについて【意見】

ソフトウェア計上金額算出等の計上方法を定めた事務処理の要綱やマニュアル等は、現状未整備であった。今後はソフトウェアとして計上すべきソフトウェアを取得する可能性もあるため、その際には、適切な会計処理ができるようにマニュアル等を整備することが望ましい。

③ 岐阜市下水道事業における DX 推進

i) 岐阜市下水道事業における DX 推進の現在地点

岐阜市下水道事業では、積極的に DX 化を進めており、今後の DX 推進の方針も「岐阜市上下水道事業経営戦略」等に記載されている。既掲載資料「岐阜市上下水道事業における DX 取組一覧」の②「給排水工事申請手続きのオンライン化」や申請手続きのための移動や待ち時間の削減を図ることで、下水道利用者の利便性の向上を目指した取り組みも実施している。

岐阜市下水道事業の今後について「岐阜市上下水道事業経営戦略」にいくつか今後の方針や取り組みが記載されている。まず、下水道台帳を PC、タブレット等で確認できる環境の整備や、施設の点検、調査、修繕等の記録を共有可能となるようデータベース化を推進し、施設の維持管理の効率化、給排水工事申請手続きのオンライン化やドローンによる施設点検など、DX の推進により業務の効率化及び費用の削減を目指している。

また、職員数減少等による執行体制の脆弱化が懸念されるため、ドローンによる橋梁添架管等の点検や、災害への備えとしても期待できるタブレット端末を活用した維持管理など、担い手不足に対して、DX による効率的な維持管理体制を目指すとしている。

ii) 国や他の地方自治体の取り組みから推察する DX の可能性【意見】

下水道事業における DX の今後について、国土交通省ホームページや他の地方自治体の公表資料等から、国や他の地方自治体の下水道事業における DX の方針及び取組状況等を検証した。その結果、「行政機関での手続きやサービスの向上」、「ICT や AI 等の活用による現場の安全性や効率性の向上」、「業務プロセスや働き方の変革」などの視点から岐阜市下水道事業の未来を予測することができる。

「行政機関での手続きやサービスの向上」の視点では、岐阜市下水道事業においても既に実施されている手続きのオンライン化に加え、水害リスク情報等の周知や、洪水発生時の対応として下水道の水位情報を緊急速報メール等による通知、管路施設情報のオンライン閲覧可能とするなどの事例がある。

「ICT や AI 等の活用による、現場の安全性や効率性の向上」の視点では、ドローンの活用や IoT センサーの導入、AI を活用していくことが鍵となる。ドローンを使用すれば立入りが困難な施設での安全かつ容易な点検が可能となり、IoT センサーを導入することによりリアルタイムでの情報収集が可能となる。そして、収集したデータを蓄積していくことで、機械学習やディープラーニングなどにより高度な解析を行うことのできる AI の効果的かつ効率的な利用が促進され、リアルタイムでの施設管理や予兆保全システムの導入を図ることが可能となる。

「業務プロセスや働き方の変革」の視点では、下水道分野における BIM/CIM の促進が挙げられる。BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling)

とは、建設・土木事業の品質向上や生産性向上を目的として、3次元で立体的に表現した3次元モデルを構築することにより下水道施設や管路の「見える化」を実現し、設計・施工・維持管理と横断的なデータ活用により情報共有が円滑化する。そして、BIM/CIMにより、正確な設計が実現し、下水道事業の関係者や市民などのイメージ共有も進み、点検作業や損傷個所等の修復作業にも役立つため、下水道施設や管路の設計計画から施工・維持管理までのプロセス全体の効率化と高度化が実現できる。

ドローンの活用やIoTセンサーの導入、AIの活用、BIM/CIMによる3次元モデルの構築などにより、リアルタイムで集計された有用な情報を関係各所で蓄積・共有していくことで、維持管理データの一元管理と分析基盤の構築が可能である。

下水道施設の老朽化や管理に精通した熟練職員の減少が危惧される中、将来にわたり下水道サービスを提供し、岐阜市民の安全で快適な生活を維持するため、デジタル技術を活用し、メンテナンスを高度化・効率化させるとともに、組織、業務プロセスの変革など、下水道DXの推進に努めていただきたい。

5 退職給付引当金

(1) 概要

岐阜市が採用している退職金制度は、勤続年数比例の確定給付型の退職金制度である。令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書において、退職給付引当金は557,766,119円計上されている。

また、退職給付引当金については、岐阜市上下水道事業部企業会計規程第121条に以下のとおり定められている。

(退職給付引当金の計上方法)

第121条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものとした場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

出典：岐阜市上下水道事業部企業会計規程

退職給付引当金の計上方法は、岐阜市下水道事業会計決算書【注記】重要な会計方針において、以下のとおり注記されている。

2 引当金の計上方法

(略)

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額のうち、一般会計等が負担すると見込まれる金額を除く額を計上している。

II. 貸借対照表等関連

2 引当金の取崩し

(略)

(1) 退職給付引当金の取崩し

令和6年度において、退職手当を支給するため、退職給付引当金54,524,134円を取崩した。

(2) 監査手続

退職給付引当金の会計処理及び金額算定について、算出根拠資料等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、再計算、分析及び質問等）を実施することにより退職給付引当金に関する事務処理の妥当性等を検証した。

(3) 監査結果

① 退職給付引当金積立状況の確認について

退職給付引当金の計算に際し、個人別のデータは本庁・人事課で一括管理しており、岐阜市上下水道事業部では、人事課提供データを基に算定しているとのヒアリングを得た。退職給付引当金は合理的かつ適正な見積もりに基づいて計算されており、令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書上適切に計上されていると判断した。

また、退職給付引当金積立状況についても検証した。以下は、監査人が集計した令和6年度末までの退職給付引当金積立状況である。

退職給付引当金推移

(単位：円)

年度	引当金増加額 (△は減少額)	引当金残高	備考
令和6年度	△54,524,134	557,766,119	退職手当支給のための減少額
	54,959,727		期末にて要引当金の算定により、不足分の引当増加額
令和5年度	△50,191,436	557,330,526	退職手当支給のための減少額
	38,652,828		期末にて要引当金の算定により、不足分の引当増加額
令和4年度	36,265,528	568,869,134	
令和3年度	36,265,528	532,603,606	
令和2年度	36,265,528	496,338,078	
令和元年度	36,265,528	460,072,550	
平成30年度	36,265,528	423,807,022	
平成29年度	36,265,528	387,541,494	
平成28年度	36,265,528	351,275,966	
平成27年度	36,265,528	315,010,438	
平成26年度	36,265,528	278,744,910	
平成25年度	—	242,479,382	要引当金786,462,301円として引当金不足543,982,919円を15年で充足
平成24年度	—	—	

岐阜市上下水道事業部の令和4年度までの退職給付引当金の計算は、平成25年度に把握された引当不足の解消を目標としたものとして一定額を積み立ててお

り、退職給付引当金残高は、予定貸借対照表と決算書が同額となっていた。

しかし、令和5年度決算より当該年度末の自己都合退職要支給額を算出し、前年度末引当額と比較した結果、令和5年度末の引当額は充足していたため、令和5年度及び令和6年度の退職手当の支給は、退職給付引当金を取り崩して執行したことを質問により確かめた。

当該年度末の自己都合退職要支給額について、職員ごとに計算された資料等を閲覧したところ、職員ごとの退職手当額及び、一般会計負担額と公営企業の按分額等を計算しており、期末時点の合理的かつ適正な見積もりに基づく退職給付引当金を計上しているものと考えられる。

② マニュアルの整備状況について

退職給付引当金算定マニュアル等の整備状況について質問およびマニュアルの閲覧等により確かめたところ、整備状況は良好であった。

6 賞与引当金

(1) 概要

令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書において、賞与引当金は68,888,562円計上されている。令和6年度岐阜市下水道事業会計の試算表の賞与引当金57,776,584円と法定福利費引当金11,111,978円の合計である。令和5年度岐阜市下水道事業会計決算書においては、賞与引当金は64,291,472円計上されている。これは、令和5年度岐阜市下水道事業会計の試算表の賞与引当金53,636,957円と法定福利費引当金10,654,515円の合計である。

また、岐阜市上下水道事業部企業会計規程には、引当金計上については第121条に退職給付引当金の条項があるが、賞与引当金についての特別の条項は設けられていない。しかし、賞与引当金の計上について、岐阜市上下水道事業部ではマニュアルが作成されている。当該マニュアルに記載されている賞与引当金の計上方法によると、令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書に計上されている賞与引当金は、地方公営企業会計の基準とされる地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則等が基礎となっていると考えられる。

地方公営企業法施行規則において引当金について下記のように定められている。

条項	項目	規定（抜粋）
第22条	引当金	将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等に計上し、当該事業年度の負担に属すべき引当額を費用に計上しなければならない。

出典：地方公営企業法施行規則

また、「令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書」の【注記】欄に「2 引当金の計上方法」として、賞与引当金について記載がある。さらに、【注記】欄に「II. 貸借対照表等関連2 引当金の取崩し」および「I 重要な会計方針3 消費税及び地方消費税の会計処理」の記載がある。

2 引当金の計上方法

(2) 賞与引当金

職員の期末勤勉手当及び期末勤勉手当に係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

II. 貸借対照表等関連

2 引当金の取崩し

(2) 賞与引当金の取崩し

令和6年度において、期末勤勉手当（期末勤勉手当に係る法定福利費を含む。）を支給するため、賞与引当金 64,291,47 円を取崩した。

(2) 監査手続

賞与引当金の会計処理及び金額算定について、算出根拠資料等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、再計算、分析及び質問等）を実施することにより賞与引当金に関する事務処理の妥当性等を検証した。

(3) 監査結果

① 賞与引当金の計上額について

賞与引当金の算定方法は、①手当（令和7年6月支給期末勤勉手当の2/3相当額。賞与算定期間は令和6年12月・令和7年1月・2月・3月）及び②法定福利費（令和7年6月期末勤勉手当に共済負担率を乗じた額の2/3相当額である。）の合計額である。

岐阜市上下水道事業部の賞与引当金算定根拠について、質問により確かめたところ、令和4年度以前まで予算額をベースとして算定していたが、令和5年度より支給前年度末職員数をベースとして賞与引当金を算定しているとのことである。

また、令和2年度から令和4年度まで毎期末の賞与引当金計上額と、下水道事業予定貸借対照表を比較したところ、令和4年度までは当初予算額と決算書計上額は同額であったが、令和5年度は当初予算額 55,867,000 円に対し、決算書計上額は 68,888,562 円となっていた。また、令和6年度は当初予算額 55,867,000 円に対し、決算書計上額は 64,291,472 円となっていた。計算資料では、職員ごとに翌年度6月支給予定額を計算しており、期末時点の合理的かつ適正な見積もりに基づく賞与引当金を計上しているものと考えられる。

② マニュアルの整備状況について

賞与引当金算定マニュアル等の整備状況について質問およびマニュアルの閲覧等により確かめたところ、整備状況は良好であった。

7 貸倒引当金

(1) 概要

令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書において、未収金に対する貸倒引当金は15,370,044円計上されている。

岐阜市上下水道事業部企業会計規程には、貸倒引当金に関する明文の規定はない。ただし、同規程の別表（第27条関係）として記載されている勘定科目表には、貸倒引当金という勘定科目が記載されている。

また、「令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書」の【注記】欄に「2引当金の計上方法」として、貸倒引当金について記載がある。さらに、【注記】欄に「II. 貸借対照表等関連2引当金の取崩し」及び「3消費税及び地方消費税の会計処理」の記載がある。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、一般債権、貸倒懸念債権、それぞれの貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

II. 貸借対照表等関連

2 引当金の取崩し

(3) 貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、債権の不納欠損処理のため、貸倒引当金16,575,013円を取崩した。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

また、「貸倒引当金を設定する金銭債権、債権区分及び算出方法について」（令和7年9月19日決裁）と題して、貸倒引当金設定に関するマニュアルが作成されている。当該マニュアルには「目的」、「貸倒引当金を設定する金銭債権」、「貸倒引当金を設定する金銭債権の区分」及び「貸倒引当金の算出方法」が示されている。

(2) 監査手続

貸倒引当金の会計処理及び金額算定について、算出根拠資料等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、再計算、分析及び質問等）を実施することにより貸倒引当金に関する事務処理の妥当性等を検証した。

(3) 監査結果

岐阜市下水道事業においては、下水料金および受益者負担金について、未収金の発生した年度ごとに不納欠損見込額を算出して、その合計額を貸倒引当金として計上している。

下水料金に関する未収金に対する不納欠損見込額 14,657,602 円及び受益者負担金に関する未収金に対する不納欠損見込額 712,442 円の合計額 15,370,044 円が決算書に計上されている貸倒引当金である。

受益者負担金とは、公共下水道が整備されることにより、区域内の受益者が負担する建設費の一部のことである。受益者負担金の納付義務者は、主に下水道施設区域内に土地を所有している者であり、土地の面積に応じて一度限り負担する。

以下、監査人が集計した、令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書において計上されている貸倒引当金の内訳である。

(単位：円)

	下水料金	受益者負担金	合計
一般債権	0	0	0
貸倒懸念債権	14,657,602	712,442	15,370,044

① 貸倒引当金の設定対象について

貸倒引当金を設定する対象の金銭債権については、貸倒引当金設定に関するマニュアルにおいて、水道料金、下水料金、受益者負担金の3項目が列挙されている。岐阜市上下水道事業部が作成した貸倒引当金の算定根拠資料において、下水料金、受益者負担金が設定対象となっていることを確認した。

また、岐阜市下水道事業では、「未収金調」において、営業未収金（未収下水料金、未収その他営業収益）、営業外未収金、その他未収金として、項目ごとに詳細に分類し管理されており、各項目ごとの未収金発生件数及びそれに対する金額を閲覧、検証した結果、貸倒引当金の設定対象として、「下水料金」及び「受益者負担金」を設定することに対して、合規性及び妥当性があると判断した。

② 貸倒引当金を設定する金銭債権の区分

貸倒引当金に関するマニュアルにおいて、貸倒引当金を設定する金銭債権の区分として、以下が記載されている。

【貸倒引当金を設定する金銭債権の区分】

貸倒引当金を設定する金銭債権は、以下のとおり区分する。

(1) 一般債権 当初の時効開始日を起算点とした場合、時効期間が満了する前の金銭債権

(2) 貸倒懸念債権 当初の時効開始日を起算点とした場合、時効期間が満了した後の金銭債権

また、民法に記載されている債権の消滅時効は、以下のとおりである。

(債権等の消滅時効)

第六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

(略)

出典：民法

一般債権と貸倒懸念債権の未収金の区分について、一定の合理性のある区分を使用する必要がある。下水道事業のように債務者多数の場合、個々の債務者の支払い能力や支払いの意思を確認するには事務的な負担の大きさが伴うことは容易に想定されるため、民法上の時効を用いることは一定の合理性があるものと考えられる。また、この債権区分に関しては、「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号平成20年3月10日企業会計基準委員会）」が参考となる。金融商品に関する会計基準第27項は債権の区分について以下のとおり定めている。一方で、金融商品に関する実務指針107項には、債権区分の簡便法について定められている。

債権の区分

一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
破産更生債権	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

出典：金融商品に関する会計基準

債権区分の簡便法

107. 一般事業会社においては、全ての債務者について、業況の把握及び財務内容に関する情報の入手を行うことは困難であることが多い。この場合、原則的な区分方

法に代えて、例えば、債権の計上月（売掛金等の場合）又は弁済期限（貸付金等の場合）からの経過期間に応じて債権区分を行うなどの簡便な方法も認められる。

出典：金融商品に関する実務指針

金融商品に関する実務指針に規定されている「全ての債務者について、業況の把握及び財務内容に関する情報の入手を行うことは困難であることが多い。この場合、原則的な区分方法に代えて、例えば、債権の計上月（売掛金等の場合）又は弁済期限（貸付金等の場合）からの経過期間に応じて債権区分を行うなどの簡便な方法も認められる。」とされていることから、一般債権及び貸倒懸念債権において同手法を用いることは妥当性があると判断した。

以下、監査人が集計した、下水料金及び受益者負担金における、令和3年度末から令和6年度末の一般債権及び貸倒懸念債権ごとの未収金残高である。

下水料金

(単位：円)

N年度	年度末未収金	(内、N-1年度発生額)	(内、N-2年度発生額)	(内、N-3年度発生額)	(内、N-4年度発生額)	(内、N-5年度発生額)	一般債権	貸倒懸念債権
令和6年度	760,273,484	619,790,468	31,365,847	24,085,324	18,959,522	17,919,181	712,120,342	48,153,142
令和5年度	735,259,488	583,603,616	30,644,750	23,987,243	23,716,938	18,166,469	680,119,016	55,140,472
令和4年度	736,457,279	570,043,831	29,124,446	28,662,326	20,744,037	19,714,975	668,289,615	68,167,664
令和3年度	753,926,987	567,154,957	35,296,786	25,466,961	22,573,806	21,030,646	671,523,156	82,403,831

受益者負担金

(単位：円)

N年度	年度末未収金	(内、N-1年度発生額)	(内、N-2年度発生額)	(内、N-3年度発生額)	(内、N-4年度発生額)	(内、N-5年度発生額)	一般債権	貸倒懸念債権
令和6年度	6,987,336	2,155,800	1,303,239	957,025	772,387	785,132	5,973,583	1,013,753
令和5年度	7,762,742	2,044,110	1,032,992	960,217	1,096,642	1,190,366	6,324,327	1,438,415
令和4年度	8,927,391	1,906,022	1,037,267	1,235,382	1,383,606	1,418,834	6,981,111	1,946,280
令和3年度	9,979,413	2,079,413	1,342,412	1,432,356	1,424,634	1,499,367	7,778,182	2,201,231

令和6年度末、下水料金及び受益者負担金に対する未収金残高

(単位：円)

	下水料金	受益者負担金	合計
一般債権	712,120,342	5,973,583	718,093,925
貸倒懸念債権	48,153,142	1,013,753	49,166,895
合計	760,273,484	6,987,336	767,260,820

③ 貸倒引当金の算出方法について

「令和6年度岐阜市下水道事業会計決算書」の【注記】欄には「2引当金の計

上方法」として貸倒実績率法を採用している旨が記載されている。一方で、岐阜市上下水道事業部が作成した貸倒引当金に関するマニュアルにおいては、貸倒引当金の算出方法として、未収金に過年度の未収率を乗じたものを未収金見込額として算出し、当該未収金見込額に不納欠損率を乗じた金額を貸倒引当金として計上する方法を採用するとされていた。

貸倒引当金の算定方法については、金融商品に関する会計基準第 28 項においては「債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法により算定する。」とされており、以下のように記載されている。

貸倒見積高の算定方法

一般債権	債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。
貸倒懸念債権	<p>債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。</p> <p>① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法</p> <p>② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法</p>

出典：金融商品に関する会計基準第 28 項

一方で、「質疑応答公営企業実務提要」によると、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定されていれば、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権の 3 区分を設ける必要はない、とされていることから、一般債権、貸倒懸念債権の 2 区分とし、過去の債権発生年と債権発生後経過年数ごとに未収率、不納欠損率を算定したうえで貸倒引当金額を算定する方法には妥当性があると判断した。

i) 下水料金の一般債権に対する貸倒引当金

貸倒引当金（貸倒実績率法による算定）（単位：円）

年 度	前年度末未収金残高 （下水料金）	不納欠損決定額	不納欠損率（小数点 以下4位四捨五入）
令和3年度	671,523,156	0	0
令和4年度	668,289,615	0	0
令和5年度	680,119,016	0	0
不納欠損率平均	0		
令和6年度残高× 不納欠損率平均	712,120,342×0=0		

ii) 受益者負担金の一般債権に対する貸倒引当金

貸倒引当金（貸倒実績率法による算定）（単位：円）

年 度	前年度末未収金残高 （受益者負担金）	不納欠損決定額	不納欠損率（小数点 以下4位四捨五入）
令和3年度	7,778,182	0	0
令和4年度	6,981,111	0	0
令和5年度	6,324,327	0	0
不納欠損率平均	0		
令和6年度残高× 不納欠損率平均	5,973,583×0=0		

iii) 下水料金の貸倒懸念債権に対する貸倒引当金

貸倒引当金（貸倒実績率法による算定）（単位：円）

年 度	前年度末未収金残高 （下水料金）	不納欠損決定額	不納欠損率（小数点 以下4位四捨五入）
令和3年度	82,403,831	21,429,488	0.260
令和4年度	68,167,664	19,630,758	0.288
令和5年度	55,140,472	15,777,760	0.286
不納欠損率平均	0.278		
令和6年度残高× 不納欠損率平均	48,153,142×0.278=13,386,573		

iv) 受益者負担金の貸倒懸念債権に対する貸倒引当金

貸倒引当金（貸倒実績率法による算定）

（単位：円）

年 度	前年度末未収金残高 （受益者負担金）	不納欠損決定額	不納欠損率（小数点 以下 4 位四捨五入）
令和 3 年度	2,201,231	1,552,780	0.705
令和 4 年度	1,946,280	1,177,115	0.605
令和 5 年度	1,438,415	797,253	0.554
不納欠損率平均	0.621		
令和 6 年度残高× 不納欠損率平均	1,013,753×0.621=629,541		

貸倒実績率法による貸倒引当金

（単位：円）

	下水料金	受益者負担金	合計
一般債権	0	0	0
貸倒懸念債権	13,386,573	629,541	14,016,114
合計	13,386,573	629,541	14,016,114

令和 6 年度岐阜市下水道事業会計決算書において、未収金に対する貸倒引当金は 15,370,044 円計上されている。下水料金及び受益者負担金に対する貸倒引当金を一般債権及び貸倒懸念債権についてそれぞれ貸倒引当金を算出すると 14,016,114 円となるため、計上額との差額は 1,353,930 円（1.35 百万円※単位未満切捨）となる。当該決算書上の未収金に対する貸倒引当金は、将来回収できなくなる可能性があるという不確実性に対して、予め引当てる会計上の見積りである。令和 6 年度岐阜市下水道事業会計決算書に計上されている資産合計 115,626 百万円に対し当該貸倒引当金は 0.001%、貸倒引当金の設定対象となる未収金に対し 0.176%（それぞれ小数点 3 位未満四捨五入）となり、会計上の見積り上、金額的な重要性は認められない。そのため、当該決算書に計上されている未収金に対する貸倒引当金計上額は妥当であると認める。

8 契約・入札管理

(1) 概要

① 地方公営企業法及び地方自治法の定め

地方公営企業法は、地方自治法等に対する特例であると位置づけされていることに伴い、地方公営企業に対しては、地方自治法の一部適用除外がされており、具体的には、地方公営企業法第 40 条により、地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、条例または議会の議決によることを要しないとされている。

地方公営企業法

第 40 条	地方自治法の適用除外	地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第八号まで及び第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例は議会の議決によることを要しない。
--------	------------	--

地方公営企業の契約の方式については、地方自治法第 234 条第 1 項及び同条第 2 項が適用され、一般競争入札に付することを原則としつつ、政令で定める場合に指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができるとされている。

また、同条第 3 項では、一般競争入札及び指名競争入札に付する場合の、予定価格についての定め、同条第 4 項では、入札保証金を納付した場合の定め、同条第 5 項では、契約書に係る定めがある。

地方自治法

第 234 条	契約の締結	<p>売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価</p>
---------	-------	---

		<p>格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。</p> <p>5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。</p> <p>6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p>
--	--	---

② 一般競争入札について

i) 原則的な契約方式であること

一般競争入札は、特定の業者に限定せず、広く不特定多数の参加者を募集し、その中で最も有利な条件を提示した業者を選定した上で、その業者と契約を結ぶ方法であり、参加希望業者に対する機会均等性、公正性、経済性の原則を維持して実施することができる点に利点がある。

このため、総務省は一般競争入札の徹底を求めるため、平成19年3月30日に各都道府県知事及び政令指定都市市長宛てに、「地方公共団体における入札及び契約の適正化について」の文書を通知し、都道府県及び政令指定都市にお

いては、1,000 万円以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとしている。

地方公共団体における入札契約適正化・支援方策（総務省）※抜粋

1 (1) 一般競争入札の拡大について 地方自治法令上一般競争入札が原則とされていることから、すべての地方公共団体において、一般競争入札の導入を図ること。
--

ii) 入札保証金について

一般競争入札により契約を締結しようとする際は、着実な競争者を得るためと、落札者が契約を締結すべき義務を履行することを担保することを目的として、地方自治法施行令第 167 条の 7 第 1 項の規定に従い、入札保証金を納めさせることを原則としている。

地方自治法施行令

第 167 条の 7	一般競争入札の入札保証金	普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。
------------	--------------	--

岐阜市上下水道事業部契約規程は、入札保証金について以下のように定められている。

岐阜市上下水道事業部契約規程

第 3 条	入札保証金	競争入札に参加しようとする者は、その者の見積る入札金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。 (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に上下水道事業部を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 第 18 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
-------	-------	---

iii) 予定価格について

予定価格とは、適正価格を設定することを目的として、その契約金額を決定する基準であり、あらかじめ作成しなければならない見込価格のことであり、地方自治法第 234 条第 3 項においては、収入を目的とする契約においてはその下限額が予定価格であり、支出を目的とする契約においてはその上限額を画する基準であるとされている。

地方自治法

第 234 条 3 項	契約の締結	普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
-------------	-------	---

岐阜市上下水道事業部契約規程は、予定価格の作成について以下のように定められている。

岐阜市上下水道事業部契約規程

第 20 条	予定価格の作成	競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所におかなければならない。
第 21 条	予定価格の決定方法	<p>1 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p>

なお、岐阜市上下水道事業部では、予定価格の公表について、岐阜市上下水道事業部予定価格の公表に関する要綱により、以下のように定められている。

岐阜市上下水道事業部予定価格の公表に関する要綱

第1条	趣旨	この要綱は、入札契約制度の一層の透明性を高め、事業者間の適正な競争を図るため、工事等（次条に規定する建設工事、建設工事に係る委託業務及び物品の買入れをいう。以下同じ。）の入札に係る予定価格を公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。
第2条	公表の対象	この要綱による予定価格の公表の対象は、次に掲げる工事等とする。ただし、当該予定価格を公表することにより契約に係る事務に関し著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、公表の対象としないことができる。 (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。） (2) 測量業務、建築コンサルタント業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び工事監理業務（以下「建設工事に係る委託業務」という。） (3) 物品の買入れのうち、予定価格が3,000万円以上のもの。
第3条	公表の時期	予定価格の公表時期は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1) 建設工事岐阜市上下水道事業部公共工事等の発注の見通し及び競争入札等の情報の閲覧等に関する規程（平成13年岐阜市水道部管理規程第10号。以下「閲覧規程」という。）第7条第1項の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、当該ア及びイに定める日 ア 総合評価落札方式による工事（建築一式工事、電気工事及び管工事を除く。）のうち、予定価格が5,000万円以上のもの落札者が決定した日 イ アに掲げる工事以外の工事一般競争入札の公告日又は指名通知をした日 (2) 建設工事に係る委託業務落札者が決定した日 (3) 物品の買入れ落札者が決定した日

第4条	公表の方法等	<p>1 予定価格の公表は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 建設工事閲覧規程第7条第2項の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、当該ア及びイに定める方法</p> <p>ア 前条第1号アに掲げる工事 入札に係る予定価格を記載した価格調書を上下水道事業部上下水道事業政策課（以下この項において「上下水道事業政策課」という。）において閲覧に供し、及び岐阜市ホームページ（以下この項において「市ホームページ」という。）に掲載する方法</p> <p>イ 前条第1号イに掲げる工事 アに掲げる方法及び公告又は指名通知書に予定価格を記載する方法</p> <p>(2) 建設工事に係る委託業務入札に係る予定価格を記載した価格調書を上下水道事業政策課において閲覧に供し、及び市ホームページに掲載する方法</p> <p>(3) 物品の買入れ入札に係る予定価格を記載した価格調書を上下水道事業政策課において閲覧に供し、及び市ホームページに掲載する方法</p> <p>2 前項の規定により閲覧に供する期間は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 建設工事閲覧規程第7条第1項の規定にかかわらず、次のア及びイに掲げる工事の区分に応じ、当該ア及びイに定める期間</p> <p>ア 前条第1号アに掲げる工事 落札者が決定した日から起算して5年を経過する日まで</p> <p>イ 前条第1号イに掲げる工事 一般競争入札の公告日又は指名通知の日から落札者決定後5年を経過する日まで</p> <p>(2) 建設工事に係る委託業務落札者が決定した日から起算して5年を経過する日まで</p> <p>(3) 物品の買入れ落札者が決定した日から起算して5年を経過する日まで</p>
-----	--------	---

iv) 最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、公共事業の入札において、不当に安い価格での落札

による工事の品質低下を防止することを目的として、あらかじめ設定された一定の価格を下回る入札価格を失格とする制度であり、根拠法令は地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項である。

地方自治法施行令

第 167 条 10	一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするることができる場合	2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とするることができる。
---------------	--	---

総務省が、平成 19 年 3 月 30 日に各都道府県知事及び政令指定都市市長宛てに通知した文書「地方公共団体における入札及び契約の適正化について」では、最低制限価格について、以下のとおり通知している。

地方公共団体における入札契約適正化・支援方策（総務省）※抜粋

<p>1（3）一般競争入札の落札者の決定について</p> <p>最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が懸念されることから、これらの弊害が生じることのないよう取り扱う必要があること。</p> <p>最低制限価格の設定に当たっては、応札結果を反映して最低制限価格が変動するような方法など、同価入札の減少につながる方法により、適切に設定すること。</p>

なお、岐阜市上下水道事業部では、最低制限価格について、岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領により、以下のように定められている。

岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領

第 1 条	趣旨	この要領は、岐阜市上下水道事業部が行う競争入札において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び委託業務の契約を締結しようとする場合における最低制限価格制度（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。
-------	----	---

		以下「政令」という。)第167条の10第2項(政令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度をいう。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条	対象の工事及び業務	この要領の対象とする工事及び業務は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定めるものとする。 (1) 建設工事予定価格130万円以上5,000万円未満のもの(総合評価落札方式の場合を除く。) (2) 委託業務予定価格250万円以上500万円未満のもの。
第3条	最低制限価格の算定方法	1 建設工事の最低制限価格は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 (1) 建設工事(土木系5工事(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事(解体工事を除く。)、舗装工事、塗装工事及び造園工事をいう。)、鋼構造物工事並びに土木経費で積算する電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事(以下「土木系5工事等」という。)を除く。)の場合予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の97%の額、共通仮設費の額の90%の額、直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額に現場管理費の額を加えた額の90%の額及び一般管理費の額の68%の額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、岐阜県建設工事低入札価格調査等に関する事務処理要領(平成18年3月31日工検第243号)別紙4の(6)又は(7)の規定により上水道工事及び下水道工事で積算する電気工事及び機械器具設置工事にあつては、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の97%の額、共通仮設費の額の90%の額、現場管理費の額の90%の額、一般管理費の額の68%の額、機器費の額の92%の額、据付間接費の額の90%の額及び設計技術費の額の92%の額の合計額に100

		<p>分の 110 を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 土木系 5 工事等の場合予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の 97% の額、共通仮設費の額の 90% の額、現場管理費の額の 90% の額及び一般管理費の額の 68% の額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額</p> <p>(3) 前 2 号の規定により得られた額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額</p> <p>(4) 第 1 号及び第 2 号の規定により得られた額が、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額</p> <p>2 委託業務の最低制限価格は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ該当各号に定める額(1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 業務原価(人件費、物件費等の直接経費をいう。以下同じ。)が明確な委託業務の場合予定価格算出の基礎となった業務原価の 80% の額に 100 分の 110 を乗じて得た額に、10 分の 9 を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号の規定により得られた額が、予定価格に 10 分の 6.3 を乗じて得た額を超える場合予定価格に 10 分の 6.3 を乗じて得た額</p> <p>(3) 第 1 号の規定により得られた額が、予定価格に 10 分の 5 を乗じて得た額に満たない場合予定価格に 10 分の 5 を乗じて得た額</p> <p>(4) 業務原価が不明確な委託業務の場合予定価格に 10 分の 5 を乗じて得た額</p>
--	--	--

③ 指名競争入札について

i) 一般競争入札に対する例外的な契約方式であること

指名競争入札とは、公共事業の発注者が、資力や信用度など一定の基準を満たす特定の企業(事業者)を事前に指名し、その指名された企業同士で競争させて契約者を決める入札方式であり、地方自治法施行令第 167 条の条件を満たす場合にのみ実施できる契約方法である。

地方自治法施行令

第 167 条	指名競争入札	<p>地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。</p> <p>三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>
---------	--------	---

岐阜市上下水道事業部では、指名競争入札について、岐阜市上下水道事業部契約規程で、以下のように定められている。

岐阜市上下水道事業部契約規程

第 25 条	指名競争入札の参加者の資格について、一般競争入札の参加者の資格の規定の準用	<p>1 第 18 条第 1 項から第 3 項までの規定は、政令第 167 条の 11 第 2 項の指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めようとする場合に、これを準用する。</p> <p>2 前項の場合において、同項の資格が第 18 条第 1 項の資格と同一である等のため、前項において準用する第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず同条第 2 項及び第 3 項の規定による資格及び名簿の作成をもって代えるものとする。</p>
第 26 条	指名競争入札の参加者の指名	指名競争入札に付するときは、前条の資格を有する者のうちから一定の基準により、競争入札に参加する者を 3 人以上指名しなければならない。
第 27 条	一般競争入札に関する規定の準用	第 19 条から第 23 条まで及び第 24 条の 2 の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

④ 随意契約について

i) 随意契約の要件について

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいうところ、地方自治法施行令第167条の2にその要件の定めがある。

予定価格が少額であることを要件とする「少額随意契約」については、地方自治法施行令第167条の2第1号に定めがあり、その別表五では指定都市を除く市区町村における工事又は製造の請負契約は予定価格が130万円を超えないものとされている（令和7年4月1日に施行された地方自治法施行令の改正により、少額随意契約の基準額が200万円に引き上げられていることに注意。監査対象となる令和6年度の指定都市を除く市区町村の工事契約は予定価格が130万円を超えないものが少額随意契約の要件である。）。

地方自治法施行令

第167条の2	随意契約	<p>地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>別表第五</p> <p>一 工事又は製造の請負 指定都市を除く市区町村 200万円</p>
---------	------	---

また、地方自治法の特則である地方公営企業法においては、地方公営企業における少額随意契約の範囲を定めており、地方公営企業法施行令第21条の13第1号と別表第一においては、以下の金額の範囲内とされている。

地方公営企業法施行令

第21条の13	随意契約	<p>随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）</p>
---------	------	---

		<p>が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>別表第一 一 工事又は製造の請負 指定都市を除く市区町村 200万円</p>
--	--	---

岐阜市上下水道事業部では、随意契約について、岐阜市上下水道事業部契約規程で、以下のように定められている。

岐阜市上下水道事業部契約規程（令和6年4月1日現在）

第28条	随意契約による少額の契約	<p>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「企業法施行令」という。)第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 130万円 (2) 財産の買入れ 80万円 (3) 物件の借入れ 40万円 (4) 財産の売払い 30万円 (5) 物件の貸付け 30万円 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円</p>
第28条の2	予定価格の決定	<p>随意契約によるときは、あらかじめ第20条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。</p>
第29条	見積書の徴取	<p>随意契約によるときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、企業法施行令第21条の13第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合その他管理者が契約の性質又は目的により必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>

なお、岐阜市上下水道事業部では、随意契約が競争入札を原則とする契約方式の例外であり、その範囲は地方公営企業法施行令で定める場合に該当するときに限られていることから、その適用に慎重を期するために「岐阜市上下水道事業部随意契約ガイドライン」（令和6年8月29日改正）を定めている。

(2) 監査手続

検証に当たっては、工事契約及び委託契約の内容、業者選定手続、予定価格又は予算金額と契約額とを比較し、予算等の範囲内であったかどうか等の検証をして、契約締結のための決裁が適切であったかどうかを関連資料の閲覧、質問等により確認した。具体的には以下のとおりである。

- ① 契約の方式決定及び相手方の選定について、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の選定が適法かつ妥当であるかを、予定価格調書、指名理由調書等、入札関係書類を閲覧、担当者等に質問等をした。
- ② 契約の方式決定及び相手方の選定について、競争入札の参加者の資格審査等が適正に行われているかを、審査関係書類等を閲覧、担当者等に質問等をした。
- ③ 契約の締結について、契約書が適時・適正に作成され、工事完成の時期、契約の履行期限が守られているかを、施工計画書、工程表、完成報告書、完了検査合格通知書等を閲覧、担当者等に質問等をした。
- ④ 契約の履行について、契約代金及び前払金の支払いが適切かを、建設工事請負契約書、工事台帳、代金支払請求書、支払伝票等を閲覧した。

なお、監査時点における、契約に係る規程等の施行日は下記のとおりである。

規程等名称	施行日等
岐阜市上下水道事業部契約規程	令和6年10月1日
岐阜市公契約条例	令和2年4月1日
岐阜市上下水道事業部随意契約ガイドライン	令和6年8月29日
岐阜市上下水道事業部緊急随意契約における業者選定要領	令和6年8月29日
岐阜市上下水道事業部少額随意契約の公表に関する要領	令和6年8月29日
岐阜市上下水道事業部予定価格の公表に関する要綱	令和3年4月1日
岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領	令和4年8月1日
岐阜市プロポーザル方式ガイドライン	令和6年4月1日
令和6年度入札契約制度について	令和6年4月1日

岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱	令和 6 年 4 月 1 日
岐阜市上下水道事業部公契約条例施行要綱	令和 3 年 4 月 1 日
岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱	令和 4 年 8 月 1 日
岐阜市上下水道事業部特定建設工事共同企業体取扱要領	令和 3 年 4 月 1 日
岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領	令和 4 年 4 月 1 日
岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会要綱	令和 4 年 4 月 1 日
地方自治法施行令	令和 6 年 4 月 1 日
地方公営企業法施行令	令和 6 年 4 月 1 日
岐阜市上下水道事業部建設工事変更事務処理要領	令和元年 11 月 21 日

(3) 抽出案件

令和 5 年度、令和 6 年度決算報告書の【4 会計（1）重要契約の要旨イ工事請負契約の主要なもの】及び、令和 6 年度決算付属書類の「2 工事」に記載されている下水管渠布設工事費、下水管渠整備工事費、下水処理場施設工事費の合計額（2,218,241 千円）、令和 6 年度決算報告書の収益費用明細書に計上されている委託料合計額（978,059 千円）のうち、令和 6 年度に契約履行している下記の 8 件（工事契約 3 件、委託契約 5 件）について、業者選定方法等を検証した。

【工事契約】

参照番号	工事名	業者名	契約年月日 着工年月日 完成年月日	契約金額 (税込) (千円)	業者選定方法
No. 1	則武中 1 丁目下水管渠布設替工事	山本建設(株)	令和 6 / 4 / 22 令和 6 / 4 / 22 令和 6 / 10 / 31	13,980	指名競争入札
No. 2	須賀ポンプ場耐水化整備建築工事	(株)渡辺工務店	令和 7 / 3 / 21 令和 7 / 3 / 21 令和 8 / 1 / 23	94,897	一般競争入札
No. 3	鷺山下水管渠布設替工事	山本建設(株)	令和 6 / 9 / 6 令和 6 / 9 / 6 令和 7 / 6 / 30	30,173	一般競争入札

【委託契約】

参照 番号	案件名	契約先	契約期間	令和6年度金 額（税込） （千円）	業者選定 方法
No.4	管路施設実施設 計業務委託	オリジナル設 計(株) 岐阜営業所	令和 6/8/19～ 令和 7/3/21	年額 31,795	指名競争入札
No.5	岐阜市汚泥有効 利用施設整備方 針検討業務委託	(株)日水コン 岐阜事務所	令和 5/11/8～ 令和 7/3/7	年額 28,270	指名競争入札
No.6	長良ほか下水管 渠清掃調査業務 委託	岐環協岐阜ク リーン合理化 事業特別企業 体	令和 6/7/12～ 令和 7/2/28	年額 13,200	随意契約
No.7	岐阜市公共下水 道官民連携手法 導入検討業務委 託	(株)日水コン岐 阜事務所	令和 6/5/14～ 令和 7/3/19	年額 13,745	指名競争入札
No.8	岐阜市公共下水 道基本構想改定 業務委託	中央コンサル タンツ(株)岐阜 事務所	令和 6/5/24～ 令和 7/3/19	年額 11,627	指名競争入札

【No.1】

契約名	則武中1丁目下水管渠布設替工事
契約業者（所在地）	山本建設株式会社（岐阜市）
契約期間	令和6年4月22日～令和6年10月31日
契約金額（当初・消費税込）	16,697,615円
契約金額（変更後・消費税込）	13,980,615円
予定価格（消費税込）	18,599,900円
予定価格事前公表の有無	有
最低制限価格（消費税込）	16,697,615円
契約方法	指名競争入札 地方自治法第234条、地方自治法施行令第167条1項
応札者数	14者（うち5者辞退）
入札保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第3条第1項第2号 （第18条第1項及び第25条第1項の資格を有する者

	による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。)
契約保証金の有無	有
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第1章第14条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	無
反社会的勢力でないことへの対応措置	契約書約款に明記 第47条の3（暴力団排除措置による解除） 第47条の4（不当要求による解除）

① 工事の内容及び業務の管理

当契約は、岐阜市則武中1丁目において、主要地方道岐阜美山線の道路改良工事に伴い、既設下水管渠を布設替えおよび撤去することを目的とし、契約業者は、その業務実施に当たり、現場の安全管理（交通安全対策含む）、工事に伴う公害防止対策、技術者の配置等、仕様書及び関係法令に従い、現場はもとより近隣の状況についても把握し、絶えず注意を払い現場内外における安全の確保、秩序の維持及び保全に努め、その業務を遂行するための要員を配置するものとする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 工事業業者選定方法

当契約は、指名競争入札により工事業業者を選定したが、辞退者等を除く入札業者9者のうち、5者が最低制限価格の16,697,615円(消費税込)で入札した結果、電子くじにより落札者が決定された。

③ 辞退者数について

当該契約の価格調書によると、指名業者14者、辞退者は5者であった。

入札辞退届に記載された辞退理由は、技術者が配置できないこと、予定価格以下での応札が困難であること、業務内容の一部に対応が困難であること、作業員

確保が困難であることが挙げられていた。

④ 契約金額変更について

当契約は当初契約から 2,717,000 円（消費税込）の減額となった。減額の理由は、計画変更による布設工の延長及び撤去工の既設舗装撤去・復旧を減工し、併せて設計数量に差異が生じたため変更するものであり、いずれも岐阜市上下水道事業部建設工事変更事務処理要領に適合・該当するものであることを、設計変更基準確認シートを閲覧することにより確かめた。

岐阜市上下水道事業部建設工事変更事務処理要領

第 1 条	趣旨	この要領は、岐阜市上下水道事業部（以下「部」という。）が行う建設工事に係る設計変更及びそれに伴う契約変更等の事務の適正化、合理化及び簡素化を図るため、その事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
第 2 条	通則	設計書は、周到な調査及び測量、適正な規格及び基準並びに綿密な設計及び積算によって作成されるものである。従って、工事の中途において、みだりに設計の変更を行わないのが原則である。しかし、建設工事は、予知できない自然条件及び地質、土質等種々異なる条件を前提に設計を行わざるを得ないので予測することのできない状態が生ずることは避けられない。従って、やむを得ず設計変更を行わなければならないことがあるが、設計変更は、真にやむを得ないものに限り、かつ、必要最小限の範囲で行うものとする。
第 3 条	設計変更の定義	この要領において「設計変更」とは、工事の実施にあたり、契約の目的を変更しない限度において設計図書の一部を変更することをいう。2 設計変更の場合のうち、岐阜市上下水道事業部工事請負契約書約款（以下「契約約款」という。）第 18 条、第 19 条、第 24 条及び第 30 条に規定する条件の変更又は部の意思による内容変更の場合は、契約変更の手続の前にあらかじめ受注者と協議のうえ指示をするものとする。
第 4 条	設計変更の基準	設計変更することができる基準は、次に定めるところによる。ただし、設計変更は、やむを得ないものに限るものとし、また明らかに別工事と認められるものについては、設計変更により処理してはならない。

		<p>(1)設計図書と工事現場の状態が一致しない場合</p> <p>(2)図面と仕様書が交互符合しない場合（建築工事を除く。）及び設計図書に誤謬又は脱漏がある場合</p> <p>(3)設計図書に示された施工条件が実際と異なる場合</p> <p>(4)施工条件について予期できない特別の状態等設計どおりの施工を制約する事由が生じた場合</p> <p>(5)新工種の採用により変更の必要が生じた場合</p> <p>(6)自然現象による災害その他不可抗力による事由により工事を設計どおり施工することが不可能となった場合</p> <p>(7)他事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合</p> <p>(8)工事を設計どおり施工することが自然環境の適正な保全と抵触する、工事施工区域の要望がある等の事由があり、公益上変更が必要とされる場合</p> <p>(9)予算上の処置により変更が必要とされる場合</p> <p>(10)用地確保等が予定と異なり、変更の必要が生じた場合</p> <p>(11)前各号に掲げるもののほか、特にやむを得ないもので、変更することが妥当であると認められる場合</p>
第5条	設計変更に伴う契約変更の範囲	<p>設計変更に伴う契約変更の範囲は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1)設計変更による増加額が当初請負代金額の30%以内である場合</p> <p>(2)設計変更による増加額が当初請負代金額の30%を超えるものであって、現に施工中の工事と分離して施工することが困難な場合</p> <p>(3)前2号の場合において、契約変更が複数回あっても、当初請負代金額に対するものとする。</p> <p>(4)設計変更により減額する場合2前項の規定にかかわらず、設計変更に伴い、契約金額に増減がなく、かつ、工法及び種別間の大幅な変更がない場合は、精算設計書及び出来形図を作成し、契約変更をしないものとする。</p>
第6条	軽微な変更	<p>設計変更のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、軽微な設計変更とする。</p> <p>(1)工事の基本的な内容に重大なる影響を及ぼさないも</p>

		<p>の</p> <p>(2)別表第 1 の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(3)設計変更見込金額の合計額が当初設計金額の 20%以内のもの 2 前項第 3 号の場合において、設計変更が複数回あっても当初設計金額に対するものとする。</p>
第 7 条	設計変更の手続	<p>監督職員は、設計変更の必要が生じた場合は、速やかに、その変更内容を掌握し、監督権者に報告するものとする。</p> <p>2 監督権者は、前項の規定による報告を受けた場合は、受注者と協議のうえ、内容を決定し、指示書（上下水道工事共通仕様書様式第 12-1 号）により受注者に通知するものとする。</p>
第 8 条	契約変更の手続	<p>設計変更に伴う契約変更は、その必要が生じた都度行うものとする。ただし、第 6 条に規定する軽微な設計変更に伴うものは、工事完成時（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度末（工事完成年度を除く。)) までに行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、精算設計書に基づく金額の増減が元設計金額と同額となる場合は、工法又は種別間的大幅な変更となる場合を除き、精算設計書及び出来形図を作成し、契約変更をしないものとする。</p>
第 9 条	仮設工法等の取扱い	<p>契約約款第 1 条第 3 項に規定する仮設、工法等のうち、工事に重大な影響を及ぼすものについては、指定仮設として設計変更の対象とする。</p>
第 10 条	工期の変更及び工事の中止	<p>工期の変更及び施工の中止に当たっては、契約約款第 20 条から第 23 条までの規定に基づき適切な措置をとるものとする。</p>
第 11 条	その他	<p>この要領の規定は、契約約款第 25 条から第 29 条までに規定する場合において、設計変更により処理するときに準用するものとする。</p>
第 12 条	入札者又は契約の相手方に対する説明	<p>部は、入札者又は契約の相手方に対し、この要領に定める事項その他設計変更に関し必要な事項を、あらかじめ了知させておくものとする。</p>

【No. 2】

契約名	須賀ポンプ場耐水化整備建築工事
契約業者（所在地）	株式会社渡辺工務店（岐阜市）
契約期間	令和 7 年 3 月 21 日～令和 8 年 1 月 23 日

契約金額(当初・消費税込)	94,710,000 円
契約金額(変更後・消費税込)	94,897,000 円
予定価格(消費税込)	103,334,000 円
予定価格事前公表の有無	有
低入札調査基準価格 (消費税込)	94,998,066 円
契約方法	一般競争入札 総合評価落札方式(特別簡易型(チャレンジ型))
応札者数	2 者
入札保証金の有無	無(免除) 岐阜市上下水道事業部契約規程第3条第1項第2号 (第18条第1項及び第25条第1項の資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。)
契約保証金の有無	有
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第1章第14条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	有。一次下請：15件、二次下請：15件、 三次下請：5件、四次下請：1件 計：36件
再委託の業務範囲	一次下請：仮設工事、電気設備工事、内装工事、防水工事、解体工事、あと施工アンカー工事、鉄筋工事、溶接工事、金属工事、型枠工事、鋼製建具工事、左官工事、熱絶縁工事、塗装工事、土工事 二次下請：仮設工事、内装工事、防水工事、環境配慮改修工事、あと施工アンカー工事、外装改修工事、解体工事、鋼製建具工事、金属工事、土工事 三次下請：環境配慮改修工事、無収縮グラウト、鋼製建具工事 四次下請：鋼製建具工事
再委託金額(消費税込)	合計額：80,047,000 円
再委託確認方法	施工体制台帳及び施工体制把握表にて把握
反社会勢力でないことへの 対応措置	契約書約款に明記 第47条の3(暴力団排除措置による解除) 第47条の4(不当要求による解除)

① 工事の内容及び業務の管理

当契約は、須賀ポンプ場の建築物において、主に既設扉を防水扉に改修し、施設の耐水化整備を行うことを目的とし、契約業者は、その業務実施に当たり、現場の安全管理、工事に伴う公害防止対策、技術者の配置等、仕様書及び関係法令に従い、現場内外における安全の確保、秩序の維持及び保全に努め、その業務を遂行するための要員を配置するものとする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 工事業者選定方法

当契約は、一般競争入札（総合評価落札方式）により工事業者を選定したが、入札業者のうち評価値が最も高かった業者が落札をした。

岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価方式実施要領によると、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

当工事契約を総合評価落札方式とした根拠は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領第3条である。

岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領では以下のとおり規定されている。

岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領（抜粋）

第1条	趣旨	この要領は、岐阜市上下水道事業部が発注する建設工事に係る総合評価落札評価方式による一般競争入札及び指名競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
第2条	定義	この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申

		込みをした者を落札者とする方式をいう。
第3条	対象工事	<p>総合評価落札方式の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、原則として設計金額が1億円以上のもので、次に掲げる事項に該当するものとする。ただし、設計金額が1億円未満のものであっても岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会要綱（昭和63年4月1日決裁）に規定する岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が必要と認めるものは対象とすることができる。</p> <p>(1)入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）並びに維持更新費その他のライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事</p> <p>(2)入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事</p> <p>(3)環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの</p> <p>2 事業を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、前項各号に該当する工事について、総合評価落札方式での発注を検討し、同方式で発注する選定案を作成するものとする。</p> <p>3 選定委員会は、所管課長から提出された発注の選定案をもとに、総合評価落札方式の採用の適否及び落札者決定基準を決定するものとする。</p>
第4条	審査委員会の意見の徴取	<p>選定委員会は、総合評価落札方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項について、あらかじめ岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）別表に規定する岐阜市建設工事総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴かなければ</p>

		<p>ならない。</p> <p>2 前項の規定による意見聴取において、当該落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて併せて意見を聴かなければならない。</p> <p>3 選定委員会は、総合評価落札方式において落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が岐阜市上下水道事業部にとって最も有利なもの決定について、あらかじめ審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の規定による意見聴取において、改めて意見を聴く必要がないとされたときは、これを省略することができる。</p> <p>4 選定委員会は、総合評価落札方式の実施に当たり、必要があると認めるときは、岐阜市入札監視委員会に意見を求めることができる。</p>
第5条	入札の公告	<p>上下水道事業部上下水道事業政策課長（以下「上下水道事業政策課長」という。）及び所管課長は、第3条第3項の規定により総合評価落札方式で発注する場合は、入札公告又は指名通知書において、次の事項を公告し、又は通知する。</p> <p>(1)総合評価落札方式による工事である旨</p> <p>(2)総合評価落札方式に係る落札者決定基準</p>
第6条	技術提案の提出	<p>入札参加希望者は、次に掲げる書類を入札参加資格確認申請の際に提出するものとする。</p> <p>(1)技術提案書（様式第1号）</p> <p>(2)工程表（様式第2号）</p> <p>(3)技術提案事項（様式第3号）</p> <p>(4)技術提案の取り扱いに関する事項（様式第4号）</p>
第7条	落札者決定基準	<p>落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準及び手続を定めるものとする。</p>
第8条	評価基準	<p>評価基準は、性能等に係る次に掲げるものとする。</p> <p>(1)評価項目</p> <p>ア 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的要件に応じて設定するものとし、必須の評価項目とそれ以外の評価項目に区分する。</p> <p>イ 必須の評価項目については、各項目ごとに最低限の要求要件及び目標状態を設定できるものであり、</p>

		<p>それらの要求要件を満たしていないものは不合格とする。</p> <p>ウ 必須以外の評価項目については、目標状態の設定をしないで、加算点評価のみを行う。</p> <p>(2)得点配分</p> <p>ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を評価点という。</p> <p>イ 必須の評価項目については、要求要件を満たしている場合には基礎点を与え、更に最低限の要求要件を超える部分について加算点を与える。</p> <p>ウ 必須以外の評価項目については、発注者が示す標準案を満たしていれば標準点を与え、更に評価に応じて加算点を与える。</p> <p>エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。</p> <p>(3)その他評価に必要な事項</p> <p>補償費等の支出額等を評価する場合には、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。</p>
第9条	評価の方法	<p>評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）と当該入札者の入札価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、入札価格にその費用を加算した価格）を基に次の各号のいずれかの方法を採用して数値（以下「評価値」という。）を求めるものとする。</p> <p>(1)加算方式</p> <p>評価値＝技術評価点＋価格評価点（$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$）</p> <p>(2)除算方式</p> <p>評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格</p>
第10条	落札者決定の方法等	<p>選定委員会は、落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。</p> <p>(1)入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。</p> <p>(2)入札に係る性能等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評価項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。</p>

		<p>(3)評価値は、基礎点又は標準点を、予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額を加算した価格）で除した数値より下回っていないこと。</p> <p>2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。</p> <p>3 落札候補者（前項の落札候補者を除く。及び同項の規定によりくじを引く者は、次に掲げる書類を別に定める期間に提出しなければならない。</p> <p>(1)技術提案書内容確認申告書（様式第5号） (2)岐阜市における工事成績評定点（様式第6号） (3)配置予定技術者の工事成績評定点（様式第7号） (4)市内業者への下請率（様式第8号）</p> <p>4 選定委員会は、前項の書類により評価値を確認した結果、落札候補者が評価値の最も高い者でなくなったときは、次順位の者を落札候補者とする。</p> <p>5 次条第3項の規定により技術提案の審査を審査委員会以外のもので行うときは、選定委員会は、落札者の決定を上下水道事業政策課長に行わせることができる。</p> <p>6 上下水道事業政策課長は、落札者が決定されたときは、落札結果を当該建設工事に係る入札参加者及び審査委員会の委員に通知するものとする。</p>
第11条	技術提案の審査	<p>技術提案の審査は、審査委員会において行い、選定委員会で採否を決定するものとする。</p> <p>2 技術提案の審査にあたっては、性能等の確保、施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、選定委員会は、第4条第3項ただし書の規定により審査委員会への意見聴取が省略されたときは、主任検査監又は検査監及び選定委員会が同委員会の委員の中から指名した者（所管課長及び上下水道事業政策課長を除く。）に技術提案の審査を行わせることができる。この場合において、主任検査監又は検査監は、技術提案の審査結果を所管課長及び上下水道事業政策課長に報告するものとする。</p>
第12条	技術提案の採否の通知	<p>技術提案の採否については、入札参加者に技術提案採否通知書（様式第9号）により通知するものとする。</p>

		2 技術提案を採用しない場合は、その理由を記載するものとする。
第 13 条	技術提案の採否に対する説明等	<p>技術提案が採用されない旨の通知を受けた者は、所管課長に対し通知の日から 7 日以内に説明を求められることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。</p> <p>2 所管課長は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、7 日以内に書面により回答するものとする。</p>
第 14 条	責任の所在等	<p>発注者が提案書等を採用するに当たり、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関しても、技術提案を行った受注者はその責任を負うものとする。</p> <p>2 性能等の提案内容が満たされない場合は、受注者は再度の施工義務を有する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、評価する項目の性格から、再度施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定の減点、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うものとする。</p> <p>4 前 3 項に規定する内容は、入札説明書及び契約書の中に明記するものとする。</p>
第 15 条	技術提案の保護	技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
第 16 条	提案書類の作成費用	入札参加者が提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。
第 17 条	その他	この要領に定めるもののほか、必要な事項は、選定委員会が定める。

地方自治法施行令 167 条の 10 第 2 項

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とするることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請

負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかななければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

また、岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会要綱では以下のとおり規定されている。

岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会要綱

第1条	設置	建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）別表に定める工事をいう。以下同じ。）、業務委託及び動産の買入れ又は売払い（以下「建設工事等」という。）の契約を行う場合に、指名競争入札に参加する業者（随意契約時の業者を含む。）の選定、一般競争入札に関する事項等の審議を行うため、岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
第2条	審議事項	<p>委員会において審議する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)岐阜市上下水道事業部競争入札参加者名簿に登載する業者（以下「名簿登載業者」という。）の資格に関する事項</p> <p>(2)名簿登載者の処分に関する事項</p> <p>(3)設計金額4,500万円以上の建設工事の業者の選定に関する事項。ただし、水道工事については、設計金額を3,000万円以上とする。</p> <p>(4)設計金額3,000万円以上の動産の買入れ又は売払いの業者の選定に関する事項</p> <p>(5)設計金額4,500万円以上の業務委託の業者の選定（法令等に基づくもの又は委員会において特に審議する必要がないと認められるものを除く。）に関する事項</p> <p>(6)一般競争入札に関する事項</p> <p>(7)前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項</p>
第3条	組織	<p>委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は上下水道事業部長とし、副委員長は上下水道事業部次長とする。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者とする。ただし、委員以外の所管事業に係る建設工事等に関し、前条第2号から第6号までに掲げる事項を審議するときは、その事業を所管する課の課長を委員に充てることができる。</p> <p>(1)技術審議監</p> <p>(2)主任検査監又は検査監</p> <p>(3)上下水道事業政策課長</p>

		(4)上水道事業課長 (5)下水道事業課長 (6)上水道施設課長 (7)下水道施設課長
第4条	委員長	委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
第5条	会議	委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員会の構成員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第6条	回議	委員会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集するいとまがないときは、半数以上の構成員（委員長を除く。）に回議して委員長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。
第7条	意見の徴取	委員会において必要があるときは、委員長は、関係職員から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
第8条	庶務	委員会の庶務は、上下水道事業政策課において処理する。
第9条	委任	この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
第10条	準用	地質調査、測量、設計及び工事監理の業務委託並びに工事用材料の購入業者の選定については、この要綱を準用する

③ 低入札価格調査について

当契約の落札価格は、94,710,000円であり、低入札調査基準価格 94,998,066円を下回っている。低入札価格調査票を閲覧により確かめたところ、契約業者より提出された積算内訳書は、当契約における工事の目的物に対して、必要な工種は網羅されており、工事目的物に対して積算上の遺漏はないこと、下請状況については、下請業者となる相手方と作業内容及び条件等について金額の合意がされていること等から特段の問題はないと考える。

④ 契約金額変更について

当契約は当初契約から 187,000 円（消費税込）の増額となった。増額の理由は、「国土交通省が決定した令和 7 年 3 月 1 日から適用する労務単価の上昇を受け、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に該当したため」となっており、工事請負契約約款 66 条第 2 項の規定に基づき増額したことを、関連資料等を閲覧することにより確かめた。

【No. 3】

契約名	鷺山下水管渠布設替工事
契約業者（所在地）	山本建設株式会社（岐阜市）
契約期間	令和 6 年 9 月 6 日～令和 7 年 6 月 30 日
契約金額（当初・消費税込）	34,309,000 円
契約金額（変更後・消費税込）	30,173,000 円
予定価格（消費税込）	38,140,300 円
予定価格事前公表の有無	有
最低制限価格（消費税込）	34,309,000 円
契約方法	一般競争入札
応札者数	12 者（うち 4 者辞退）
入札保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第 3 条第 1 項第 2 号 （第 18 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。）
契約保証金の有無	有
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第 1 章第 14 条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	無
反社会勢力でないことへの 対応措置	契約書約款に明記 第 47 条の 3（暴力団排除措置による解除） 第 47 条の 4（不当要求による解除）

① 工事の内容及び業務の管理

当契約は、鷺山地内において、区画整理事業に伴い公共下水道本管の布設替を行うことを目的とし、契約業者は、その業務を岐阜市上下水道事業部「上下水道工事共通仕様書」により実施することとされており、現場の安全管理、工事に伴う公害防止対策、技術者の配置等、仕様書及び関係法令に従い、現場内外における安全の確保、秩序の維持及び保全に努め、その業務を遂行するための要員を配置するものとする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 工事業者選定方法

当契約は、一般競争入札により工事業者を選定したが、辞退者等を除く入札業者8者のうち、6者が最低制限価格の34,309,000円(消費税込)で入札した結果、電子くじにより落札者が決定された。

③ 契約金額変更について

当契約は当初契約から4,136,000円(消費税込)の減額となった。減額の理由は、計画変更による布設工の延長及び撤去工の既設舗装撤去・復旧を減工し、併せて設計数量に差異が生じたため変更するものであり、増額の理由は、賃金・物価の変動に基づくものであった。いずれも岐阜市上下水道事業部建設工事変更事務処理要領に適合・該当するものであることを、設計変更基準確認シートを閲覧することにより確かめた。

【No.4】

契約名	管路施設実施設計業務委託
契約業者(所在地)	オリジナル設計株式会社岐阜営業所(岐阜市)
契約期間	令和6年8月19日～令和7年2月25日 (延長後) 令和6年8月19日～令和7年3月21日
契約金額(当初・消費税込)	31,802,760円
契約金額(変更後・消費税込)	31,795,500円
予定価格(消費税込)	44,489,500円

予定価格事前公表の有無	無
低入札比較価格（消費税込）	35,384,228 円
失格判断基準（消費税込）	31,802,760 円
契約方法	指名競争入札 地方自治法第 234 条、地方自治法施行令第 167 条 1 項
応札者数	11 者（うち 1 者辞退）
入札保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第 3 条第 1 項第 2 号 （第 18 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。）
契約保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第 11 条 1 項 9 号 （管理者は、上下水道事業部と契約を締結しようとする者（以下「契約の相手方」という。）に対し、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。 （9）業務を委託する契約を締結するとき。）
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第 1 章第 14 条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	有。1 件
再委託の業務範囲	測量調査業務
再委託金額（消費税込）	合計額：3,080,000 円
再委託確認方法	再委託承諾願にて把握
反社会勢力でないことへの 対応措置	契約書約款に明記 第 42 条の 3（暴力団排除措置による解除） 第 42 条の 4（不当要求による解除）

① 委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約は、ストックマネジメント計画に基づき、管路施設の実施設業務委託であり、委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等

の作成を行うことを目的とする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 委託業者選定方法

当契約は、指名競争入札により委託業者を選定したが、低入札比較価格以下の委託業者が落札した。なお、落札業者の入札額は失格判断基準以上である。

③ 低入札価格調査について

当契約を落札した契約業者の入札額は、低入札比較価格 35,384,228 円（消費税込）を下回る 31,802,760 円（消費税込）であったため、低入札調査ヒアリングを実施している。低入札調査ヒアリングに係る関連資料を閲覧したところ、直接原価及び直接調査費、その他原価及び一般管理費を区分して差額等を算出し、落札業者にヒアリングを実施した結果、低入札価格であっても、成果品の品質は確保されるものと判断されたため、契約締結に至った。

④ 契約金額変更について

当契約は当初契約から 7,260 円（消費税込）の減額となった。減額の理由は、計画変更による布設工の延長及び撤去工の既設舗装撤去・復旧を減工し、併せて設計数量に差異が生じたため変更するものであり、いずれも岐阜市上下水道事業部建設工事変更事務処理要領に適合・該当するものであることを、設計変更基準確認シートを閲覧することにより確かめた。

⑤ 契約期間の延長について

当契約の完成期日は令和 7 年 2 月 25 日を予定していたが、令和 7 年 3 月 21 日に完了となったことを契約履行期間の延長申請書を閲覧することにより確かめた。

【No. 5】

契約名	岐阜市汚泥有効利用施設整備方針検討業務委託
契約業者（所在地）	株式会社日水コン 岐阜事務所（岐阜市）
契約期間	令和 5 年 11 月 8 日～令和 7 年 3 月 7 日

契約金額(当初・消費税込)	24,420,000 円
契約金額(変更後・消費税込)	28,270,000 円
予定価格(消費税込)	31,232,300 円
予定価格事前公表の有無	無
低入札比較価格(消費税込)	24,850,914 円
失格判断基準(消費税込)	22,336,600 円
契約方法	指名競争入札 地方自治法第 234 条、地方自治法施行令第 167 条 1 項
応札者数	11 者
入札保証金の有無	無(免除) 岐阜市上下水道事業部契約規程第 3 条第 1 項第 2 号 (第 18 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。)
契約保証金の有無	無(免除) 岐阜市上下水道事業部契約規程第 11 条 1 項 9 号 (管理者は、上下水道事業部と契約を締結しようとする者(以下「契約の相手方」という。)に対し、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。 (9) 業務を委託する契約を締結するとき。)
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第 1 章第 14 条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	無
反社会勢力でないことへの 対応措置	契約書約款に明記 第 42 条の 3 (暴力団排除措置による解除) 第 42 条の 4 (不当要求による解除)

① 委託業務の内容及び委託業務の管理

岐阜市が所有する下水処理場(以下、「プラント」という。)は 4 か所あり、現在、各プラントで発生する汚泥は、焼却施設のある南部プラントからは焼却灰と

して、焼却施設のない中部プラントと北西部プラントからは脱水汚泥・引抜汚泥として、焼却施設及びりん回収施設のある北部プラントに集約し、北部プラントにて、りん回収（灰アルカリ抽出法）を行っている。

本契約は、国土交通省通知や既存施設が抱えている課題、社会資本整備総合交付金の交付要件等を踏まえ、岐阜市における汚泥有効利用施設の整備案を検討することを目的とする。

国土交通省通知（令和6年3月14日）

農業生産に必要な不可欠な肥料は、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けやすい状況となっています。一方、下水処理の過程で発生する下水汚泥は、リンや窒素等の肥料成分を含有する国産資源として期待が高まっており、食料安全保障の強化や農業の持続性に貢献する取組として、さらなる肥料利用の拡大が求められています。

国土交通省では、令和12年までに下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増するとの目標を達成すべく（食料安全保障強化政策大綱、令和4年12月決定）、下水汚泥の処理に当たって、肥料利用を最優先する旨の通知を令和5年3月に自治体に向けて発出するなど、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた取組が推進されるよう促してきました。

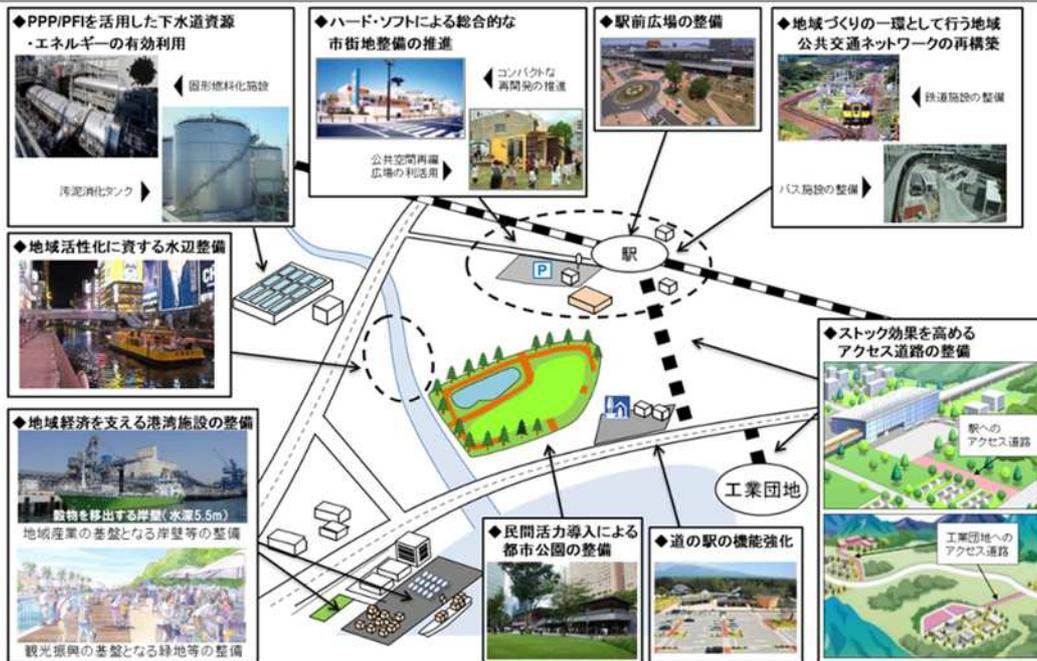
今般、自治体が下水汚泥資源の肥料化を検討するためのマニュアルとして、「下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書(案)」を作成しましたのでお知らせします。

本手順書では、下水汚泥資源の肥料化を自治体が検討する際の手順をフロー図で示し、各段階において検討すべき事項を章ごとに分かりやすく説明しております。また、昨年10月に新たに設定された肥料の公定規格である「菌体りん酸肥料」についても解説しており、肥料登録の方法等を紹介しています。

自治体が本手順書を活用することにより、肥料利用の取組が加速することを期待します。

社会資本整備総合交付金による総合的支援【成長の基盤となる社会資本整備の総合的支援】

将来の成長の基盤となる民間投資・需要を喚起する道路整備やPPP/PFIを活用した公園整備、地域の賑わいの創出に資する民間等と連携した河川の水辺整備、下水道資源・エネルギーの有効利用など、地方公共団体等の取組を総合的に支援する。



社会資本整備総合交付金による総合的支援【豊かな暮らしを支える社会資本整備】

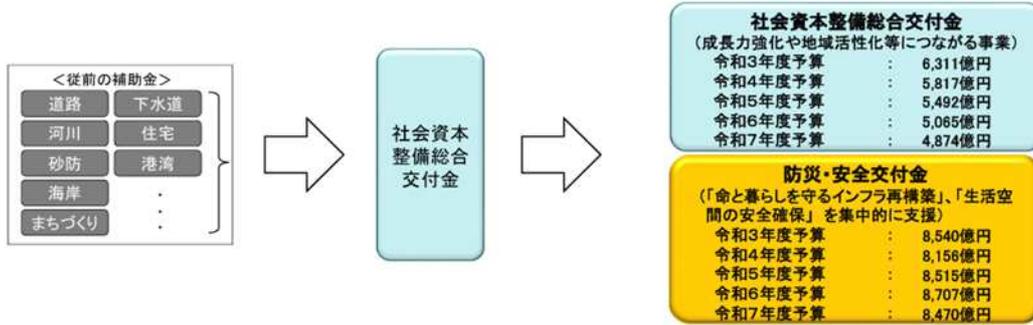
コンパクト・プラス・ネットワークの推進やゆとりとにぎわいのあるまちづくり、地域交通のリ・デザインなど、地方公共団体等の取組を総合的に支援する。



出典：国土交通省ホームページ

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

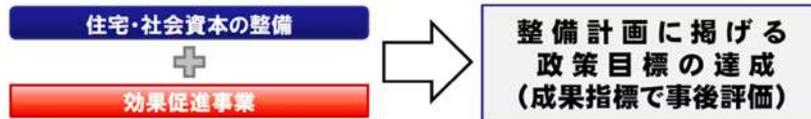
- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設。



両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の17事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業



住宅・社会資本の整備		効果促進事業
基幹事業 ○ 道路 ○ 港灣 ○ 河川 ○ 砂防 ○ 上下水道 ○ 海岸 ○ 都市公園 ○ 市街地 ○ 住宅 ○ 住環境整備 ○ 地域公共交通再構築 等		○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務 ○全体事業費の2割目途
(社会資本整備総合交付金の例) ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成 例) 都市公園の整備 例) 港灣施設の整備 ・民間投資を誘発する取組 例) PF等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入	(防災・安全交付金の例) ・インフラ老朽化対策 例) 公園施設の改修 ・生活空間の安全確保 例) 自転車通行空間の整備 ・事前防災・減災対策 例) 流域治水対策(風水害・土砂災害への対策)	
(社会資本整備総合交付金の例) ・観光情報の発信(観光案内情報板の整備、観光PR等) ・社会実験(シェアサイクル、道路の歩行者優先化等) ・計画検討・策定(住生活基本計画等)		(防災・安全交付金の例) ・ハザードマップの作成・活用 ・防災教育、防災訓練の実施 ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可撤式ポンプ、災害用井戸等) ・遊具の修繕

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

出典：国土交通省ホームページ

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 委託業者選定方法

当契約は、指名競争入札により委託業者を選定したが、低入札比較価格以下の委託業者が落札した。なお、落札業者の入札額は失格判断基準以上である。

③ 低入札価格調査について

当契約を落札した契約業者の入札額は、低入札比較価格 24,850,914 円（消費税込）を下回る 24,420,000 円（消費税込）であったため、低入札調査ヒアリングを実施している。低入札調査ヒアリングに係る関連資料を閲覧したところ、業務内容を十分に理解した上での入札結果であり、契約業者の公共事業実績及び経験等から、業務の遂行が可能であると判断されたため、契約締結に至った。

④ 契約金額変更について

当契約は当初契約から 3,850,000 円（消費税込）の増額となった。増額の理由は、維持管理コストの縮減及び地球温暖化防止、脱炭素の観点から岐阜市において導入効果が高いと推測される汚泥消化工程に係る検討業務を追加するため変更するものであり、いずれも岐阜市上下水道事業部建設工事変更事務処理要領に適合・該当するものであることを、設計変更基準確認シートを閲覧することにより確かめた。

【No. 6】

契約名	長良ほか下水管渠清掃調査業務委託
契約業者（所在地）	岐環協岐阜クリーン合理化事業特別企業体（岐阜市）
契約期間	令和 6 年 7 月 12 日～令和 7 年 2 月 28 日
契約金額（消費税込）	13,200,000 円
契約方法	随意契約（一者随意契約） 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 （不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）

契約保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第 11 条 1 項 9 号 （管理者は、上下水道事業部と契約を締結しようとする者(以下「契約の相手方」という。)に対し、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。 （9）業務を委託する契約を締結するとき。）
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第 1 章第 14 条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	無
反社会勢力でないことへの 対応措置	契約書約款に明記 第 19 条の 3（暴力団排除措置による解除） 第 19 条の 4（不当要求による解除）

① 委託業務の内容及び委託業務の管理

当契約は、発注者が管理する管路施設について、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための基礎資料の作成を目的とする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 委託業者選定方法

当契約は、随意契約（一者随意契約）により委託業者を選定した。一者随意契約の理由は、「下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の目的等から平成 31 年 3 月 19 日に締結された「岐阜市合理化事業計画に関する確認書」にのっとり、本市が策定した合理化事業計画に位置付けられた補償的性格を持つ業務であるためと一者随意契約理由書に記載されている。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法及び「岐阜市合理化事業計画」は以下のとおりである。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法

第1条	目的	この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。
第2条	定義	この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）の規定による市町村長の許可を受け、又は市町村の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。
第3条	一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認	<p>市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という。）に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。</p> <p>2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項その他環境省令で定める事項について定めるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が環境省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。</p>
第4条	合理化事業計画の変更	<p>市町村は、前条第一項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。</p>

第5条	合理化事業の実施	市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。
第6条	市町村に対する資金の融通等	国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。
第7条	事業の転換に関する計画の認定	一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。
第8条	認定を受けた者に対する金融上の措置	国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業等を行う者に対し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第9条	就職のあつせん等	国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

岐阜市合理化事業計画（一部抜粋）

1 目的	本市の下水道の整備に伴い、し尿等の一般廃棄物処理業務が減少することにより、その事業の転換・廃止が余儀なくされるため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(昭和50年法律第31号)の主旨に基づき、一般廃棄物処理業者等の自助努力を基本としつつ、本市は、その経営に影響を与えると予測される期間において、関係業者に対する支援を実施し、業務の安定を保持するとともに、し尿等の適正な処理を確保することを目的として本計画を策定する。
7 合理化事業の内容等	(1)目標 し尿等の要処理量の見通しに見合う一般廃棄物処理業等の業務を安定的に実施するための体制を確保する。 (3)実施期間 平成28年4月1日から平成38年(2026年)3月31日までの10年間とし、5年を目途に中間見直しを行う。 (4)実施方法

	<p>「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」（平成6年3月29日付厚生省衛環第120号通知）、「下水道整備等に伴う合理化基本方針について」（平成5年8月10日付岐阜県通知）による「下水道整備等に伴う合理化基本方針」に基づき、関係業者の事業転換を支援するため、以下の①～⑤の業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。</p> <p>① 下水道関連業務 ② し尿等処理施設関連業務 ③ 最終処分場関連業務 ④ ごみ収集運搬業務 ⑤ その他業務</p>
--	---

③ 過去3期間の業者選定方法と委託額

令和3年4月から令和6年3月（3期間）の委託業者、契約方法及び契約金額は、以下のとおりである。

長良ほか下水管渠清掃調査業務委託

契約期間	委託業者	契約方法	委託額（税込）
令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	岐環境岐阜クリーン合理化事業特別企業体	随意契約	12,980,000円
令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	岐環境岐阜クリーン合理化事業特別企業体	随意契約	13,420,000円
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	岐環境岐阜クリーン合理化事業特別企業体	随意契約	13,420,000円

【No.7】

契約名	岐阜市公共下水道官民連携手法導入検討業務委託
契約業者（所在地）	株式会社日水コン 岐阜事務所（岐阜市）
契約期間	令和6年5月14日～令和7年3月19日
契約金額（当初・消費税込）	13,745,600円
予定価格（消費税込）	18,992,600円
予定価格事前公表の有無	無
調査基準価格（消費税込）	11,395,560円

失格判断基準（消費税込）	9,496,300 円
契約方法	指名競争入札 地方自治法第 234 条、地方自治法施行令第 167 条 1 項
応札者数	11 者（うち 1 者辞退）
入札保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第 3 条第 1 項第 2 号 （第 18 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。）
契約保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第 11 条 1 項 9 号 （管理者は、上下水道事業部と契約を締結しようとする者(以下「契約の相手方」という。)に対し、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。 （9）業務を委託する契約を締結するとき。）
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第 1 章第 14 条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	無
反社会勢力でないことへの 対応措置	契約書約款に明記 第 42 条の 3（暴力団排除措置による解除） 第 42 条の 4（不当要求による解除）

① 委託業務の内容及び委託業務の管理

岐阜市の下水道は、単独公共下水道として中部、北部、南部及び北西部処理区の 6,087ha、流域関連公共下水道として木曾川右岸処理区（東部第 1・第 2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区）の 2,673ha、合計 8,760ha の事業を進めている。

当契約は、今後、より厳しい事業・経営環境が想定される中、適切に施設を管理運営し、持続可能な下水道事業を実現していくため、岐阜市に適した課題解決の有効手段として、官民連携手法（PPP/PFI 手法）の導入を図るため、単独公共下水道及び流域関連公共下水道の全処理区を対象範囲とし、導入可能性調査を実

施することを目的とする。

業務内容として、現状分析、課題の洗い出し、対応方策と業務分類の検討、導入効果の検討、報告書作成、打合せ等がある。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 委託業者選定方法

当契約は、指名競争入札により委託業者を選定したが、辞退者を除く入札業者 10 者のうち、6 者が予定価格 18,992,600 円（消費税込）超で入札、入札価格が最も低額であった契約業者が落札した。

【No. 8】

契約名	岐阜市公共下水道基本構想改定業務委託
契約業者（所在地）	中央コンサルタンツ株式会社 岐阜事務所（岐阜市）
契約期間	令和 6 年 5 月 24 日～令和 7 年 3 月 19 日
契約金額（消費税込）	11,627,000 円
予定価格（消費税込）	14,416,600 円
予定価格事前公表の有無	無
調査基準価格（消費税込）	8,649,960 円
失格判断基準（消費税込）	7,208,300 円
契約方法	指名競争入札 地方自治法第 234 条、地方自治法施行令第 167 条 1 項
応札者数	11 者
入札保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第 3 条第 1 項第 2 号 （第 18 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。）
契約保証金の有無	無（免除） 岐阜市上下水道事業部契約規程第 11 条 1 項 9 号 （管理者は、上下水道事業部と契約を締結しようとする者(以下「契約の相手方」という。)に対し、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければなら

	ない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。 (9) 業務を委託する契約を締結するとき。
履行の実績確認方法	岐阜市上下水道事業部契約規程第1章第14条の規定により、上下水道事業部主任検査監による検査を実施。履行が確認されれば、検査結果通知書を発行。
再委託先の有無 ある場合は件数	無
反社会勢力でないことへの 対応措置	契約書約款に明記 第42条の3（暴力団排除措置による解除） 第42条の4（不当要求による解除）

① 委託業務の内容及び委託業務の管理

岐阜市の下水道事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる中、下水道施設の老朽化や耐震化に伴う更新需要の増大により、経営環境が一層厳しさを増している。このような状況の中、市街化調整区域の下水道整備には今後も多くの費用や年数がかかることから、将来にわたって持続可能な下水道事業を行うため、整備区域を真に必要な区域へと見直す必要がある。

当契約は、市街化調整区域における下水道整備について、「持続可能な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル（平成26年1月）」（国土交通省、農林水産省、環境省）、「岐阜県汚水処理施設整備構想（仮称）市町村作業マニュアル（平成28年7月）」（岐阜県）に基づき、現在の整備区域のもととなっている、平成20年度策定の「岐阜市公共下水道基本構想」を見直すことを目的とする。

受注者が作成する事業計画書及び業務報告書等が適切に提出されているか、発注者が作成する業務監督員を明記した監督員通知書が通知されているか、及び業務内容一覧表、完了検査合格通知書・履行確認書等が作成されているかを確認するために、関連書類を閲覧したところ、特段の問題はなかった。

② 委託業者選定方法

当契約は、指名競争入札により委託業者を選定したが、入札業者11者のうち、7者が予定価格14,416,600円（消費税込）超で入札、入札価格が最も低額であった契約業者が落札した。

(4) 監査結果

① 予定価格の事前公表【意見】

一般競争入札・指名競争入札とも、岐阜市上下水道事業部では公告時に予定価格を事前公表しているが、予定価格の事前公表に関しては、以下のメリット・デメリットがある。

【メリット】

- 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

【デメリット】

- 談合が一層容易に行われる可能性があること。
- 積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること。

予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施されているが、予定価格の公表については、以下の弊害があることが危惧されている。

- 予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりとなること。
- 建設業者の見積努力を損なわせること。
- 入札談合が容易に行われる可能性があること。
- 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、同様の弊害が生じかねないこと。

以上を踏まえて、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和6年12月13日閣議決定）においては、予定価格の事前公表を控えるように求めており、多くの自治体において予定価格の事後公表への変更の動きがあるところである。

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

(令和6年12月16日 各都道府県知事及び議会議長、各指定都市市長及び議会議長あて総務大臣・国土交通大臣連名通知)

II. 継続的に措置に努めるべき事項

6. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

(中略) 予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があり、昨今においても予定価格の事前公表に起因した疑いのある入札談合が発生する等の問題が生じている。このため、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応

を行うこと。この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

競争入札において予定価格を公表することにより、入札事業者が最低制限価格を類推し、複数の事業者が同額で競合した結果、くじで落札業者が決定する案件が発生している。その理由を岐阜市上下水道事業部に質問したところ、各業者の積算ソフトの精度が向上していること、公文書公開請求で求められる積算資料には非公表の価格が一部しかないこと、最低制限価格の算定方法を公表していること（「岐阜市上下水道事業部最低制限価格制度実施要領」（令和4年6月22日））が要因ではないか、との回答であった。

確かに、公平性確保の観点から、事前に算定に必要な情報を提供することには一定の意義があるものの、仮に最低制限価格の正確な額の算定が極めて容易であるとすれば、実質的には最低制限価格を事前公表しているのと変わりがないとも考えられる。

従って、岐阜市上下水道事業部においても、引き続き予定価格の事前公表を維持することの合理性があるのかを十分に検討した上で、事後公表への変更を検討することが望ましい。

② 再委託先の反社会的勢力排除について【意見】

岐阜市上下水道事業部の契約事務では、反社会的勢力排除について契約約款に記載することとしている。岐阜市上下水道事業部と、契約の直接の相手方である事業者間においては、反社会的勢力排除への対応を実施しているが、業務内容によっては再委託先もあり、再委託先は岐阜市上下水道事業部と直接の契約ではないため、反社会的勢力を防ぐ効果が弱いのではないかと考え、当該対応について質問により確かめたところ、再委託先に対しては、反社会的勢力でないことの誓約書等の提供を求めることを検討しているとの回答であった。

前例はないとのことであるが、下水管渠等の布設工事等が中断することは、岐阜市上下水道事業部及び岐阜市民にとって望ましいことではないと考えられることから、誓約書等の提供についてさらに検討し、ぜひとも実施することが望ましい。

9 雨水処理負担金及び一般会計補助金

(1) 概要

地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされる。しかし、経費の負担について地方公営企業法第17条の2では、以下のとおり規定されている。

地方公営企業法（抜粋）

第17条の2 （経費の負担の原則）	次に掲げる地方公営企業の経費で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
----------------------	--

下水道事業の場合、雨水については公費で負担し、汚水処理に係る費用は私費で負担する「雨水公費、汚水私費の原則」がある。

① 令和6年度の地方公営企業操出金について

令和6年4月1日に、総務副大臣より各都道府県知事及び各指定都市市長に通知された「令和6年度の地方公営企業操出金について（通知）」は、以下のとおりである。

第7 下水道事業

	項目	操出しの基準
1	雨水処理に要する経費	雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。
2	分流式下水道等に要する経費	分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施

	項目	繰出しの基準
		設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
3	流域下水道の建設に要する経費	市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものには10%）とする。ただし、平成12年度から令和6年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
4	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額とする。
5	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。
6	不明水の処理に要する経費	計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。
7	高度処理に要する経費	下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。
8	高資本費対策に要する経費	<p>ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。</p> <p>ただし、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。）が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。</p> <p>（ア）供用開始30年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量1㎡当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。）が47円以上かつ有収水量1㎡当たりの使用料が150円</p>

	項目	操出しの基準
		<p>以上の事業</p> <p>(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業であって、平成 30 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が (ア) を満たす場合 (この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)</p> <p>(ウ) 「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号、29 農振第 1698 号、29 水港第 2464 号、国下事第 56 号、環循適発第 1801171 号) により策定した「広域化・共同化計画」に基づき、複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業 (一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。) であって、令和 4 年 4 月 1 日以降に統合後の供用を開始したもののうち、統合前の接続元下水道事業が (ア) を満たす場合 (この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。)</p> <p>イ 操出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(ア) ア (ア) に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³ 当たりの算定対象資本費のうち 47 円を超える額 (次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額) に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量 1 m³ 当たりの使用料が 206 円未満の場合、当該使用料を 206 円で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>(イ) ア (イ) に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に (ア) により算定した基準額 (この場合において、(ア) 中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。) の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業に係る (ア) により算定した基準額 (基準額が生じない場合は 0) を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額</p> <p>(ウ) ア (ウ) に該当する事業のうち、統合前の接続元下</p>

	項目	操出しの基準
		<p>水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目以降に統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に（ア）により算定した基準額（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）に係る（ア）により算定した基準額（一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業（存続した部分）に係る（ア）により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0）を控除した額に、（イ）の表の率を乗じて得た額</p> <p>（エ）ア（ウ）に該当する事業のうち、統合前の接続元下水道事業が供用を開始した日の属する年度の翌年度から起算して、20年目に達するまでに統合後の供用を開始したものについては、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に（ア）により算定した基準額（この場合において、（ア）中「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする。）の合計額から複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）に係る（ア）により算定した基準額（一部の処理区を統合した場合にあっては、接続元下水道事業（存続した部分）に係る（ア）により算定した基準額を含む。基準額が生じない場合は0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額</p>
9	広域化・共同化に要する経費	<p>ア 平成30年度以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）の元利償還金の55%に相当する額とする。</p> <p>イ 「広域化・共同化計画」に基づき令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。</p> <p>（ア）合流式の公共下水道 7/10</p> <p>（イ）分流式の公共下水道</p> <p>次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率</p> <p>① 25人/ha未満であるもの 8/10</p>

	項目	繰出しの基準
		② 25人/ha以上 050人/ha未満であるもの 7/10 ③ 50人/ha以上 075人/ha未満であるもの 6/10 ④ 75人/ha以上 100人/ha未満であるもの 5/10 ⑤ 100人/ha以上であるもの 4/10 (ウ) 公共下水道以外 8/10 ウ 「広域化・共同化計画」に基づき令和4年度以降に実施する事業のうち、公共下水道等(流域下水道を除く。)を流域下水道へ接続するために市町村(下水道事業を営営する一部事務組合を含む。)が実施する施設等の整備事業については、資本費にイで定める率に1/10を加えた率を乗じて得た額とする。
10	地方公営企業法の適用に要する経費	地方公営企業法の適用に要する経費に充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その営営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
11	小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費	建設改良に要する経費の30%とする。 ただし、平成9年度から令和6年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
12	個別排水処理施設整備事業に要する経費	建設改良に要する経費の30%とする。 ただし、平成9年度から令和6年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
13	下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費	下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。
14	その他	ア 下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。 イ 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

② 過去5年間の雨水処理負担金と一般会計補助金

令和2年度から令和6年度の岐阜市下水道事業会計決算書（損益計算書）の雨水処理負担金と一般会計補助金の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雨水処理負担金	331,322	327,225	322,814	321,990	318,819
一般会計補助金	493,961	365,582	368,575	408,477	342,011
補助金等合計	825,283	692,807	691,389	730,467	660,830

雨水処理負担金は、雨水用固定資産の減価償却費と雨水用固定資産取得時の借入金に係る支払利息の合計であるため、減少傾向にある。一般会計補助金は、繰入金項目の変動により年度ごとに補助金額に変動がある。なお、令和6年度の一般会計補助金（収益的収入）の内訳は以下のとおりである。

	項目	操出し基準	負担金項目	金額 (千円)
1	雨水処理に要する経費	第7の1	雨水分減価償却費	240,546
2	雨水処理に要する経費	第7の1	雨水分利子	78,272
	小計			318,819
3	委任事務費	—	受益者負担金事務費	45,538
4	水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	第7の5	水洗便所改造命令等事務費	16,244
5	国財政措置	—	支払利息及び企業債取扱諸費（公防分）	106,434
6	国財政措置		支払利息及び企業債取扱諸費（下水分）	3,914
7	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	第7の4	下水流入規制費	49,837

8	不明水の処理に要する経費	第7の6	不明水処理費	34,895
9	高度処理に要する経費	第7の7	高度処理費	41,287
10	負担金相当	—	キャブ関連企業債利子	17
11	その他	第7の14	緊急下水道整備特定事業債臨時措置分利子	14,477
12	流域下水道の建設に要する経費	第7の3	流域下水道事業債臨時措置分利子	7,811
13	国財政措置	—	補正予算債利子	191
14	その他	第7の14	普及特別対策分利子	5,784
15	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費（※1）	第9の4	児童手当給付分	5,544
16	基準外	—	計測器取付業務費	10,030
			小計	342,011
			合計	660,830

※1は、地方公営企業操出金について（通知）第9その他の項目である。

また、令和2年度から令和6年度の岐阜市下水道事業会計決算書（事業収入に関する事項（資本的収入））の一般会計補助金の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計補助金	691,964	704,542	689,644	647,007	621,107

③ 他の中核市との比較

岐阜市と年間総処理水量が近い他の自治体4市とで、市町村財政の状況（地方公営企業編）により比較を行った。

市町村財政の状況（地方公営企業編）抜粋

自治体名	岐阜県 岐阜市	富山県 富山市	石川県 金沢市	岡山県 倉敷市	愛媛県 松山市	平均
行政区域内 人口（人）	399,492	404,870	442,895	474,330	497,887	443,895
現在配水区域 面積（ha）	8,027	7,341	8,927	8,201	5,325	7,564
下水管布設 延長（km）	2,300	1,926	2,284	2,049	1,583	2,028
終末処理場 数（ヶ所）	4	4	4	4	4	4
年間総処理 水量（m ³ ）	56,108,850	47,367,549	66,928,471	42,402,521	46,614,473	51,884,373
他会計補助 金 3 条（千 円）（※ 1・3）	408,477	1,381,715	2,799,592	6,787,553	2,214,378	2,718,343
他会計出資 金（千円）	—	—	1,114,040	2,040,494	2,099,946	1,751,493 （※ 4）
他会計補助 金 4 条（千 円）（※ 2・3）	632,405	1,375,850	—	249,787	84,012	585,514 （※ 5）
他会計出資 金と他会計 補助金 4 条 合計（千円）	632,405	1,375,850	1,114,040	2,290,281	2,183,958	1,519,307
他会計補助 金等合計（千 円）	1,040,882	2,757,565	3,913,632	9,077,834	4,398,336	4,237,650

出典：総務省市町村財政の状況（地方公営企業編（令和 5 年度））を監査人が加工

※ 1 流域下水道の建設に要する経費（損益計算書に営業外収益として計上）

※ 2 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費（資本的収入）

※ 3 他会計補助金 3 条・4 条は、雨水処理費相当額を除いた金額

※ 4 平均値は、他会計出資金のある 3 市で計算

※ 5 平均値は、他会計補助金 4 条のある 4 市で計算

他会計補助金 3 条は、他の中核市を含めた 5 市の平均額は、2,718,343 千円であるが、岐阜市は 408,477 千円となっており、他会計出資金と他会計補助金 4 条の合計は、他の中核市を含めた平均額は、1,519,307 千円であるが、岐阜市は 632,405 千円である。

また、他会計補助金等合計について、他の中核市を含めた 5 市の平均額は、4,237,650 千円であるが、岐阜市は 1,040,882 千円となっている。

なお、他会計出資金は地方公営企業法第 18 条で以下のとおり規定されている。

地方公営企業法（抜粋）

第 18 条 (出資)	<p>地方公共団体は、第 17 条の 2 第 1 項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。</p> <p>2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。</p>
----------------	--

(2) 監査手続

雨水処理負担金及び一般会計補助金（3 条及び 4 条）の関連資料を入手し、必要と考えられる手続（閲覧、分析及び質問等）を実施することにより、雨水処理負担金及び一般会計補助金（3 条及び 4 条）に関する状況等を検証した。

(3) 監査結果

① 一般会計補助金の見直しについて【意見】

岐阜市では、毎年「雨水処理負担金」として岐阜市下水道事業の雨水処理費用を負担している。雨水処理負担金は、雨水用固定資産の減価償却費と雨水用固定資産取得時の借入金に係る支払利息の合計額であり、岐阜市下水道事業では、第一義的に雨水処理費用に充当している。減価償却費として計上されない雨水用固定資産取得時の消費税と、雨水用固定資産の残存価額 5% については、繰入対象とするか再考の余地はあるものの、現状では繰出し基準を早急に見直す必要性はないものとする。

しかし、他の中核市との比較をした表にあるとおり、令和 5 年度の岐阜市の他会計補助金 3 条は 4.08 億円であり、比較した他の中核市 4 市を含めた平均額は 27.1 億円と比して、約 15.0% となっている。他会計出資金と他会計補助金 4 条合計については、岐阜市は 6.32 億円であり、他の中核市 4 市を含めた平均額 15.1 億円に比して、約 41.9% となっている。また、他会計補助金等合計については、

岐阜市は 10.4 億円であり、他の中核市 4 市を含めた平均額 42.3 億円に比して、約 24.6% となっている。

岐阜市が公共下水道事業を開始した昭和時代と、現在の天候は大幅に変化しており、線状降水帯の発生により、局所的な大雨（豪雨）も頻発することから、雨水処理はもちろんのこと、汚水処理を含めた下水道施設の強化は必須である。また、令和 7 年 1 月 28 日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故は記憶に新しく、岐阜市下水道事業においても下水道の緊急点検を実施するなど、下水道設備に係る費用は増大している。

岐阜市下水道事業では、汚水処理に係る費用が年々増加傾向である。「雨水公費、汚水私費の原則」を貫くと、利用者が負担する下水料金の更なる上昇は避けることが困難となることが予測されるが、昨今の物価高による消費者の経済的負担を考慮する必要があるとも考える。

以上より、汚水処理に要する経費の適切な負担金及び繰入額について、岐阜市上下水道事業部が、岐阜市一般会計と継続して協議することが望まれる。